

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)

新	旧
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 船舶からの油の排出の規制(第四条―第十二条)</p> <p>第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等</p> <p>第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制(第十二条の二―第十二条の十一)</p> <p>第二節 登録確認機関(第十二条の二の十二―第十二条の二の二十二)</p> <p>第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制(第十二条の三―第十二条の十七の五)</p> <p>第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制(第十二条の十七の六―第十二条の十七の十五)</p> <p>第二章の五 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等(第十二条の十七の十六―第十二条の三十六)</p> <p>第三章 廃油処理事業等(第十三条―第二十六条)</p> <p>第四章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置(第二十七条―第</p>	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 船舶からの油の排出の規制(第四条―第十二条)</p> <p>第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等</p> <p>第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制(第十二条の二―第十二条の十一)</p> <p>第二節 登録確認機関(第十二条の二の十二―第十二条の二の二十二)</p> <p>第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制等(第十二条の三―第十二条の十七の五)</p> <p>第二章の四 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制(第十二条の十八―第十二条の三十五)</p> <p>第三章 廃油処理事業等(第十三条―第二十六条)</p> <p>第四章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置(第二十七条―第</p>

三十七条の三)

第四章の二 船級協会等

第一節 船級協会

第一款 放出量確認等に係る船級協会の登録（第三十七条の三の二―第三十七条の三の五）

第二款 検査に係る船級協会の登録（第三十七条の四―第三十七条の七）

第二節 登録検定機関（第三十七条の八―第三十七条の十）

第三節 粉碎設備等登録検定機関（第三十七条の十一―第三十七条の十三）

第四節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第三十七条の十四）

第五節 雑則（第三十七条の十五―第四十二条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（令別表第一の六及び別表第一の七の国土交通省令で定める装置）

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一の六第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める

三十七条の三)

第四章の二 船級協会等

第一節 船級協会（第三十七条の四―第三十七条の七）

第二款 登録検定機関（第三十七条の八―第三十七条の十）

第三節 粉碎設備等登録検定機関（第三十七条の十一―第三十七条の十三）

第四節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第三十七条の十四）

第五節 雑則（第三十七条の十五―第四十二条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（令別表第一の五及び別表第一の六の国土交通省令で定める装置）

第四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める

装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分	装置
<p>総トン数一万トン以上の船舶</p>	<p>油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>
<p>タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上一万トン未満のもの及び総トン数一万トン未満のタンカー</p>	<p>油水分離装置（法第五条の三第二項ただし書の規定により燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）</p>

2 令別表第一の七第一号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分	装置
<p>総トン数一万トン以上の船舶</p>	<p>油水分離装置（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>
<p>タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上一万トン未満のもの及び総トン数一万トン未満のタンカー</p>	<p>油水分離装置（法第五条の三第二項ただし書の規定により燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）</p>

2 令別表第一の六第一号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分	タンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のもの及びタンカー	装置
	タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上四百トン未満のもの	油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置
		油水分離装置

3 令別表第一の七第二号の表の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置とする。

4 (略)

5 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号。以下この項において「適用関係省令」という。）第二条第一項の規定は無害通航船舶（本邦の領海において海洋法に関する国際連合条約第十七条に規定する無害通航権を行使している外国船舶をいう。以下この項において同じ。）についての令別表第一の六第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置について、適用関係省令第二条第二項の規定は無害通航船舶についての第一項の規定の適用について準用する。この場合において、適用関係省令第二条第一項中「タンカーである特定外国船舶」とあり、及び同条第二項中「特定外国船舶」とあるのは、「無害通航船舶

船舶の区分	タンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のもの及びタンカー	装置
	タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上四百トン未満のもの	油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置
		油水分離装置

3 令別表第一の六第二号の表の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置とする。

4 (略)

5 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号。以下この項において「適用関係省令」という。）第二条第一項の規定は無害通航船舶（本邦の領海において海洋法に関する国際連合条約第十七条に規定する無害通航権を行使している外国船舶をいう。以下この項において同じ。）についての令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置について、適用関係省令第二条第二項の規定は無害通航船舶についての第一項の規定の適用について準用する。この場合において、適用関係省令第二条第一項中「タンカーである特定外国船舶」とあり、及び同条第二項中「特定外国船舶」とあるのは、「無害通航船舶

」と読み替えるものとする。

(公用に供する潜水船からの排出方法)

第五条 令第一条の八第五項の規定により読み替えて適用する令別表第一の五又は別表第一の六の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる要件に適合する方法とする。

- 一 水平面から任意の方向に最大十五度傾斜している状態において令第一条の八第五項に規定する水バラスト(以下この条において「燃料油タンク積載水バラスト」という。)の油分の濃度を一万立方センチメートル当たり〇・〇五立方センチメートル以下とする性能を有する装置(以下この条において「油分濃度低減装置」という。)を通じて排出すること。

二・三 (略)

(令第一条の九第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等)

第六条 令第一条の九第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等は、スロップタンク(技術基準省令第十三条第一項第一号のスロップタンクをいう。以下同じ。)内に存する貨物油を含む水バラスト等(水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジをいう。第七条において同じ。)とする。

(油水境界面の確認)

第七条 令第一条の九第一項第五号ただし書の規定による水バラスト等の油水境界面の確認は、当該水バラスト等を排出する直前に、技術基準省令第十三条第一項第三号の油水境界面検出器

と読み替えるものとする。

(公用に供する潜水船からの排出方法)

第五条 令第一条の六第五項の規定により読み替えて適用する令別表第一の五又は別表第一の六の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる要件に適合する方法とする。

- 一 水平面から任意の方向に最大十五度傾斜している状態において令第一条の六第五項に規定する水バラスト(以下この条において「燃料油タンク積載水バラスト」という。)の油分の濃度を一万立方センチメートル当たり〇・〇五立方センチメートル以下とする性能を有する装置(以下この条において「油分濃度低減装置」という。)を通じて排出すること。

二・三 (略)

(令第一条の七第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等)

第六条 令第一条の七第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等は、スロップタンク(技術基準省令第十三条第一項第一号のスロップタンクをいう。以下同じ。)内に存する貨物油を含む水バラスト等(水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジをいう。第七条において同じ。)とする。

(油水境界面の確認)

第七条 令第一条の七第一項第五号ただし書の規定による水バラスト等の油水境界面の確認は、当該水バラスト等を排出する直前に、技術基準省令第十三条第一項第三号の油水境界面検出器

により当該水バラスト等の存する貨物艙の底面から当該水バラスト等の油水境界面までの高さが海面から当該水バラスト等の表面までの高さ以上であることを確かめるものとする。

(令第一条の九第一項第六号の国土交通省令で定める装置)

第八条 令第一条の九第一項第六号の国土交通省令で定める装置は、次の各号に掲げるタンカーの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、これらの装置以外の特殊な装置であつて国土交通大臣がこれらの装置と同等以上の効力を有すると認めるものについては、国土交通大臣が指示するところによるものとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストが排出される貨物艙)

第八条の二 令第一条の九第二項の国土交通省令で定める貨物艙の洗浄の程度は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストの排出方法)

第八条の三 令第一条の九第二項ただし書の国土交通省令で定める方法は、水バラストを排出する直前に当該水バラスト中の油分の状態を確認した上排出する方法とする。ただし、船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあつては、ポンプを使用することなく排出しなければならない。

(事前処理の確認の申請)

第十二条の二の二 (略)

により当該水バラスト等の存する貨物艙の底面から当該水バラスト等の油水境界面までの高さが海面から当該水バラスト等の表面までの高さ以上であることを確かめるものとする。

(令第一条の七第一項第六号の国土交通省令で定める装置)

第八条 令第一条の七第一項第六号の国土交通省令で定める装置は、次の各号に掲げるタンカーの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、これらの装置以外の特殊な装置であつて国土交通大臣がこれらの装置と同等以上の効力を有すると認めるものについては、国土交通大臣が指示するところによるものとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストが排出される貨物艙)

第八条の二 令第一条の七第二項の国土交通省令で定める貨物艙の洗浄の程度は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストの排出方法)

第八条の三 令第一条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める方法は、水バラストを排出する直前に当該水バラスト中の油分の状態を確認した上排出する方法とする。ただし、船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあつては、ポンプを使用することなく排出しなければならない。

(事前処理の確認の申請)

第十二条の二の二 (略)

2 (略)

3 管区海上保安本部長等又は登録確認機関は、確認のため必要があるとき認める場合は、海洋汚染等防止証書その他必要な書類の提示を求めることができる。

第二章の三

船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(船舶発生廃棄物汚染防止規程)

第十二条の三の九 船舶発生廃棄物汚染防止規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 粉碎装置その他の船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止のための機器の取扱い、点検及び整備に関する事項

五 七 (略)

2 (略)

3 管区海上保安本部長等又は登録確認機関は、確認のため必要があるとき認める場合は、海洋汚染防止証書その他必要な書類の提示を求めることができる。

第二章の三

船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制等

(船舶発生廃棄物汚染防止規程)

第十二条の三の九 船舶発生廃棄物汚染防止規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 粉碎装置、焼却設備その他の船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止のための機器の取扱い、点検及び整備に関する事項

五 七 (略)

(特定遵守事項)

第十二条の十五の二 法第十七条の十七第二項の国土交通省令で定める遵守すべき事項は、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 油

イ 令第一条の八第一項に規定する排出基準

ロ 令第一条の九第一項に規定する排出基準

ハ 第八条の十三に規定する排出方法

ニ 技術基準省令第三十五条第一項第二号に規定する事項

二 有害液体物質

第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制

(燃料油の使用に係る記録)

第十二条の十七の六 法第十九条の二十一第一項の規定により、令第十一条の六第一項の表第一号に掲げる海域に入域する場合であつて、同条第二項第一号イに掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。

- 一 使用を開始した時刻
- 二 使用を開始した時刻における船舶の位置
- 三 令第十一条の六第二項第一号イに掲げる基準に適合する燃料油の搭載量

(燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶)

第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。

(外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件)

第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。

- 一 船名及び国際海事機関船舶識別番号

- イ 令第一条の十第一項及び第二項に規定する排出基準
- ロ 第十二条の二第二項に規定する浄化方法

- 二 燃料油を搭載した場所
- 三 燃料油を搭載した年月日
- 四 燃料油の製品名、摂氏十五度の温度における密度及び硫黄分濃度
- 五 燃料油の搭載量
- 六 燃料油供給者の氏名及び署名、住所並びに電話番号

(外国において搭載した燃料油の試料の要件)

第十二条の十七の九 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する試料は、燃料油供給者によつて次に掲げる事項が記載されている適当な容器に収められ、封印されていることとする。

- 一 船名及び国際海事機関船舶識別番号
- 二 試料の採取地及び採取方法
- 三 燃料油を搭載した年月日
- 四 燃料油を供給した設備の名称（他の船舶から燃料油を搭載したときは、当該船舶の名称を含む。）
- 五 燃料油の種類
- 六 容器の封印方法
- 七 燃料油供給者及び燃料油の供給を受けた船舶の船長の氏名及び署名

(燃料油供給証明書等の備え置き期間等)

第十二条の十七の十 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める期間は、燃料油供給証明書にあつては三年間、試料にあつては一年間と搭載された燃料油が消費されるまでの期間とのいずれか長い期間とする。

2 法第十九条の二十二第一項の試料は、次に掲げる要件を満たす場所に備え置かなければならない。

一 居住区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十四号に規定する居住区域をいう。）以外の区域であること。

二 船員が試料から発生するガスに触れるおそれのない場所であること。

三 冷暗所であること。

（燃料油供給証明書等の記載言語）

第十二条の十七の十一 法第十九条の二十二第一項の燃料油供給証明書及び試料の記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。

（揮発性物質放出規制港湾の指定に係る公示）

第十二条の十七の十二 法第十九条の二十三第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域の公示は、官報により行うものとする。

（揮発性物質放出規制対象船舶）

第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物を放出する貨物の積込みを行うものうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

一 タンカー

二 有害液体物質ばら積船（技術基準省令第一条第四項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）

三 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第三十号）第四百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。）

（揮発性物質放出防止設備の使用方法）

第十二条の十七の十四 法第十九条の二十四第三項の規定により揮発性有機化合物を放出する貨物の積込みを行う者が揮発性物質放出防止設備を使用する場合には、次に掲げる事項を記載した操作手引書に従つて行うものとする。

一 揮発性物質放出防止設備の配置を示す図面
二 最大許容荷役速度

三 荷役速度に対する揮発性物質放出防止設備の最大圧力損失
四 通気装置（技術基準省令第四十四条に規定する通気装置をいう。）の設定圧力

五 揮発性物質放出防止設備の操作の方法

六 前各号に掲げるもののほか、揮発性物質放出防止設備の使用に関して必要な事項

（オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外）

第十二条の十七の十五 法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶又は設備を設置した船舶は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

第二章の五 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等
及び廃棄物の焼却の規制等

(焼却設備を用いないで焼却が認められる船舶発生油等)

第十二条の十七の十六 法第十九条の二十六第二項第一号の国土交通省令で定める船舶発生油等は、燃料油及び潤滑油の浄化、機関区域における油の漏出等により生じる油性残留物(法第十九条の二十六第一項の規定により焼却してはならないものを除く。)とする。

(船舶発生油等焼却設備取扱手引書の記載事項)

第十二条の十七の十七 法第十九条の二十六第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たり遵守すべき事項
- 二 船舶発生油等焼却設備の構造に関する事項
- 三 船舶発生油等焼却設備の電気配線に関する事項

(油等の焼却に関する計画の確認の申請)

第十二条の十八 法第十九条の二十六第六項の確認の申請書は、第一号の十様式によるものとする。

2・3 (略)

(焼却確認済証)

第十二条の十九 法第十九条の二十六第七項の規定により交付する焼却確認済証は、第一号の十一様式によるものとする。

第二章の四 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等
及び廃棄物の焼却の規制

(油等の焼却に関する計画の確認の申請)

第十二条の十八 法第十九条の二の三第三項の確認の申請書は、第一号の十様式によるものとする。

2・3 (略)

(焼却確認済証)

第十二条の十九 法第十九条の二の三第四項の規定により交付する焼却確認済証は、第一号の十一様式によるものとする。

(検査の申請等)

第十二条の二十 法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八第一項の検査を受けようとする者は、国土交通大臣（船舶において用いられる要焼却確認廃棄物焼却設備については、船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下この章において同じ。））、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に要焼却確認廃棄物焼却設備検査申請書を提出しなければならない。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備検査申請書は、第一号の十二様式によるものとする。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十九条の二十七第一項前段の検査を受ける場合は、次の書類

イ 要焼却確認廃棄物焼却設備の製造仕様書

ロ 要焼却確認廃棄物焼却設備の構造及び配置を示す図面

(検査の申請等)

第十二条の二十 法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査を受けようとする者は、国土交通大臣（船舶において用いられる焼却設備については、船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下この章において同じ。））、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に焼却設備検査申請書を提出しなければならない。

2 焼却設備検査申請書は、第一号の十二様式によるものとする。

3 焼却設備検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十九条の三第一項前段の検査を受ける場合は、次の書類

イ 焼却設備の製造仕様書

ロ 焼却設備の構造及び配置を示す図面

- ハ 要焼却確認廃棄物焼却設備の使用材料を示す書類
- ニ 要焼却確認廃棄物焼却設備の使用方法を示す書類
- ホトト (略)

二 法第十九条の二十七第一項後段又は法第十九条の二十八第一項の検査を受ける場合は、次の書類

- イ 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証
- ロ 法第十九条の二十八第一項の検査を受ける場合にあつては、前号に掲げる書類のうち国土交通大臣の指示するもの

4 (略)

第十二条の二十一 法第十九条の二十七第一項後段の検査を要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間の満了前に受けた場合は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間は満了したものとみなす。

(検査の準備)

第十二条の二十二 法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八第一項の検査を受けようとする者は、国土交通大臣が指示するところに従い検査の準備をするものとする。

(検査の引継ぎ又は委嘱)

第十二条の二十三 船舶において用いられる要焼却確認廃棄物焼却設備について法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八第一項の検査を申請した者は、当該船舶が検査を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該検査を申請した地方運輸局長に要焼却確認廃棄物焼却設備検査引継申請書を提出して、当該船舶の新たな所在地

- ハ 焼却設備の使用材料を示す書類
- ニ 焼却設備の使用方法を示す書類
- ホトト (略)

二 法第十九条の三第一項後段又は法第十九条の四第一項の検査を受ける場合は、次の書類

- イ 焼却設備検査証
- ロ 法第十九条の四第一項の検査を受ける場合にあつては、前号に掲げる書類のうち国土交通大臣の指示するもの

4 (略)

第十二条の二十一 法第十九条の三第一項後段の検査を焼却設備検査証の有効期間の満了前に受けた場合は、当該焼却設備検査証の有効期間は満了したものとみなす。

(検査の準備)

第十二条の二十二 法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査を受けようとする者は、国土交通大臣が指示するところに従い検査の準備をするものとする。

(検査の引継ぎ又は委嘱)

第十二条の二十三 船舶において用いられる焼却設備について法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査を申請した者は、当該船舶が検査を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該検査を申請した地方運輸局長に焼却設備検査引継申請書を提出して、当該船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを

を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを受けることができる。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備検査引継申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3 法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八第一項の検査の申請を受けた地方運輸局長は、当該申請を受けた要焼却確認廃棄物焼却設備又はその一部が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

(要焼却確認廃棄物焼却設備の技術上の基準)

第十二条の二十四 法第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める要焼却確認廃棄物焼却設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 令別表第四第一号及び第二号の上欄に掲げる油等（油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令（昭和五十五年総理府令第五十号）第三条第一項の規定により熱分解性に疑義のある化学物質として環境大臣が指定するもの（以下「指定化学物質」という。）及び指定化学物質を含む油等のうち同項の規定により環境大臣が指定するもの（以下「指定廃棄物」という。）を除く。）を焼却する要焼却確認廃棄物焼却設備については、次の要件を備えていること。

イ・ロ（略）

ハ 火炎温度が摂氏千二百五十度以上で焼却できるものであること（国土交通大臣が当該要焼却確認廃棄物焼却設備について法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八

受けることができる。

2 焼却設備検査引継申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3 法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査の申請を受けた地方運輸局長は、当該申請を受けた焼却設備又はその一部が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

(焼却設備の技術上の基準)

第十二条の二十四 法第十九条の三第二項の国土交通省令で定める焼却設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 令別表第四第一号及び第二号の上欄に掲げる油等（油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令（昭和五十五年総理府令第五十号）第三条第一項の規定により熱分解性に疑義のある化学物質として環境大臣が指定するもの（以下「指定化学物質」という。）及び指定化学物質を含む油等のうち同項の規定により環境大臣が指定するもの（以下「指定廃棄物」という。）を除く。）を焼却する焼却設備については、次の要件を備えていること。

イ・ロ（略）

ハ 火炎温度が摂氏千二百五十度以上で焼却できるものであること（国土交通大臣が当該焼却設備について法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査において行う

第一項の検査において行う焼却試験の結果差し支えないと認める場合を除く。) 。

二 次の算式により算定した燃烧ガスの平均滞留時間が一秒以上となるものであること (国土交通大臣が当該焼却設備について法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八第一項の検査において行う焼却試験の結果差し支えないと認める場合を除く。) 。

$$T = \frac{V}{F}$$

Tは、燃烧ガスの平均滞留時間 (単位秒)

Vは、主要な燃烧室の容積 (単位立方メートル)

Fは、主要な燃烧室から排出される単位時間当たりの燃烧ガスの量 (単位立方メートル毎秒)

ホ 燃烧ガス中のばいじんを除去することができる装置を備えていること (令別表第四第一号上欄に掲げる油等を焼却する焼却確認廃棄物焼却設備に限る。) 。

へ〜ワ (略)

カ 焼却炉と連動して油等の焼却の日時及び自船の位置を正確に測定できる装置により測定した焼却中の自船の位置を自動的に記録する装置を備えていること (船舶において用いられる焼却確認廃棄物焼却設備に限る。) 。

二 指定廃棄物を焼却する焼却確認廃棄物焼却設備については、次の要件を備えていること。

イ・ロ (略)

三 令別表第四第三号上欄に掲げる油等を焼却する焼却確認廃棄物焼却設備については、第一号イ、ホからリまで及びカに掲げる要件を備えていること。

焼却試験の結果差し支えないと認める場合を除く。) 。

二 次の算式により算定した燃烧ガスの平均滞留時間が一秒以上となるものであること (国土交通大臣が当該焼却設備について法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査において行う焼却試験の結果差し支えないと認める場合を除く。) 。

$$T = \frac{V}{F}$$

Tは、燃烧ガスの平均滞留時間 (単位秒)

Vは、主要な燃烧室の容積 (単位立方メートル)

Fは、主要な燃烧室から排出される単位時間当たりの燃烧ガスの量 (単位立方メートル毎秒)

ホ 燃烧ガス中のばいじんを除去することができる装置を備えていること (令別表第四第一号上欄に掲げる油等を焼却する焼却設備に限る。) 。

へ〜ワ (略)

カ 焼却炉と連動して油等の焼却の日時及び自船の位置を正確に測定できる装置により測定した焼却中の自船の位置を自動的に記録する装置を備えていること (船舶において用いられる焼却設備に限る。) 。

二 指定廃棄物を焼却する焼却設備については、次の要件を備えていること。

イ・ロ (略)

三 令別表第四第三号上欄に掲げる油等を焼却する焼却設備については、第一号イ、ホからリまで及びカに掲げる要件を備えていること。

四 令別表第四第四号上欄に掲げる油等を焼却する要焼却確認
廃棄物焼却設備については、第一号イ、へからりまで及びカ
に掲げる要件を備えていること。

五 令別表第四第五号から第八号までの上欄に掲げる油等（同
表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指
定する海域において焼却するものを除く。）を焼却する要焼
却確認廃棄物焼却設備については、第一号イ及びへからりま
でに掲げる要件を備えていること。

（要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付）

第十二条の二十五 国土交通大臣は、要焼却確認廃棄物焼却設備
検査証を交付する場合には、当該要焼却確認廃棄物焼却設備に
係る特定の事項について、次に検査を受けるべき期限を指定す
ることができる。

2 前項の指定は、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証に記入して
行う。

（修理改造検査等）

第十二条の二十六 法第十九条の二十八第一項の国土交通省令で
定める改造及び修理は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備の焼却
に関する性能に影響を及ぼすおそれのある改造及び修理とする
。

第十二条の二十七 法第十九条の二十八第一項の国土交通省令で
定めるときは、次に掲げるときとする。

一 海難その他の事由により要焼却確認廃棄物焼却設備の焼却
に関する性能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき

四 令別表第四第四号上欄に掲げる油等を焼却する焼却設備に
ついては、第一号イ、へからりまで及びカに掲げる要件を備
えていること。

五 令別表第四第五号から第八号までの上欄に掲げる油等（同
表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指
定する海域において焼却するものを除く。）を焼却する焼却
設備については、第一号イ及びへからりまでに掲げる要件を
備えていること。

（焼却設備検査証の交付）

第十二条の二十五 国土交通大臣は、焼却設備検査証を交付する
場合には、当該焼却設備に係る特定の事項について、次に検査
を受けるべき期限を指定することができる。

2 前項の指定は、焼却設備検査証に記入して行う。

（修理改造検査等）

第十二条の二十六 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定め
る改造及び修理は、当該焼却設備の焼却に関する性能に影響を
及ぼすおそれのある改造及び修理とする。

第十二条の二十七 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定め
るときは、次に掲げるときとする。

一 海難その他の事由により焼却設備の焼却に関する性能に影
響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

二 (略)

第十二条の二十八 法第十九条の二十八第一項の規定による検査を受けるべき場合に、法第十九条の二十七第一項後段の検査を受けるときは、法第十九条の二十八第一項の検査を受けることを要しない。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証)

第十二条の二十九 法第十九条の二十七第二項の規定により交付する要焼却確認廃棄物焼却設備検査証は、第一号の十四様式によるものとする。

2 国際航海に従事する船舶の船舶所有者は、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の英訳書の交付を受けることができる。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の書換え)

第十二条の三十 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証書換申請書を国土交通大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証書換申請書は、第一号の十五様式によるものとする。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証書換申請書には、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を添付しなければならない。

4 (略)

二 (略)

第十二条の二十八 法第十九条の四第一項の規定による検査を受けるべき場合に、法第十九条の三第一項後段の検査を受けるときは、法第十九条の四第一項の検査を受けることを要しない。

(焼却設備検査証)

第十二条の二十九 法第十九条の三第二項の規定により交付する焼却設備検査証は、第一号の十四様式によるものとする。

2 国際航海に従事する船舶の船舶所有者は、焼却設備検査証の英訳書の交付を受けることができる。

(焼却設備検査証の書換え)

第十二条の三十 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、焼却設備検査証の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、焼却設備検査証書換申請書を国土交通大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 焼却設備検査証書換申請書は、第一号の十五様式によるものとする。

3 焼却設備検査証書換申請書には、焼却設備検査証を添付しなければならない。

4 (略)

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の再交付)

第十二条の三十一 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を滅失し、又はき損した場合は、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証再交付申請書を国土交通大臣に提出し、その再交付を受けることができる。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証再交付申請書は、第一号の十六様式によるものとする。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証をき損した場合に提出する要焼却確認廃棄物焼却設備検査証再交付申請書には、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を添付しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証をその者に再交付するものとする。

5 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を失ったことにより再交付を受けた場合は、失った要焼却確認廃棄物焼却設備検査証は、その効力を失うものとする。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の返納)

第十二条の三十二 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する要焼却確認廃棄物焼却設備検査証（第四号の場合にあつては、発見した要焼却確認廃棄物焼却設備検査証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 要焼却確認廃棄物焼却設備が解撤されたとき。

二 要焼却確認廃棄物焼却設備が法第十九条の二十七第一項の規定の適用を受けなくなつたとき。

三 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間が満了したとき。

(焼却設備検査証の再交付)

第十二条の三十一 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、焼却設備検査証を滅失し、又はき損した場合は、焼却設備検査証再交付申請書を国土交通大臣に提出し、その再交付を受けることができる。

2 焼却設備検査証再交付申請書は、第一号の十六様式によるものとする。

3 焼却設備検査証をき損した場合に提出する焼却設備検査証再交付申請書には、焼却設備検査証を添付しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、焼却設備検査証をその者に再交付するものとする。

5 焼却設備検査証を失ったことにより再交付を受けた場合は、失った焼却設備検査証は、その効力を失うものとする。

(焼却設備検査証の返納)

第十二条の三十二 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する焼却設備検査証（第四号の場合にあつては、発見した焼却設備検査証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 焼却設備が解撤されたとき。

二 焼却設備が法第十九条の三第一項の規定の適用を受けなくなつたとき。

三 焼却設備検査証の有効期間が満了したとき。

き。

四 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を滅失したことにより要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の再交付を受けた後その滅失した要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を発見したとき。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の返付)

第十二条の三十三 国土交通大臣は、法第十九条の二十八第一項の検査の結果、要焼却確認廃棄物焼却設備が第十二条の二十四の技術上の基準に適合すると認めるときは、第十二条の二十四三項の規定により提出された要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を当該検査の申請者に返付するものとする。

(要焼却確認廃棄物焼却記録簿)

第十二条の三十四 法第十九条の三十三第二項の要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる作業とし、要焼却確認廃棄物焼却記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。ただし、令別表第四第三号から第八号までの上欄に掲げる油等（同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。）の焼却にあつては次の表第二号下欄8から10まで及び同表第九号下欄8から10までに掲げる事項について、それぞれ要焼却確認廃棄物焼却記録簿への記載を行うことを要しない。

要焼却確認廃棄物の焼却	事項
却その他要焼却確認廃	

四 焼却設備検査証を滅失したことにより焼却設備検査証の再交付を受けた後その滅失した焼却設備検査証を発見したとき。

(焼却設備検査証の返付)

第十二条の三十三 国土交通大臣は、法第十九条の四第一項の検査の結果、焼却設備が第十二条の二十四の技術上の基準に適合すると認めるときは、第十二条の二十四第三項の規定により提出された焼却設備検査証を当該検査の申請者に返付するものとする。

(焼却記録簿)

第十二条の三十四 法第十九条の九第二項の要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる作業とし、焼却記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。ただし、令別表第四第三号から第八号までの上欄に掲げる油等（同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。）の焼却にあつては次の表第二号下欄8から10まで及び同表第九号下欄8から10までに掲げる事項について、それぞれ焼却記録簿への記載を行うことを要しない。

要焼却確認廃棄物の焼却	事項
却その他要焼却確認廃	

<p>十一 海洋施設の要焼却確認 備の焼却炉からの洗 浄水の処分</p>	<p>十 海洋施設の要焼却 確認廃棄物焼却設備 の焼却炉の洗浄</p>	<p>五〇九（略）</p>	<p>四 船舶の要焼却確認 備廃棄物焼却設備の焼 却炉からの洗浄水の 処分</p>	<p>三 船舶の要焼却確認 備廃棄物焼却設備の焼 却炉の洗浄</p>	<p>一・二（略）</p>	<p>棄物の取扱いに関する 作業</p>
<p>4 3 2 1</p> <p>処分の終了の日時 処分の開始の日時 洗浄した焼却炉の番号 洗浄方法</p>	<p>3 2 1</p> <p>洗浄方法 洗浄の日及び洗浄に要した時間 洗浄した焼却炉の番号</p>		<p>5 4 3 2 1</p> <p>処分方法 処分した洗浄水の量 おける船舶の位置 処分の終了の日時及び終了時に おける船舶の位置 処分の開始の日時及び開始時に おける船舶の位置 洗浄した焼却炉の番号</p>	<p>3 2 1</p> <p>洗浄方法 洗浄の日及び洗浄に要した時間 洗浄した焼却炉の番号</p>		

<p>十一 海洋施設の焼却 設備の焼却炉からの 洗浄水の処分</p>	<p>十 海洋施設の焼却設 備の焼却炉の洗浄</p>	<p>五〇九（略）</p>	<p>四 船舶の焼却設備の 焼却炉からの洗浄水 の処分</p>	<p>三 船舶の焼却設備の 焼却炉の洗浄</p>	<p>一・二（略）</p>	<p>棄物の取扱いに関する 作業</p>
<p>4 3 2 1</p> <p>処分した洗浄水の量 処分の終了の日時 処分の開始の日時 洗浄した焼却炉の番号</p>	<p>3 2 1</p> <p>洗浄方法 洗浄の日及び洗浄に要した時間 洗浄した焼却炉の番号</p>		<p>5 4 3 2 1</p> <p>処分方法 処分した洗浄水の量 おける船舶の位置 処分の終了の日時及び終了時に おける船舶の位置 処分の開始の日時及び開始時に おける船舶の位置 洗浄した焼却炉の番号</p>	<p>3 2 1</p> <p>洗浄方法 洗浄の日及び洗浄に要した時間 洗浄した焼却炉の番号</p>		

十二(十四)略	5 処分方法
---------	--------

2 要焼却確認廃棄物焼却記録簿の様式は、第一号の十七様式とする。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長は、第一項の表第二号上欄に掲げる作業が次の表の上欄に掲げる油等につき行われた場合は、その都度、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を要焼却確認廃棄物焼却記録簿に添付しなければならない。

油等	書類
一・二(略)	

4 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた海洋施設の管理者は、第一項の表第九号上欄に掲げる作業が令別表第四第一号及び第二号の上欄に掲げる油等につき行われた場合は、その都度、前項の表の第一号下欄ロからニまでに掲げる書類を要焼却確認廃棄物焼却記録簿に添付しなければならない。

5 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、第一項の表の上欄に掲げる作業が沿岸受入施設を利用して行われた場合又は受入施設として船舶を利用して行われた場合は、その都度、当該利用に関する事実を証する書類を要焼却確認廃棄物焼却記録簿に添付しなければならない。

十二(十四)略	5 処分方法
---------	--------

2 焼却記録簿の様式は、第一号の十七様式とする。

3 焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長は、第一項の表第二号上欄に掲げる作業が次の表の上欄に掲げる油等につき行われた場合は、その都度、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を焼却記録簿に添付しなければならない。

油等	書類
一・二(略)	

4 焼却設備検査証の交付を受けた海洋施設の管理者は、第一項の表第九号上欄に掲げる作業が令別表第四第一号及び第二号の上欄に掲げる油等につき行われた場合は、その都度、前項の表の第一号下欄ロからニまでに掲げる書類を焼却記録簿に添付しなければならない。

5 焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、第一項の表の上欄に掲げる作業が沿岸受入施設を利用して行われた場合又は受入施設として船舶を利用して行われた場合は、その都度、当該利用に関する事実を証する書類を焼却記録簿に添付しなければならない。

(日本船舶以外の船舶に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備に関する特例)

第十二条の三十五 法第十九条の三十五第一項の国土交通省令で定める要件は、要焼却確認廃棄物の焼却方法及び要焼却確認廃棄物焼却設備に関する当該締約国の法令による基準が法第十九条の二十六第五項の焼却方法に関する基準及び法第十九条の二十七第二項の要焼却確認廃棄物焼却設備の技術上の基準に適合しないこととする。

(特定遵守事項)

第十二条の三十六 法第十九条の五十一第二項の国土交通省令で定める遵守すべき事項は、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 油

- イ 令第一条の八第一項に規定する排出基準
- ロ 令第一条の九第一項に規定する排出基準
- ハ 第八条の十三に規定する排出方法

二 技術基準省令第三十五条第一項第二号に規定する事項
有害液体物質

- イ 令第一条の十第一項及び第二項に規定する排出基準
- ロ 第十二条の二第二項に規定する浄化方法

三 排出ガス

- イ 令第十一条の六第二項第一号に規定する燃料油の品質の基準

- ロ 揮発性物質放出規制港湾における第十二条の十七の十四に規定する使用方法

(日本船舶以外の船舶に設置された焼却設備に関する特例)

第十二条の三十五 法第十九条の十一第一項の国土交通省令で定める要件は、要焼却確認廃棄物の焼却方法及び焼却設備に関する当該締約国の法令による基準が法第十九条の二の三第二項の焼却方法に関する基準及び法第十九条の三第二項の焼却設備の技術上の基準に適合しないこととする。

四 船舶発生油等焼却設備 令第十二条の三に規定する焼却海域及び焼却方法に関する基準

第四章の二 船級協会等

第一節 船級協会

第一款 放出量確認等に係る船級協会の登録

(放出量確認等に係る船級協会の登録の申請)

第三十七条の三の二 法第十九条の十五第一項(法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十九条の十五第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が放出量確認、承認又は交付を行うおうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が放出量確認、承認及び交付の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(外国法令に基づい

第四章の二 船級協会等

第一節 船級協会

て設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ 役員の名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 放出量確認に用いる法別表第一の二に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 放出量確認、承認又は交付を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 放出量確認、承認又は交付を行う者が、法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第三十七条の三の三 法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 原動機の型式

二 原動機の製造番号

三 原動機の定格出力

四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所

五 放出量確認、承認又は交付を行った年月日及び場所

六 放出量確認、承認又は交付を行った事業所の名称
七 放出量確認、承認又は交付の結果

八 その他放出量確認、承認又は交付の実施状況に関する事項
2 法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十条の五十九の帳簿は、放出量確認、承認又は交付の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第三十七条の三の四 船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行った場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸支局等の長を含む。））、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条及び第三十七条の六において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 原動機の型式
- 二 原動機の製造番号
- 三 原動機の定格出力
- 四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所
- 五 放出量確認、承認又は交付を行った年月日及び場所
- 六 放出量確認、承認又は交付を行った事業所の名称
- 七 放出量確認、承認又は交付の結果

3 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審

査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、船級協会の行つた法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付が適当でないと認める場合は、同項の規定による放出量確認、承認又は交付のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)

第三十七条の三の五 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第十九条の十五第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う放出量確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同令第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「確認員」と読み替えるものとする。

第二款 検査に係る船級協会の登録

(検査に係る船級協会の登録の申請)

第三十七条の四 法第十九条の四十六第一項（法第十九条の四十六第三項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第十九条の四十六第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書

(船級協会の登録の申請)

第三十七条の四 法第十七条の十二第一項（法第十七条の十二第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第十七条の十二第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出

を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇三（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇四（略）

5 検査を行う者が、法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

6 登録を受けようとする者が、法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

第三十七条の五 法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九（略）

2 法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（報告書の提出等）

第三十七条の六 船級協会は、法第十九条の四十六第二項の規定

しなければならない。

一〇三（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇四（略）

5 検査を行う者が、法第十七条の十二第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

6 登録を受けようとする者が、法第十七条の十二第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

第三十七条の五 法第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九（略）

2 法第十七条の十二第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（報告書の提出等）

第三十七条の六 船級協会は、法第十七条の十二第二項の規定に

による検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一〜八（略）

九 海洋汚染等防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由

3 船級協会は、法第十九条の四十六第二項の規定により検査を行った場合において、海洋汚染等防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。

4 船級協会は、船級船が、法第十九条の四十六第二項の規定による検査を行い次の表の上欄に掲げる設備等について合格しないものと認めた場合であつて、当該船舶が同欄に掲げる設備等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる締約国にあるときは、当該締約国の政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

設備等	締約国
海洋汚染防止設備等又は海洋汚染防止緊急措置手引書等	第一議定書締約国

による検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸支局等の長を含む。以下この条において同じ。））、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一〜八（略）

九 海洋汚染防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由

3 船級協会は、法第十七条の十二第二項の規定により検査を行った場合において、海洋汚染防止証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。

4 船級協会は、船級船が、法第十七条の十二第二項の規定による検査を行い合格しないものと認めた場合であつて、当該船舶が法第九条の二に規定する議定書締約国にあるときは、当該議定書締約国の政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

5 (略)

6 国土交通大臣は、船級協会の行った法第十九条の四十六第二項の規定による検査が適当でない¹と認める場合は、当該検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)

第三十七条の七 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七條、第四十七條の三、第四十七條の八、第四十七條の十一及び第四十七條の十二を除く。)の規定は、法第十九條の四十六第一項の規定による登録並びに同條第二項の船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、同令第四十七條の七第五号中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

(登録検定機関の登録の申請)

第三十七條の八 法第十九條の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五條の四十六(法第十九條の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五條の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十九條の四十九第一項において準用する船舶安全法第六條ノ四第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一(三)(略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

5 (略)

6 国土交通大臣は、船級協会の行った法第十七条の十二第二項の規定による検査が適当でない¹と認める場合は、当該検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)

第三十七条の七 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第三章の二第一節(第四十七條、第四十七條の三、第四十七條の八、第四十七條の十一及び第四十七條の十二を除く。)の規定は、法第十七条の十二第一項の規定による登録並びに同條第二項の船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第四十七條の七第五号中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

(登録検定機関の登録の申請)

第三十七條の八 法第十七條の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五條の四十六(法第十七條の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五條の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十七條の十五第一項において準用する船舶安全法第六條ノ四第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一(三)(略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

一〜四（略）

五 検定を行う者が、法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

第三十七条の九 法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜七（略）

2 法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（準用）

第三十七条の十 船舶安全法施行規則第三章の二第一節（第四十七条及び第四十七条の十一を除く。）の規定は、法第十九条の四十九第一項の規定において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。

（準用）

い。

一〜四（略）

五 検定を行う者が、法第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

第三十七条の九 法第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜七（略）

2 法第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（準用）

第三十七条の十 船舶安全法施行規則第三章の二第一節（第四十七条及び第四十七条の十一を除く。）の規定は、法第十七条の十五第一項の規定において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。

（準用）

第三十七条の十四 令第十一条の五において準用する船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定による旅費の額の計算に關し必要な細目については、船舶安全法施行規則第三章の二第六節の規定を準用する。

（粉碎設備等）

第三十七条の十五 （略）

一（三）（略）

2 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第五条から第十条まで、第十一条（第二項第四号を除く。）、第十二条から第十五条まで、第二十七条及び第二十八条の規定は、法第四十三条の六第一項の型式承認及び検定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五条第二項 第二号、第六 条第一項、第 八条第一項、 第九条第一号 、第十一条第 二項第一号</p>	<p>法第五条第四項、第 九条の三第二項又は 第十条の二第二項に 規定する技術上の基 準</p>	<p>海洋汚染等及び海上災 害の防止に關する法律 施行規則第十二条の三 第三項、同令第十二条 の三の二又は同令第三 十三条の二第二項第一 号、第二号、第三号若 しくは第四号の規定</p>
--	--	---

第三十七条の十四 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第九条の四において準用する船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定による旅費の額の計算に關し必要な細目については、船舶安全法施行規則第三章の二第六節の規定を準用する。

（粉碎設備等）

第三十七条の十五 （略）

一（三）（略）

2 海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第五条から第十条まで、第十一条（第二項第四号を除く。）、第十二条から第十五条まで、第二十七条及び第二十八条の規定は、法第四十三条の六第一項の型式承認及び検定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五条第二項 第二号、第六 条第一項、第 八条第一項、 第九条第一号 、第十一条第 二項第一号</p>	<p>法第五条第四項、第 九条の三第二項又は 第十条の二第二項に 規定する技術上の基 準</p>	<p>海洋汚染及び海上災害 の防止に關する法律施 行規則第十二条の三第 三項、同令第十二条の 三の二又は同令第三十 三条の二第二項第一号 、第二号、第三号若し しくは第四号の規定</p>
--	--	---

第二十七条の見出し、第七号様式	登録検定機関	第二十七条	法第十九条の四十九 第一項において準用する船舶安全法第六條ノ四第一項の登録検定機関（以下単に「登録検定機関」という。）	第一号様式、 第二号様式、 第三号様式、 第四号様式、 第七号様式	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六條ノ四第一項	第一号様式、 第三号様式、 第四号様式、 第六号様式、 第八号様式	海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則
粉砕設備等登録検定機関	第二十七条の見出し、第七号様式	法第四十三条の六第一項の国土交通大臣の登録を受けた者（以下「粉砕設備等登録検定機関」という。）	「登録検定機関」と読み替えて	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備	海洋汚染防止設備型式承認規則
粉砕設備等登録検定機関	第二十七条の見出し、第七号様式	法第四十三条の六第一項の国土交通大臣の登録を受けた者（以下「粉砕設備等登録検定機関」という。）	「登録検定機関」と読み替えて	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備	海洋汚染防止設備型式承認規則

備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則

報告者 一〜四（略）	事項	提出の期限	報告書
五 船舶所有者又は海洋施設 の設置者	十二月三十一日以前の一年間の当該船舶又は海洋施設において行われた油等の焼却（法第十九条の二十六第二項に規定する船舶発生油等の焼却並びに同条第	毎年一月三十一日まで	廃棄物等焼却状況報告書（第六号の三様式）

（報告の徴収）
第三十八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項
に
関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書
を提出しなければならない。

型式承認規則

報告者 一〜四（略）	事項	提出の期限	報告書
五 船舶所有者又は海洋施設 の設置者	十二月三十一日以前の一年間の当該船舶又は海洋施設において行われた油等の焼却（法第十九条の二の三第七項第一号及び第三号に規定する油等の焼却を除	毎年一月三十一日まで	廃棄物等焼却状況報告書（第六号の三様式）

（報告の徴収）
第三十八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項
に
関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書
を提出しなければならない。

六(略)	十項第一号及び第三号に規定する油等の焼却を除く。)		

2 (略)

3 船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者は、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油等の排出又は焼却、排出ガスの放出その他油等の取扱いに関する作業に関し、第一項の表第四号から第六号までに規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これらに関する報告をしなければならない。

4 6 (略)

(立入検査の身分証明書)

第三十九条 法第十九条の十五第三項(法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、法第十九条の四十九第三項又は法第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の職員の身分を示す証票は第七号様式によるものとする。

2 (略)

(手数料)

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 法第十九条の二十七第一項若しくは法第十九条の二十八第一

六(略)	く。)		

2 (略)

3 船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者は、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油等の排出又は焼却その他油等の取扱いに関する作業に関し、第一項の表第四号から第六号までに規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これらに関する報告をしなければならない。

4 6 (略)

(立入検査の身分証明書)

第三十九条 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の職員の身分を示す証票は第七号様式によるものとする。

2 (略)

(手数料)

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 法第十九条の三第一項若しくは法第十九条の四第一項の検査

項の検査、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の書換え若しくは再交付又は要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の英訳書の交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、別表第四に定める額とする。

4 外国において法第十九条の二十七第一項又は法第十九条の二十八第一項の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万二千八百円を加算した額とする。

5 前各項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を当該申請に係る申請書（要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の英訳書の交付を受けようとする場合は、手数料納付書（第八号様式））にはつて納付しなければならない。

（型式承認等手数料）

第四十条 法第四十三条の六第一項の規定による型式承認若しくは同項の規定による検定（同項の規定による登録を受けた者（以下「粉碎設備等登録検定機関」という。）の行う検定を除く。）又は第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第八条第一項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による型式の変更の承認若しくは検定合格証明書の交付若しくは再交付（粉碎設備等登録検定機関の行う検定合格証明書の交付又は再交付を除く。）を受けようとする者（国を除く。）が納付すべき手数料の額は、別表第五に定める額とする。

2 4（略）

（権限の委任）

、焼却設備検査証の書換え若しくは再交付又は焼却設備検査証の英訳書の交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、別表第四に定める額とする。

4 外国において法第十九条の三第一項又は法第十九条の四第一項の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万二千八百円を加算した額とする。

5 前各項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を当該申請に係る申請書（焼却設備検査証の英訳書の交付を受けようとする場合は、手数料納付書（第八号様式））にはつて納付しなければならない。

（型式承認等手数料）

第四十条 法第四十三条の六第一項の規定による型式承認若しくは同項の規定による検定（同項の規定による登録を受けた者（以下「粉碎設備等登録検定機関」という。）の行う検定を除く。）又は第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備型式承認規則第八条第一項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による型式の変更の承認若しくは検定合格証明書の交付若しくは再交付（粉碎設備等登録検定機関の行う検定合格証明書の交付又は再交付を除く。）を受けようとする者（国を除く。）が納付すべき手数料の額は、別表第五に定める額とする。

2 4（略）

（権限の委任）

第四十一条 (略)

2 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方運輸局長が行う。

権限	地方運輸局長
一 法第十九条の二十七第一項及び第二項、法第十九条の二十八、法第十九条の二十九並びに法第十九条の三十五第二項に規定する権限(船舶に設置される要焼却確認廃棄物焼却設備に関するものに限る。)	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)
二・三(略)	

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方運輸局長も行うことができる。

権限	地方運輸局長
一 法第十九条の三十(海洋施設に設置される要焼却確認廃棄物焼却設備に関するものを除く。)、法第四十八条第二項(海洋施設(粉碎装置及び要焼却確認廃棄物焼却	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)

第四十一条 (略)

2 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方運輸局長が行う。

権限	地方運輸局長
一 法第十九条の三第一項及び第二項、法第十九条の四、法第十九条の五並びに法第十九条の十一第二項に規定する権限(船舶に設置される焼却設備に関するものに限る。)	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)
二・三(略)	

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方運輸局長も行うことができる。

権限	地方運輸局長
一 法第十九条の六(海洋施設に設置される焼却設備に関するものを除く。)、法第四十八条第二項(海洋施設(粉碎装置及び焼却設備	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)

<p>設備に限る。)又は航空機に関するものを除く。)及び法第四十八条第五項(海洋施設に設置される粉砕装置及び要焼却確認廃棄物焼却設備に関するものを除く。)に規定する権限</p>	<p>二〇四(略)</p>
--	---------------

- 4 (略)
- 5 第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置並びに船舶に設置される粉砕装置及び要焼却確認廃棄物焼却設備)に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。
- 6 法に規定する海上保安庁長官の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる管区海上保安本部長が行う。

<p>権限</p> <p>一〇五(略)</p>	<p>管区海上保安本部長</p>
-------------------------	------------------

六 法第十九条の二十六第六項及び

<p>1・2(略)</p>

<p>のを除く。)及び法第四十八条第五項(海洋施設に設置される粉砕装置及び焼却設備に関するものを除く。)に規定する権限</p>	<p>二〇四(略)</p>
---	---------------

- 4 (略)
- 5 第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳、条約証書、ふん尿処理装置並びに船舶に設置される粉砕装置及び焼却設備)に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。
- 6 法に規定する海上保安庁長官の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる管区海上保安本部長が行う。

<p>権限</p> <p>一〇五(略)</p>	<p>管区海上保安本部長</p>
-------------------------	------------------

六 法第十九条の二の三第三項及び

<p>1・2(略)</p>

法第十九条の二十 七第一項 の検査（ 海洋施設 に設置さ	法第十九 条の二十 七第一項 の検査（ 船舶に設 置される 要焼却確 認廃棄物 焼却設備	(略)	(略)	手数料（円）	第七項に規定する権限	七〇九（略）

7〇9（略）

別表第四（第三十九条の二関係）

法第十九条の第三 項の検査（海洋 施設に設 置される	法第十九 条の第三 項の検査（船舶 に設置さ れる焼却 設備）	(略)	(略)	手数料（円）	第四項に規定する権限	七〇九（略）

7〇9（略）

別表第四（第三十九条の二関係）

承認申請書（紙による提出）

第1号様式（第8条の4関係）

（表面）
承認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第8条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的			
油の概要	種 類		
	油 分 の 濃 度	一万立方センチメートル当たり 立方センチメートル	
	排 出 量	トン	
発 航 地		発航予定年月日	
使船概用船の要	船 舶 番 号	船 名	
	総 ト ン 数	航 行 区 域	
	船 舶 の 種 類		
排出海域に至る航行経路			
排 出 予 定 年 月 日			
排 出 海 域			
試験、研究又は調査の方法			

（裏面）

排出する油の除去その他の措置に関する計画	
----------------------	--

承認申請書（紙による提出）

第1号様式（第8条の4関係）

（表面）
承認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第8条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的			
油の概要	種 類		
	油 分 の 濃 度	一万立方センチメートル当たり 立方センチメートル	
	排 出 量	トン	
発 航 地		発航予定年月日	
使船概用船の要	船 舶 番 号	船 名	
	総 ト ン 数	航 行 区 域	
	船 舶 の 種 類		
排出海域に至る航行経路			
排 出 予 定 年 月 日			
排 出 海 域			
試験、研究又は調査の方法			

（裏面）

排出する油の除去その他の措置に関する計画	
----------------------	--

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。
 3 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。
 3 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

乗船記録簿（総一申の3乗船）

第1号の3様式（第12条関係）

(三)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語又はフランス語により記載すること。
 記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作業の内容
(A)	1	燃料油タンクへの水バラストの積み込み又は燃料油タンクの洗浄
	2	水バラストを積み込んだタンクの識別番号
	3	油の積載があつた後に、タンクを洗浄したかどうか。洗浄しなかつた場合には、タンクに積載していた油の種類
	3	タンクの洗浄
	. 1	洗浄の開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	. 2	タンクの識別番号及び採用した洗浄方法（水による洗浄、蒸気による洗浄、化学洗剤による洗浄（使用した化学洗剤名及び使用量を表示すること。）の別を表示すること。）
	. 3	洗浄水を移し替えたタンクの識別番号
	4	水バラストの積み込み
	. 1	水バラストの積み込みの開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	. 2	タンクを洗浄せずに水バラストの積み込んだ場合には、水バラストの量
(B)	5	燃料油タンクからの汚れた水バラスト又は洗浄水の排出又は処分
	6	タンクの識別番号
	7	排出の開始時における船舶の位置
	8	排出の完了時における船舶の位置
	9	排出中の船舶の速力
	9	排出又は処分の方法
	. 1	100ppm装置を通ずる排出
	. 2	15ppm装置を通ずる排出
	. 3	受入施設への処分（港名を表示すること。）
	10	排出し、又は処分した量
(C)	10	油性残留物（スラッジ）の収集及び処分
	11	油性残留物の収集
		原則として、航海の最後において船内に残留した油性残留物の

乗船記録簿（総一申の3乗船）

第1号の3様式（第12条関係）

(三)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語又はフランス語により記載すること。
 記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作業の内容
(A)	1	燃料油タンクへの水バラストの積み込み又は燃料油タンクの洗浄
	2	水バラストを積み込んだタンクの識別番号
	3	油の積載があつた後に、タンクを洗浄したかどうか。洗浄しなかつた場合には、タンクに積載していた油の種類
	3	タンクの洗浄
	. 1	洗浄の開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	. 2	タンクの識別番号及び採用した洗浄方法（水による洗浄、蒸気による洗浄、化学洗剤による洗浄（使用した化学洗剤名及び使用量を表示すること。）の別を表示すること。）
	. 3	洗浄水を移し替えたタンクの識別番号
	4	水バラストの積み込み
	. 1	水バラストの積み込みの開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	. 2	タンクを洗浄せずに水バラストの積み込んだ場合には、水バラストの量
(B)	5	燃料油タンクからの汚れた水バラスト又は洗浄水の排出又は処分
	6	タンクの識別番号
	7	排出の開始時における船舶の位置
	8	排出の完了時における船舶の位置
	9	排出中の船舶の速力
	9	排出又は処分の方法
	. 1	100ppm装置を通ずる排出
	. 2	15ppm装置を通ずる排出
	. 3	受入施設への処分（港名を表示すること。）
	10	排出し、又は処分した量
(C)	10	油性残留物（スラッジ）の収集及び処分
	11	油性残留物の収集
		原則として、航海の最後において船内に残留した油性残留物の

量を記入すること。ただし、一週間未満の短い航海に従事する船舶にあつては、毎週記入すること。（注1）
 1 分離スラッジ（燃料油及び潤滑油の浄化に伴うスラッジ）及び他の油性残留物

量を記入すること。ただし、一週間未満の短い航海に従事する船舶にあつては、毎週記入すること。（注1）
 1 分離スラッジ（燃料油及び潤滑油の浄化に伴うスラッジ）及び他の油性残留物

英語記載（縦書き）

第1号の4様式（第12条関係）

(四)

備考

- 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
 - 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語又はフランス語により記載すること。
- 記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作 業 の 内 容
(A)	1	貨物油の積込み
	2	積込みの場所
	3	積み込んだ油の種類及びタンクの識別番号
(B)	4	積み込んだ油の総量（積み込んだ油の量及び積み込み後のタンク内の総量を表示すること。）
	1	航海中に行う船内における貨物油の移替え
	2	タンクの識別番号からへ（移し入れた油の量及び移し入れた後のタンク内の総量を表示すること。）
(C)	5	4. 1のタンクは、空になったか。（空でなければ残留量を表示すること。）
	6	貨物油の取卸し
	7	取卸しの場所
(D)	8	油を取り卸したタンクの識別番号
	9	タンクは、空になったか。（空でなければ残留量を表示すること。）
	10	原油洗浄（貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する原油タンカーのみ）
	11	原油洗浄を行うタンクごとに記入すること。
	12	原油洗浄が行われた港。貨物を取り卸す二の港の間で原油洗浄が行われた場合には、原油洗浄時における船舶の位置
	13	洗浄したタンクの識別番号（注1）
	14	使用した洗浄機の数
	15	洗浄開始の時刻
	16	採用した洗浄方式（注2）
		洗浄管圧力
		洗浄の完了又は停止の時刻
		タンクが空になったことを確認した方法

英語記載（縦書き）

第1号の4様式（第12条関係）

(四)

備考

- 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
 - 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語又はフランス語により記載すること。
- 記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作 業 の 内 容
(A)	1	貨物油の積込み
	2	積込みの場所
	3	積み込んだ油の種類及びタンクの識別番号
(B)	4	積み込んだ油の総量（積み込んだ油の量及び積み込み後のタンク内の総量を表示すること。）
	1	航海中に行う船内における貨物油の移替え
	2	タンクの識別番号からへ（移し入れた油の量及び移し入れた後のタンク内の総量を表示すること。）
(C)	5	4. 1のタンクは、空になったか。（空でなければ残留量を表示すること。）
	6	貨物油の取卸し
	7	取卸しの場所
(D)	8	油を取り卸したタンクの識別番号
	9	タンクは、空になったか。（空でなければ残留量を表示すること。）
	10	原油洗浄（貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する原油タンカーのみ）
	11	原油洗浄を行うタンクごとに記入すること。
	12	原油洗浄が行われた港。貨物を取り卸す二の港の間で原油洗浄が行われた場合には、原油洗浄時における船舶の位置
	13	洗浄したタンクの識別番号（注1）
	14	使用した洗浄機の数
	15	洗浄開始の時刻
	16	採用した洗浄方式（注2）
		洗浄管圧力
		洗浄の完了又は停止の時刻
		タンクが空になったことを確認した方法

(E)	17	備考(注3) 貨物艙への水バラストの積込み
	18	水バラストの積込みの開始時及び完了時における船舶の位置
	19	水バラストの積込み
	. 1	水バラストを積み込んだタンクの識別番号

(E)	17	備考(注3) 貨物艙への水バラストの積込み
	18	水バラストの積込みの開始時及び完了時における船舶の位置
	19	水バラストの積込み
	. 1	水バラストを積み込んだタンクの識別番号

申請処理確認申請書 (紙-1000400000)

第1号の4の2様式 (第12条の2の2関係)

収入 印紙	事前処理確認申請書	年 月 日
	殿	

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の2の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

船舶の概要	船舶番号		船名		
	総トン数		航行区域		
	国籍				
事前処理の概要	有害液体	物質名			
		性状			
		積込地	取卸地		
処理の概要	貨物艙の数		識別番号		
	事前処理の方法				
	実施日時				
	実施場所				
	洗浄方法				
洗浄水の処分の予定					
当該貨物艙に初めて加えた水の処分の予定					

申請処理確認申請書 (紙-1000400000)

第1号の4の2様式 (第12条の2の2関係)

収入 印紙	事前処理確認申請書	年 月 日
	殿	

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の2の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

船舶の概要	船舶番号		船名		
	総トン数		航行区域		
	国籍				
事前処理の概要	有害液体	物質名			
		性状			
		積込地	取卸地		
処理の概要	貨物艙の数		識別番号		
	事前処理の方法				
	実施日時				
	実施場所				
	洗浄方法				
洗浄水の処分の予定					
当該貨物艙に初めて加えた水の処分の予定					

参 考 事 項

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 3 有害液体物質の性状は、その融点及び取卸しの際の温度並びに温度20度における粘度が25ミリパスカル秒以上であるか否かの別を記載すること。
 4 事前処理の方法は、濃度測定方法（令別表第1の8第1号イに掲げる要件に適合する方法をいう。）であるか、予備洗浄方法（同号ロに掲げる要件に適合する方法をいう。）であるかを記載すること。
 5 洗浄方法は、各貨物艙の洗浄順序、洗浄時間及び洗浄水使用量並びに濃度測定方法の場合にあつてはホースを使用した手による洗浄であるが、機会による洗浄であるかを、予備洗浄方法の場合にあつては洗浄リサイクル数及び洗浄水温度を記載すること。
 6 参考事項は、洗浄剤の使用の有無等事前処理の確認に参考となる事項を記載する。
 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

参 考 事 項

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 3 有害液体物質の性状は、その融点及び取卸しの際の温度並びに温度20度における粘度が25ミリパスカル秒以上であるか否かの別を記載すること。
 4 事前処理の方法は、濃度測定方法（令別表第1の7第1号イに掲げる要件に適合する方法をいう。）であるか、予備洗浄方法（同号ロに掲げる要件に適合する方法をいう。）であるかを記載すること。
 5 洗浄方法は、各貨物艙の洗浄順序、洗浄時間及び洗浄水使用量並びに濃度測定方法の場合にあつてはホースを使用した手による洗浄であるが、機会による洗浄であるかを、予備洗浄方法の場合にあつては洗浄リサイクル数及び洗浄水温度を記載すること。
 6 参考事項は、洗浄剤の使用の有無等事前処理の確認に参考となる事項を記載する。
 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

事前処理確認済証（統一形式4の3様式）

第1号の4の3様式（第12条の2の4関係）

事前処理確認済証

第 号

申請者氏名又は名称			
船概 船舶要 の	船 舶 番 号	船 名	
	総 ト ン 数	航 行 区 域	
確概 認要 を し た 事 前 処 理 の	有害液体物質名		
	貨 物 艙 の 数	識 別 番 号	
	事前処理の方法		
	実 施 年 月 日		
	実 施 場 所		
洗 浄 水 の 処 分			

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の2の4第1項の規定により交付する。

年 月 日

管区海上保安本部長
 海上保安監部長
 海上保安部長
 海上警備救難部長
 海上保安署長
 登録確認機関



事前処理確認済証（統一形式4の3様式）

第1号の4の3様式（第12条の2の4関係）

事前処理確認済証

第 号

申請者氏名又は名称			
船概 船舶要 の	船 舶 番 号	船 名	
	総 ト ン 数	航 行 区 域	
確概 認要 を し た 事 前 処 理 の	有害液体物質名		
	貨 物 艙 の 数	識 別 番 号	
	事前処理の方法		
	実 施 年 月 日		
	実 施 場 所		
洗 浄 水 の 処 分			

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の2の4第1項の規定により交付する。

年 月 日

管区海上保安本部長
 海上保安監部長
 海上保安部長
 海上警備救難部長
 海上保安署長
 指定確認機関



第1号の4の4様式（第12条の2の10関係）

(四)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録、当該作業の責任者の署名並びに認可された検査員の氏名及び署名の欄に記入すること。
 - 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語又はフランス語により記載すること。
- 記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作 業 の 内 容
(A)	1	貨物油の積込み
	2	積込みの場所 貨物艙の識別番号並びに当該貨物艙に積み込んだ貨物の名称及び分類
(B)	3	船内における貨物の移替え
	4	移し替えた貨物の名称及び分類 タンクの識別番号 . 1 から . 2 へ
(C)	5	4. 1のタンクは、空になったか。
	6	空になっている場合には、貨物艙に残る量（立方メートルによる。）
(D)	7	貨物の取卸し
	8	取卸しの場所 貨物を取り卸した貨物艙の識別番号
(A)	9	貨物艙は、空になったか。
	10	空になった場合には、取卸し及び吸排が手引書に従って行われたかを確認する。（例えば、横傾斜、縦傾斜及びストリッピング）
(B)	11	空になっていない場合には、当該貨物艙に残留する貨物の量（立方メートルによる。）
	12	手引書において、予備洗浄を行い、洗浄水を受入施設に処分しなければならないとされているか。
(C)	1	ストリッピング装置又は吸排装置の故障
	2	装置が故障した時刻及び故障の状態
(D)	3	故障の原因
	4	装置が作動可能な状態になった時刻
(A)	1	予備洗浄
	2	貨物艙の識別番号並びに当該貨物艙に積載されていた貨物

第1号の4の4様式（第12条の2の10関係）

(四)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録、当該作業の責任者の署名並びに認可された検査員の氏名及び署名の欄に記入すること。
 - 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語又はフランス語により記載すること。
- 記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作 業 の 内 容
(A)	1	貨物油の積込み
	2	積込みの場所 貨物艙の識別番号並びに当該貨物艙に積み込んだ貨物の名称及び分類
(B)	3	船内における貨物の移替え
	4	移し替えた貨物の名称及び分類 タンクの識別番号 . 1 から . 2 へ
(C)	5	4. 1のタンクは、空になったか。
	6	空になっている場合には、貨物艙に残る量（立方メートルによる。）
(D)	7	貨物の取卸し
	8	取卸しの場所 貨物を取り卸した貨物艙の識別番号
(A)	9	貨物艙は、空になったか。
	10	空になった場合には、取卸し及び吸排が手引書に従って行われたかを確認する。（例えば、横傾斜、縦傾斜及びストリッピング）
(B)	11	空になっていない場合には、当該貨物艙に残留する貨物の量（立方メートルによる。）
	12	手引書において、予備洗浄を行い、洗浄水を受入施設に処分しなければならないとされているか。
(C)	1	ストリッピング装置又は吸排装置の故障
	2	装置が故障した時刻及び故障の状態
(D)	3	故障の原因
	4	装置が作動可能な状態になった時刻
(A)	1	予備洗浄
	2	貨物艙の識別番号並びに当該貨物艙に積載されていた貨物

第1号の4の5様式 (第12条の2の20関係)

(表)

第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____	六 セ ン チ メ ー ト ル
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第9条の18第2 項の立入検査証	
海上保安庁長官 管区海上保安本部長	六 セ ン チ メ ー ト ル
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効	
九センチメートル	

(裏)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋
(報告及び検査)

第九条の十八 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第五十八条の二

2 第九条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第1号の4の5様式 (第12条の2の20関係)

(表)

第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____	六 セ ン チ メ ー ト ル
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の18第2 項の立入検査証	
海上保安庁長官 管区海上保安本部長	六 セ ン チ メ ー ト ル
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効	
九センチメートル	

(裏)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律抜粋
(報告及び検査)

第九条の十八 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第五十八条の二


2 第九条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第1号の5様式（第12条の3の4関係）

排出確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所 

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

廃棄物の概要	処理対象物の種類及び量			
	処理対象物の発生過程			
	処理した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所			
	処理方法			
	排出量	個 トン		
積込地		積込予定年月日		
発航地		発航予定年月日		
使の用概船要	船舶番号	船名		
	総トン数	航行区域		
	廃棄物排出船の登録番号			
排出海域に至る航行経路				
排出予定日時				
排出海域				
排出方法				


備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 申請者及び処理した者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付

第1号の5様式（第12条の3の4関係）

排出確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所 

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

廃棄物の概要	処理対象物の種類及び量			
	処理対象物の発生過程			
	処理した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所			
	処理方法			
	排出量	個 トン		
積込地		積込予定年月日		
発航地		発航予定年月日		
使の用概船要	船舶番号	船名		
	総トン数	航行区域		
	廃棄物排出船の登録番号			
排出海域に至る航行経路				
排出予定日時				
排出海域				
排出方法				

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 申請者及び処理した者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付

- すること。
- 3 処理対象物（海洋投入処分のための固型化その他の処理の対象となつた廃棄物をいう。）の種類は、当該処理対象物の物理的・化学的性状及び当該処理対象物が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 - 4 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- すること。
- 3 処理対象物（海洋投入処分のための固型化その他の処理の対象となつた廃棄物をいう。）の種類は、当該処理対象物の物理的・化学的性状及び当該処理対象物が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 - 4 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第五種臨時船舶（総トン数の200未満）

第1号の5の2様式（第12条の3の4関係）

排出確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

廃棄物の概要	種 類		
	材 質		
	最 大 径	メートル	
	発 生 過 程		
	排 出 量	個 トン	
積 込 地		積込予定年月日	
発 航 地		発航予定年月日	
使の用概船要船	船 舶 番 号	船 名	
	総 ト ン 数	航 行 区 域	
	廃棄物排出船の登録番号		
排出海域に至る航行経路			
排 出 予 定 日 時			
排 出 海 域			

第五種臨時船舶（総トン数の200未満）

第1号の5の2様式（第12条の3の4関係）

排出確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

廃棄物の概要	種 類		
	材 質		
	最 大 径	メートル	
	発 生 過 程		
	排 出 量	個 トン	
積 込 地		積込予定年月日	
発 航 地		発航予定年月日	
使の用概船要船	船 舶 番 号	船 名	
	総 ト ン 数	航 行 区 域	
	廃棄物排出船の登録番号		
排出海域に至る航行経路			
排 出 予 定 日 時			
排 出 海 域			

排出方法

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 - 3 材質は、当該廃棄物を構成する部分ごとに記載すること。
 - 4 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

排出方法

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 - 3 材質は、当該廃棄物を構成する部分ごとに記載すること。
 - 4 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

領收書(船-排出の記録)

第1号の6様式(第12条の4関係)

(表面)

収入
登録申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

船舶番号	船名	船質
総トン数	航行区域	廃棄物の主な積込地
廃棄物の種類		
主な排出海域		
主な排出海域に至る通常の航行経路		
主な排出委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所		

(裏面)

船舶の設備及び構造の概要

領收書(船-排出の記録)

第1号の6様式(第12条の4関係)

(表面)

収入
登録申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

船舶番号	船名	船質
総トン数	航行区域	廃棄物の主な積込地
廃棄物の種類		
主な排出海域		
主な排出海域に至る通常の航行経路		
主な排出委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所		

(裏面)

船舶の設備及び構造の概要

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 - 3 廃棄物の種類は、当該廃棄物の物理的・化学的性状及び当該油等が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 - 4 主な排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 5 船舶の設備及び構造の概要は、第12条の3の13第1項各号に掲げる船舶の施設及び構造の概要を記載すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 - 3 廃棄物の種類は、当該廃棄物の物理的・化学的性状及び当該油等が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 - 4 主な排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 5 船舶の設備及び構造の概要は、第12条の3の13第1項各号に掲げる船舶の施設及び構造の概要を記載すること。
 - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

承認申請書 (縦一吋のり印刷)

第1号の9の2様式 (第12条の16関係)

(表面)
承認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の16において準用する同令第8条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的		
油の概要	種類	
	油分の濃度	一万立方センチメートル当たり 立方センチメートル
	排出量	トン
発航地		発航予定年月日
使空概用機要航の	種類	
	国籍記号及び登録記号	
排出海域に至る航行区域		
排出予定年月日		
排出海域		
試験、研究又は調査の方法		

(裏面)

承認申請書 (縦一吋のり印刷)

第1号の9の2様式 (第12条の16関係)

(表面)
承認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の16において準用する同令第8条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的		
油の概要	種類	
	油分の濃度	一万立方センチメートル当たり 立方センチメートル
	排出量	トン
発航地		発航予定年月日
使空概用機要航の	種類	
	国籍記号及び登録記号	
排出海域に至る航行区域		
排出予定年月日		
排出海域		
試験、研究又は調査の方法		

(裏面)

排出する油の除去その他の措置に関する計画

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。
 - 3 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

排出する油の除去その他の措置に関する計画

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。
 - 3 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶汚染防止法（第14条の3関係）

第1号の10様式（第12条の18関係）
船舶における焼却用

焼却確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の26第6項の規定により、次のとおり申請します。

油要等の概	種 類		
	発生過程		
	焼 却 量	トン	
積 込 地		積込予定年月日	
発 航 地		発航予定年月日	
船概船舶要の	船舶番号	船 名	
	総トン数	航 行 区 域	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所			
焼 却 予 定 日 時			

船舶汚染防止法（第14条の3関係）

第1号の10様式（第12条の18関係）
船舶における焼却用

焼却確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の2の3第3項の規定により、次のとおり申請します。

油要等の概	種 類		
	発生過程		
	焼 却 量	トン	
積 込 地		積込予定年月日	
発 航 地		発航予定年月日	
船概船舶要の	船舶番号	船 名	
	総トン数	航 行 区 域	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所			
焼 却 予 定 日 時			

焼却海域	
焼却方法	
焼却後の燃えがら等の処分の予定	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者及び船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 - 3 種類は、当該油等の物理的・化学的性状及び当該油等が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 - 4 要焼却確認廃棄物焼却設備及びその使用方法等の概要は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備の要焼却確認廃棄物焼却設備検査証に記載されている事項の概要を記載すること。
 - 5 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 6 焼却後の燃えがら等の処分の予定は、当該油等の焼却の結果発生する燃えがら等の処分の予定について具体的に記載すること。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

焼却海域	
焼却方法	
焼却後の燃えがら等の処分の予定	


- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 申請者及び船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 - 3 種類は、当該油等の物理的・化学的性状及び当該油等が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 - 4 焼却設備及びその使用方法等の概要は、当該焼却設備の焼却設備検査証に記載されている事項の概要を記載すること。
 - 5 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 - 6 焼却後の燃えがら等の処分の予定は、当該油等の焼却の結果発生する燃えがら等の処分の予定について具体的に記載すること。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋施設における焼却用

焼却確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の26第6項の規定により、次のとおり申請します。


油等 の概	種類	
	発生過程	
	焼却量	トン
海洋施設の設置の場所		
積込予定年月日		海洋施設の名称
海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住		

海洋施設における焼却用

焼却確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の2の3第3項の規定により、次のとおり申請します。

油等 の概	種類	
	発生過程	
	焼却量	トン
海洋施設の設置の場所		
積込予定年月日		海洋施設の名称
海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住		

所	
焼却予定日時	
焼却海域	
焼却方法	
焼却後の燃えがら等の処分の予定	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者及び船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 3 種類は、当該油等の物理的・化学的性状及び当該油等が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 4 要焼却確認廃棄物焼却設備及びその使用方法等の概要は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備の要焼却確認廃棄物焼却設備検査証に記載されている事項の概要を記載すること。
 5 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 6 焼却後の燃えがら等の処分の予定は、当該油等の焼却の結果発生する燃えがら等の処分の予定について具体的に記載すること。

所	
焼却予定日時	
焼却海域	
焼却方法	
焼却後の燃えがら等の処分の予定	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者及び船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
 3 種類は、当該油等の物理的・化学的性状及び当該油等が混合物である場合はその組成をあわせて記載すること。
 4 焼却設備及びその使用方法等の概要は、当該焼却設備の焼却設備検査証に記載されている事項の概要を記載すること。
 5 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 6 焼却後の燃えがら等の処分の予定は、当該油等の焼却の結果発生する燃えがら等の処分の予定について具体的に記載すること。

焼却確認済証(第一号の三様式)


第1号の11様式(第12条の19関係)
船舶における焼却用

焼 却 確 認 済 証	整理番号	
	確認年月日	年 月 日
焼却しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所		
油等の種類		
油等の焼却量		
積込地	積込予定年月日	
発航地	発航予定年月日	


焼却確認済証(第一号の三様式)

第1号の11様式(第12条の19関係)
船舶における焼却用

焼 却 確 認 済 証	整理番号	
	確認年月日	年 月 日
焼却しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所		
油等の種類		
油等の焼却量		
積込地	積込予定年月日	
発航地	発航予定年月日	

船概 船舶要 の	船舶番号	船名
	総トン数	航行区域
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつ てはその代表者の 氏名及び住所		
焼却予定日時		
焼却海域		
焼却方法		
焼却後の燃えがら 等の処分の予定		
交付年月日 年 月 日 <div style="text-align: right;">管区海上保安本部長 </div>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 確認年月日は、当該油等について法第19条の26第6項の確認をした年月日とする
 こと。
 3 再交付をする焼却確認済証の交付年月日は、当該再交付の年月日とすること。

船概 船舶要 の	船舶番号	船名
	総トン数	航行区域
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつ てはその代表者の 氏名及び住所		
焼却予定日時		
焼却海域		
焼却方法		
焼却後の燃えがら 等の処分の予定		
交付年月日 年 月 日 <div style="text-align: right;">管区海上保安本部長 </div>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 確認年月日は、当該油等について法第19条の2の3第3項の確認をした年月日とす
 ること。
 3 再交付をする焼却確認済証の交付年月日は、当該再交付の年月日とすること。

海洋施設における焼却用

焼 却 確 認 済 証		整理番号	
		確認年月日	年 月 日
焼却しようとする 者の氏名又は名称 及び住所並びに法 人にあつてはその 代表者の氏名及び 住所			
油等の種類			
油等の焼却量			
海洋施設の設置の 場所			
積込予定年月日	海洋施設の名称		
海洋施設の設置者 の氏名又は名称及 び住所並びに法人			

海洋施設における焼却用

焼 却 確 認 済 証		整理番号	
		確認年月日	年 月 日
焼却しようとする 者の氏名又は名称 及び住所並びに法 人にあつてはその 代表者の氏名及び 住所			
油等の種類			
油等の焼却量			
海洋施設の設置の 場所			
積込予定年月日	海洋施設の名称		
海洋施設の設置者 の氏名又は名称及 び住所並びに法人			

にあつてはその代表者の氏名及び住所	
焼却予定日時	
焼却海域	
焼却方法	
焼却後の燃えがら等の処分の予定	
交付年月日	年 月 日
	管区海上保安本部長 印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 確認年月日は、当該油等について法第19条の26第6項の確認をした年月日とすること。
 3 再交付をする焼却確認済証の交付年月日は、当該再交付の年月日とすること。

にあつてはその代表者の氏名及び住所	
焼却予定日時	
焼却海域	
焼却方法	
焼却後の燃えがら等の処分の予定	
交付年月日	年 月 日
	管区海上保安本部長 印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 確認年月日は、当該油等について法第19条の2の3第3項の確認をした年月日とすること。
 3 再交付をする焼却確認済証の交付年月日は、当該再交付の年月日とすること。

要焼却確認廃棄物焼却設備検査申請書 (紙一四〇二整保)

第1号の12様式 (第12条の20関係)
 船舶に設置される焼却設備用

収入 印紙	要焼却確認廃棄物焼却設備検査申請書
	年 月 日
殿	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の20第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	
航行区域	焼却海域	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所		

焼却設備検査申請書 (紙一四〇三整保)

第1号の12様式 (第12条の20関係)
 船舶に設置される焼却設備用

収入 印紙	焼却設備検査申請書
	年 月 日
殿	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の20第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	
航行区域	焼却海域	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所		

焼却炉の形式		焼却炉の製造番号	
焼却炉の製造者の氏名又は名称			
要焼却確認廃棄物の種類	使用 方 法		
	火 炎 温 度	燃焼ガスの平均滞留時間	
	摂氏 度	秒	
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする期日		検査を受けようとする場所	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 火炎温度及び燃焼ガスの平均滞留時間の欄には、はじめてこれらの事項の指定を希望する場合又はすでに指定されたこれらの事項の変更を希望する場合は申請者の希望するものを、すでに指定されたこれらの事項の変更を希望しない場合はその旨を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋施設に設置される焼却設備用

収 入	<u>要焼却確認廃棄物焼却設備検査申請書</u>
印 紙	

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の20第1項の規定により、次のとおり申請します。

海洋施設の名称	
海洋施設の位置	
海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住	

焼却炉の形式		焼却炉の製造番号	
焼却炉の製造者の氏名又は名称			
要焼却確認廃棄物の種類	使用 方 法		
	火 炎 温 度	燃焼ガスの平均滞留時間	
	摂氏 度	秒	
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする期日		検査を受けようとする場所	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 火炎温度及び燃焼ガスの平均滞留時間の欄には、はじめてこれらの事項の指定を希望する場合又はすでに指定されたこれらの事項の変更を希望する場合は申請者の希望するものを、すでに指定されたこれらの事項の変更を希望しない場合はその旨を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋施設に設置される焼却設備用

収 入	<u>焼却設備検査申請書</u>
印 紙	

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の20第1項の規定により、次のとおり申請します。

海洋施設の名称	
海洋施設の位置	
海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住	

所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所			
焼却炉の形式		焼却炉の製造番号	
焼却炉の製造者の氏名又は名称			
要焼却確認廃棄物の種類	使 用 方 法		
	火 炎 温 度	燃焼ガスの平均滞留時間	
	摂氏 度	秒	
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする期日		検査を受けようとする場所	
備 考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 火炎温度及び燃焼ガスの平均滞留時間の欄には、はじめてこれらの事項の指定を希望する場合又はすでに指定されたこれらの事項の変更を希望する場合は申請者の希望するものを、すでに指定されたこれらの事項の変更を希望しない場合はその旨を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所			
焼却炉の形式		焼却炉の製造番号	
焼却炉の製造者の氏名又は名称			
要焼却確認廃棄物の種類	使 用 方 法		
	火 炎 温 度	燃焼ガスの平均滞留時間	
	摂氏 度	秒	
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする期日		検査を受けようとする場所	
備 考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 火炎温度及び燃焼ガスの平均滞留時間の欄には、はじめてこれらの事項の指定を希望する場合又はすでに指定されたこれらの事項の変更を希望する場合は申請者の希望するものを、すでに指定されたこれらの事項の変更を希望しない場合はその旨を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

要焼却確認廃棄物焼却設備検査引継申請書 (第一号の13様式)

第1号の13様式 (第12条の23関係)

要焼却確認廃棄物焼却設備検査引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の23第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
-----	--	-----------------	--

焼却設備検査引継申請書 (第一号の13様式)

第1号の13様式 (第12条の23関係)

焼却設備検査引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の23第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
-----	--	-----------------	--

船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

検査の種類

引継ぎ後検査を受けようとする期日

引継ぎ後検査を受けようとする場所

検査の引継ぎを受けようとする理由

備考

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

検査の種類

引継ぎ後検査を受けようとする期日

引継ぎ後検査を受けようとする場所

検査の引継ぎを受けようとする理由

備考

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証（第1号の14様式）

第1号の14様式（第12条の29関係）
船舶に設置される焼却設備用

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証

第 号

船舶及び船舶番号又は船舶検査済票の番号					
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所					
焼却炉の型式	焼却炉の製造番号	焼却炉の製造者の氏名又は名称	検査番号		
要焼却確認廃棄物の種類	使用方 法				
	火災温度	焼却炉内の壁面温度	燃焼ガスの平均滞留時期	油等の供給率	その他
	摂氏 度	摂氏 度	秒	キログラム	

要焼却確認設備（第1号の14様式）

第1号の14様式（第12条の29関係）
船舶に設置される焼却設備用

焼却設備検査証

第 号

船舶及び船舶番号又は船舶検査済票の番号					
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所					
焼却炉の型式	焼却炉の製造番号	焼却炉の製造者の氏名又は名称	検査番号		
要焼却確認廃棄物の種類	使用方 法				
	火災温度	焼却炉内の壁面温度	燃焼ガスの平均滞留時期	油等の供給率	その他
	摂氏 度	摂氏 度	秒	キログラム	

					毎秒
検査に関する事項					
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の27第2項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 海運事務所長					

					毎秒
検査に関する事項					
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の3第2項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 海運事務所長					

海洋施設に設置される焼却設備用
要焼却確認廃棄物焼却設備検査証 第 号

海洋施設の名称及び位置					
海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所					
焼却炉の型式	焼却炉の製造番号	焼却炉の製造者の氏名又は名称		検査番号	
要焼却確認廃棄物の種類	使用方 法				
	火災温度	焼却炉内の壁面温度	燃焼ガスの平均滞留時期	油等の供給率	その他
	摂氏 度	摂氏 度	秒	キログラム 毎秒	

海洋施設に設置される焼却設備用
焼却設備検査証 第 号

海洋施設の名称及び位置					
海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所					
焼却炉の型式	焼却炉の製造番号	焼却炉の製造者の氏名又は名称		検査番号	
要焼却確認廃棄物の種類	使用方 法				
	火災温度	焼却炉内の壁面温度	燃焼ガスの平均滞留時期	油等の供給率	その他
	摂氏 度	摂氏 度	秒	キログラム 毎秒	

検査に関する
事項

有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の27第2項の規定により交付する。

年 月 日

国土交通大臣 印

検査に関する
事項

有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の3第2項の規定により交付する。

年 月 日

国土交通大臣 印

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証書換申請書 (第1号の15様式)

第1号の15様式 (第12条の30関係)

収 入
印 紙

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつてはその
代表者の氏名及び住所

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の30第1項の規定により、
次のとおり申請します。

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の番号	
書換えを受けようとする事項	新
	旧
備 考	

要焼却設備検査証書換申請書 (第1号の15様式)

第1号の15様式 (第12条の30関係)

収 入
印 紙

焼却設備検査証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつてはその
代表者の氏名及び住所

印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の30第1項の規定により、
次のとおり申請します。

焼却設備検査証の番号	
書換えを受けようとする事項	新
	旧
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証再交付申請書 (第1号の16様式)

焼却設備検査証再交付申請書 (第1号の16様式)

第1号の16様式 (第12条の31関係)

第1号の16様式 (第12条の31関係)

収入
印紙

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証再交付申請書

焼却設備検査証再交付申請書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつてはその
代表者の氏名及び住所



氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつてはその
代表者の氏名及び住所



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の31第1項の規定により、
次のとおり申請します。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の31第1項の規定により、次
のとおり申請します。

船舶所有者又は海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所	
船名又は海洋施設の名称	
要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の番号	
要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間	

船舶所有者又は海洋施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所	
船名又は海洋施設の名称	
焼却設備検査証の番号	
焼却設備検査証の有効期間	

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付年月日

要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付者

再交付を受けようとする理由

備考

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

焼却設備検査証の交付年月日

焼却設備検査証の交付者

再交付を受けようとする理由

備考

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第4号の2様式(第37条の4関係)

第4号の2様式(第37条の4関係)

船舶等廃棄確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条第2項の規定により、次のとおり申請します。

船舶等の概要	種	類			
	材	質			
	最	大	径	メートル	
発	航	地		発航予定年月日	

第4号の2様式(第37条の4関係)

第4号の2様式(第37条の4関係)

船舶等廃棄確認申請書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条第2項の規定により、次のとおり申請します。

船舶等の概要	種	類			
	材	質			
	最	大	径	メートル	
発	航	地		発航予定年月日	

廃棄海域に至る航行経路及び方法等			
廃棄予定年月日			
廃棄海域		水深	メートル
廃棄方法			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。
 3 廃棄海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

廃棄海域に至る航行経路及び方法等			
廃棄予定年月日			
廃棄海域		水深	メートル
廃棄方法			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 申請者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。
 3 廃棄海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第5号様式(第38条関係)

第5号様式(第38条関係)

事業実績報告書
 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の概要
- 2 廃油処理の状況
 - ・ 廃油処理量

廃重質油							
ビルジ	水バラスト	タンク洗浄水	コレクトオイル	スロップオイル	スラッジ	その他	合計
立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル
年	年	年	年	年	年	年	年

廃軽質油					
水バラスト	タンク洗浄水	スロップオイル	スラッジ	その他	合計
立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル

第5号様式(第38条関係)

第5号様式(第38条関係)

事業実績報告書
 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の概要
- 2 廃油処理の状況
 - ・ 廃油処理量

廃重質油							
ビルジ	水バラスト	タンク洗浄水	コレクトオイル	スロップオイル	スラッジ	その他	合計
立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル
年	年	年	年	年	年	年	年

廃軽質油					
水バラスト	タンク洗浄水	スロップオイル	スラッジ	その他	合計
立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル	立方 メートル

年 年 年 年 年 年

・ 排水中の油分の濃度

最 大	最 大	平 均
立方センチメートル	立方センチメートル	立方センチメートル
立方メートル	立方メートル	立方メートル

3 取扱船舶

総トン数別	種 別	タンカー	その他の船舶	合 計
総トン数 300トン未満		隻	隻	隻
総トン数 300トン以上 3,000トン未満				
総トン数 3,000トン以上20,000トン未満				
総トン数20,000トン未満				
合 計				

4 収支の状況

収 入	支 出
料金収入 回収油売却収入 雑収入 損失	維持管理費 人件費 変動費 修繕費 管理諸費 租税公課 減価償却費 支払利息 保険料 雑費 利益
千円	千円
合 計	合 計

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 2の・の記載は、次の要領によること。
 ・ 廃重質油の欄は、次に掲げる油に係る廃油について記載すること。
 イ 原油
 ロ 日本工業規格K2205（重油）に適合する重油
 ハ ロに掲げる重油以外の重油で日本工業規格K2254（石油製品一蒸留試験方法）の5により試験したときに摂氏340度以下の温度で体積の50パーセントを超える量が蒸留される重油以外の重油
 ・ 廃軽質油の欄は、・のイからニまでに掲げる油以外の油に係る廃油について記載すること

年 年 年 年 年 年

・ 排水中の油分の濃度

最 大	最 大	平 均
立方センチメートル	立方センチメートル	立方センチメートル
立方メートル	立方メートル	立方メートル

3 取扱船舶

総トン数別	種 別	タンカー	その他の船舶	合 計
総トン数 300トン未満		隻	隻	隻
総トン数 300トン以上 3,000トン未満				
総トン数 3,000トン以上20,000トン未満				
総トン数20,000トン未満				
合 計				

4 収支の状況

収 入	支 出
料金収入 回収油売却収入 雑収入 損失	維持管理費 人件費 変動費 修繕費 管理諸費 租税公課 減価償却費 支払利息 保険料 雑費 利益
千円	千円
合 計	合 計

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 2の・の記載は、次の要領によること。
 ・ 廃重質油の欄は、次に掲げる油に係る廃油について記載すること。
 イ 原油
 ロ 日本工業規格K2205（重油）に適合する重油
 ハ ロに掲げる重油以外の重油で日本工業規格K2254（石油製品一蒸留試験方法）の5により試験したときに摂氏340度以下の温度で体積の50パーセントを超える量が蒸留される重油以外の重油
 ・ 廃軽質油の欄は、・のイからニまでに掲げる油以外の油に係る廃油について記載すること

- 3 4の記載は、次の要領によること。
- ・ 人件費の欄は、給料、手当、役員給与、退職給与、厚生費及び雑給の額を記載すること。
 - ・ 変動費の欄は、燃料費、油水分離用薬品費、引船費等廃油処理量に応じて変動する費用の額を記載すること。
 - ・ 管理諸費の欄は、通信費、旅費交通費、広告宣伝費等一般管理のために必要な費用の額を記載すること。
- 4 料金収入、維持管理費及び租税公課は、それぞれその明細書を添付すること。

- 3 4の記載は、次の要領によること。
- ・ 人件費の欄は、給料、手当、役員給与、退職給与、厚生費及び雑給の額を記載すること。
 - ・ 変動費の欄は、燃料費、油水分離用薬品費、引船費等廃油処理量に応じて変動する費用の額を記載すること。
 - ・ 管理諸費の欄は、通信費、旅費交通費、広告宣伝費等一般管理のために必要な費用の額を記載すること。
- 4 料金収入、維持管理費及び租税公課は、それぞれその明細書を添付すること。

船隻等に関する事項 (船名等欄)

第6号様式 (第38条関係)

廃油処理実績報告書
(年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり報告
します。

- 1 事業の概要
- 2 廃油処理の状況
 - ・ 廃油処理量

廃 重 質 油							
ビ ル ジ	水バラス ト	タンク洗 浄水	コレクト オイル	スロップ オイル	スラッジ	そ の 他	合 計
立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年

廃 軽 質 油					
水バラス ト	タンク洗 浄水	スロップ オイル	スラッジ	そ の 他	合 計
立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年

- ・ 排水中の油分の濃度

最	大	最	大	平	均
---	---	---	---	---	---

船隻等に関する事項 (船名等欄)

第6号様式 (第38条関係)

廃油処理実績報告書
(年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり報告
します。

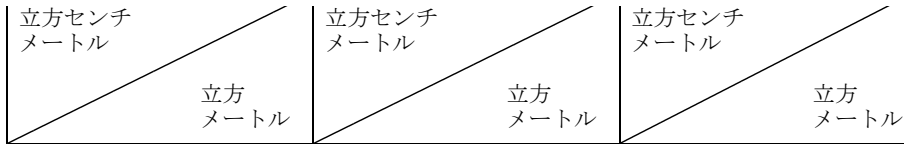
- 1 事業の概要
- 2 廃油処理の状況
 - ・ 廃油処理量

廃 重 質 油							
ビ ル ジ	水バラス ト	タンク洗 浄水	コレクト オイル	スロップ オイル	スラッジ	そ の 他	合 計
立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年

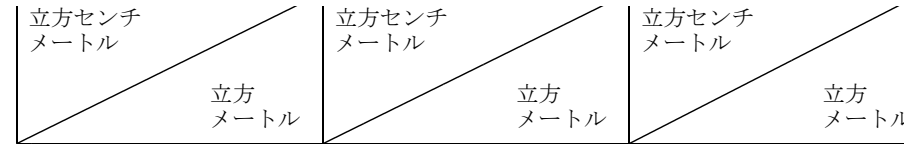
廃 軽 質 油					
水バラス ト	タンク洗 浄水	スロップ オイル	スラッジ	そ の 他	合 計
立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年	立方 メー トル 年

- ・ 排水中の油分の濃度

最	大	最	大	平	均
---	---	---	---	---	---



備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 2の・の記載は、次の要領によること。
 ・ 廃重質油の欄は、次に掲げる油に係る廃油について記載すること。
 イ 原油
 ロ 日本工業規格K2205（重油）に適合する重油
 ハ ロに掲げる重油以外の重油で日本工業規格K2254（石油製品一蒸留試験方法）の5により試験したときに摂氏340度以下の温度で体積の50パーセントを超える量が蒸留される重油以外の重油
 ・ 廃軽質油の欄は、・のイからニまでに掲げる油以外の油に係る廃油について記載すること



備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 2の・の記載は、次の要領によること。
 ・ 廃重質油の欄は、次に掲げる油に係る廃油について記載すること。
 イ 原油
 ロ 日本工業規格K2205（重油）に適合する重油
 ハ ロに掲げる重油以外の重油で日本工業規格K2254（石油製品一蒸留試験方法）の5により試験したときに摂氏340度以下の温度で体積の50パーセントを超える量が蒸留される重油以外の重油
 ・ 廃軽質油の欄は、・のイからニまでに掲げる油以外の油に係る廃油について記載すること

船舶等排出物処理報告書（燃焼による燃焼）

第6号の2様式（第38条関係）
 廃棄物等焼却状況報告書
 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
 年 月 日
 管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告します。

船名	総トン数	油等の焼却のための航海に従事した回数		日
油等の種類	年間焼却量	焼却海域		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

船舶等排出物処理報告書（燃焼による燃焼）

第6号の2様式（第38条関係）
 廃棄物等排出状況報告書
 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
 年 月 日
 管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告します。

船名	登録番号	廃棄物の焼却のための航海に従事した回数		日
廃棄物の種類	年間排出量	排出海域		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 年間焼却量は、トンをもつて表示すること。
- 3 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

- 2 年間排出量は、トンをもつて表示すること。
- 3 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

廃棄物等焼却状況報告書(第6号の3様式)

第6号の3様式(第38条関係)

廃棄物等焼却状況報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)
年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告
します。

船名			総トン数	
油等の主な積込地				
油等の焼却のための航海に従事した回数	回	油等の焼却のための航海に従事した日数	日	
油等の種類	年間焼却量	焼却	海域	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 年間焼却量は、トンをもつて表示すること。
3 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

廃棄物等焼却状況報告書(第6号の3様式)

第6号の3様式(第38条関係)

廃棄物等焼却状況報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)
年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告
します。

船名			総トン数	
油等の主な積込地				
油等の焼却のための航海に従事した回数	回	油等の焼却のための航海に従事した日数	日	
油等の種類	年間焼却量	焼却	海域	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 年間焼却量は、トンをもつて表示すること。
3 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

海洋施設の設置者用

廃棄物等焼却状況報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告
します。

名 称	設置の場所	
油 等 の 焼 却 に 従 事 し た 日 数		日
油 等 の 種 類	年間焼却量	焼 却 海 域

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 年間焼却量は、トンをもつて表示すること。
3 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

海洋施設の設置者用

廃棄物等焼却状況報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名及び住所
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告
します。

名 称	設置の場所	
油 等 の 焼 却 に 従 事 し た 日 数		日
油 等 の 種 類	年間焼却量	焼 却 海 域

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 年間焼却量は、トンをもつて表示すること。
3 焼却海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

船舶等廃棄状況報告書 (第6号の4様式)

第6号の4様式 (第38条関係)

船舶等廃棄状況報告書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船舶等廃棄状況報告書 (第6号の4様式)

第6号の4様式 (第38条関係)

船舶等廃棄状況報告書

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告します。

船舶等の概要	種 類	
	材 質	
	最 大 径	メートル
発 航 地		
廃 棄 年 月 日		
廃棄海域		水 深 メートル

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 廃棄海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条第2項の規定により、次のとおり報告します。

船舶等の概要	種 類	
	材 質	
	最 大 径	メートル
発 航 地		
廃 棄 年 月 日		
廃棄海域		水 深 メートル

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 廃棄海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

立入検査証（第七号様式）

第7号様式（第39条関係）

6センチメートル	(一)	
	9センチメートル	
第 号		
立 入 検 査 証		
	官 職	
	氏 名	
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の四十九第三項又は法第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p>		
国土交通大臣 印		
年 月 日 発行		

立入検査証（第七号様式）

第7号様式（第39条関係）

6センチメートル	(一)	
	9センチメートル	
第 号		
立 入 検 査 証		
	官 職	
	氏 名	
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p>		
国土交通大臣 印		
年 月 日 発行		

立入検査証(第7号の2様式)

第7号の2様式(第39条関係)

第 号	
--------	--

(表)
9センチメートル

6センチメートル

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
七。第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(五)
9センチメートル

6センチメートル

第十九条の四十九
第三 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項において準用する同法第六条ノ四第二項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。(後段略)
第四十三條の六
第二 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。(後段略)

立入検査証(第7号の2様式)

第7号の2様式(第39条関係)

第 号	
--------	--

(表)
9センチメートル

6センチメートル

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
八。第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(五)
9センチメートル

6センチメートル

第十七條の十五
第三 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。(後段略)
第四十三條の六
第二 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。(後段略)

6センチメートル

立入検査証

氏名 官職

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十八条第四号から第六項までの規定により立入検査をする職員であることを証明する。

国土交通大臣

- 地方運輸局長
- 運輸監理部長
- 地方運輸局運輸支局長
- 地方運輸局海事事務所長
- 運輸監理部海事事務所長
- 地方運輸局運輸支局海事事務所長
- 沖總総合事務局長
- 海運事務所長



年 月 日 発行
日 限 有 効

(裏)

9センチメートル

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋
第四十八条

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理、事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、要廃却確認廃棄物焼却設備、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に掲げる船舶若しくは施設又は同条の国土交通省令で定める場所に立ち入り、オイルフェンス、薬剤その他の資材を検査させることができる。

7 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

8 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 第四十八条第四項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

6センチメートル

立入検査証

氏名 官職

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十八条第四号から第六項までの規定により立入検査をする職員であることを証明する。

国土交通大臣

- 地方運輸局長
- 運輸監理部長
- 地方運輸局運輸支局長
- 地方運輸局海事事務所長
- 運輸監理部海事事務所長
- 地方運輸局運輸支局海事事務所長
- 沖總総合事務局長
- 海運事務所長



年 月 日 発行
日 限 有 効

(裏)

9センチメートル

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋
第四十八条

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理、事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋汚染防止証書、条約証書、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、焼却設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に掲げる船舶若しくは施設又は同条の国土交通省令で定める場所に立ち入り、オイルフェンス、薬剤その他の資材を検査させることができる。

7 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

8 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 第四十八条第四項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

6センチメートル

--	--

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の新旧対照条文

○海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）

新	旧
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令</p>	<p>海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 ビルジ等排出防止設備（第四条―第八条）</p> <p>第三章 水バラスト等排出防止設備（第九条―第十三条）</p> <p>第四章 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備（第十四条―第十六条）</p> <p>第五章 損傷時における大量の油の排出を防止するための貨物艙等の技術上の基準（第十七条―第二十条）</p> <p>第六章 有害液体物質排出防止設備（第二十一条―第三十条）</p> <p>第七章 損傷時における大量の有害液体物質の排出を防止するための貨物艙の技術上の基準（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第八章 海洋汚染防止緊急措置手引書等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 ふん尿等排出防止設備（第三十六条―第四十条）</p> <p>第十章 大気汚染防止検査対象設備（第四十一条―第四十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 ビルジ等排出防止設備（第四条―第八条）</p> <p>第三章 水バラスト等排出防止設備（第九条―第十三条）</p> <p>第四章 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備（第十四条―第十六条）</p> <p>第五章 損傷時における大量の油の排出を防止するための貨物艙等の技術上の基準（第十七条―第二十条）</p> <p>第六章 有害液体物質排出防止設備（第二十一条―第三十条）</p> <p>第七章 損傷時における大量の有害液体物質の排出を防止するための貨物艙の技術上の基準（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第八章 海洋汚染防止緊急措置手引書等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 ふん尿等排出防止設備（第三十六条―第四十条）</p>

第十一章 雑則（第四十六条）
附則

第一章 総則

（定義）

第一条（略）

2～4（略）

5 前四項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下「法」という。）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（無害通航船舶）

第三条の二 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号。以下この条において「適用関係省令」という。）第三条の規定は、この省令の規定により無害通航船舶（本邦の領海において海洋法に関する国際連合条約第十七条に規定する無害通航権を行使している外国船舶をいう。以下この条において同じ。）に設置しなければならぬ設備又は装置及び無害通航船舶に設置する装置について準用する。この場合において、適用関係省令第三条中「特定外国船舶」とあるのは、「無害通航船舶」と読み替えるものとする。

附則

第一章 総則

（定義）

第一条（略）

2～4（略）

5 前四項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下「法」という。）及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（無害通航船舶）

第三条の二 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号。以下この条において「適用関係省令」という。）第三条の規定は、この省令の規定により無害通航船舶（本邦の領海において海洋法に関する国際連合条約第十七条に規定する無害通航権を行使している外国船舶をいう。以下この条において同じ。）に設置しなければならぬ設備又は装置及び無害通航船舶に設置する装置について準用する。この場合において、適用関係省令第三条中「特定外国船舶」とあるのは、「無害通航船舶」と読み替えるものとする。

(水バラスト等排出防止設備)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第八条の二第二号に規定する程度以上に洗浄された貨物艙からの貨物油を含む水バラストの排出を行うタンカーは、これらの規定により設置しなければならない装置のほかバラスト用濃度監視装置を設置しなければならない。ただし、当該タンカーがバラスト用油排出監視制御装置を設置する場合は、この限りでない。

4 (略)

第十章 大気汚染防止検査対象設備

(窒素酸化物の放出量の算出方法)

第四十一条 政令第十一条の三の表備考の国土交通省令で定める算出方法は、次の表の上欄に掲げる原動機の使用形態に応じ、同表の中欄に掲げる原動機の運転状態ごとに当該運転状態で原動機を運転した際に放出される窒素酸化物がすべて二酸化窒素であると仮定して計算した一時間当たりの質量（単位は、グラムとする。）の値に当該運転状態に応ずる同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値のそれぞれを合計して得た値を、当該運転状態ごとの出力（単位は、キロワットとする。）の値に当該係数を乗じて得た値のそれぞれを合計して得た値で除することとする。

(水バラスト等排出防止設備)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第八条の二第二号に規定する程度以上に洗浄された貨物艙からの貨物油を含む水バラストの排出を行うタンカーは、これらの規定により設置しなければならない装置のほかバラスト用濃度監視装置を設置しなければならない。ただし、当該タンカーがバラスト用油排出監視制御装置を設置する場合は、この限りでない。

4 (略)

原動機の使用形態								原動機の運転状態		係数
一 可変ピッチプロペラを有する主機、電気推進船の主機その他の一定の回転速度で運転される主機としての使用 二 固定ピッチプロペラを有する主機その他の出力が回転速度の三乗に比例した状態で運転される原動機としての使用								定格回転速度に対する回転速度の比	定格出力に対する出力の比(第四号にあつては、最大トルクに対するトルクの比)	
								一・〇〇	一・〇〇	
〇・六三	〇・八〇	〇・九一	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・二五	〇・七五	〇・二
〇・二五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	〇・二五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	〇・二五	〇・七五	〇・二
〇・一五	〇・一五	〇・五	〇・二	〇・一五	〇・一五	〇・五	〇・二			

<p>四 作業用機械を駆動するための補助機関その他の補助機関として使用（前二号に掲げるものを除く。）</p>								<p>三 発電機を駆動する補助機関その他の一定の回転速度で運転される補助機関として使用（前号に掲げるものを除く。）</p>				
低速値	中速値			一・〇〇〇				一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
零	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	〇・一〇	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	〇・一〇	〇・二五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇
〇・一五	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一	〇・三	〇・三	〇・二五	〇・〇五

備考

- 一 この表において「最大トルク」とは、定格回転速度に対する回転速度の比の区分ごとの運転状態におけるトルクの最大値をいう。
- 二 この表において「主機」とは、船舶の主たる推進力を得るための原動機をいう。
- 三 この表において「電気推進船」とは、推進機関に電動機を使用する船舶をいう。
- 四 この表において「補助機関」とは、主機以外の原動機をいう。
- 五 この表において「中速値」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める値をいう。
 - イ トルクが最大となる回転速度が、定格回転速度の七十五パーセントを超える原動機の場合 ○・七五
 - ロ トルクが最大となる回転速度が、定格回転速度の六十パーセントから七十五パーセントまでの範囲にある原動機の場合 定格回転速度に対するトルクが最大となる回転速度の比
 - ハ トルクが最大となる回転速度が、定格回転速度の六十パーセント未満である原動機の場合 ○・六〇
- 六 この表において「低速値」とは、原動機を無負荷運転している状態における定格回転速度に対する回転速度の比をいう。

(原動機取扱手引書の記載事項)

第四十二条 法第十九条の五の国土交通省令で定める事項は、次

- に掲げる事項とする。
- 一 原動機の仕様及び性能
 - 二 原動機の設置及び整備に当たり遵守すべき事項として次に掲げるもの
 - イ 構成部品（原動機に使用されている部品及び当該部品と交換が可能な部品のうち窒素酸化物の放出に影響を及ぼすものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の種類
 - ロ 構成部品の取付方法
 - ハ 構成部品の交換に係る記録に関する事項
 - ニ 原動機の設置及び整備に係る制限事項
 - 三 原動機の運転に当たり遵守すべき事項として次に掲げるもの
 - イ 構成部品の調整範囲
 - ロ 構成部品の調整に係る記録に関する事項
 - 四 原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法
 - 五 放出量確認（法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。）の結果

（外国船舶に設置される原動機に関する特例）

第四十三条 法第十九条の十六第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条の七第四項及び法第十九条の十六第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条の九の国土交通省令で定める技術上の基準は、原動機取扱手引書に相当する図書に従うこととする。

(揮発性物質放出防止設備)

第四十四条 揮発性物質放出防止設備は、次に掲げるものにより構成されるものとする。

- 一 揮発性物質移送管
- 二 液面計測装置
- 三 圧力計測装置
- 四 高位液面警報装置
- 五 通気装置

2 前項第一号の揮発性物質移送管は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 貨物艙から揮発性有機化合物質を陸上に移送することができること。
- 二 陸上の配管との接続部は、荷役用マニホールドにできる限り近接して設置されていること。
- 三 前号の接続部は、他の配管の接続部と容易に識別できるものであり、かつ、手動により確実に遮断することができる弁その他の装置を有しているものであること。
- 四 前号の装置を操作する位置が容易に視認できるものであること。
- 五 ドレン抜き装置を備えているものであること。

3 第一項第二号の液面計測装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 揮発性有機化合物質が放出されることなく、貨物艙内の液位を測定できるものであること。
- 二 貨物の積込みを制御することができる場所で貨物艙内の液位を監視できること。

4 第一項第三号の圧力計測装置は、次に掲げる基準を適合する

ものでなければならない。

一 貨物艙内のガス圧を測定できるものであること。

二 貨物艙内のガス圧が所定の圧力に達したときに警報を発するものであること。

5 | 第一項第四号の高位液面警報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第三項の液面計測装置から独立して作動するものであること。

二 貨物艙内の液位が当該貨物艙の満載時の位置に達したときに可視可聴の警報を発し、かつ、船舶及び陸上の荷役装置の運転を停止するものであること。

6 | 第一項第五号の通気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 十分な排気容量を有する圧力逃し弁（貨物艙内のガス圧が加圧状態になった場合に当該貨物艙から気体を外部へ排出するための弁をいう。）を備えているものであること。

二 所定の圧力において作動する負圧逃し弁（貨物艙内のガス圧が減圧状態になった場合に外部から気体を貨物艙に吸入するための弁をいう。）を備えているものであること。

7 | 前各項に規定するもののほか、揮発性物質放出防止設備の設置に関する技術上の基準の細目は、告示で定める。

（船舶発生油等焼却設備）

第四十五条 法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める船舶発生油等焼却設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 燃烧室の排気口における燃烧ガスの温度が摂氏八百五十度

- 以上千二百度以下の温度以外の温度であるときに船舶発生油等を焼却しないものであること。ただし、始動前に一括して船舶発生油等を投入する船舶発生油等焼却設備であつて当該設備の始動後五分以内に燃焼室の排気口における燃焼ガスの温度が摂氏六百度以上になるものについては、当該燃焼ガスの温度が摂氏八百五十度に達するまでの間においては、この限りでない。
- 二 燃焼室の排気口における燃焼ガスの温度の監視ができること。
- 三 燃焼ガスを漏らさずに燃焼室内の燃焼の状態を確認できる窓を備えているものであること。
- 四 次に掲げる場合に、船舶発生油等焼却設備の運転及びその燃料の供給を自動的に停止するものであること。
- イ 燃焼室内の燃焼ガスが定格温度を超えた場合
- ロ 火炎が消失した場合
- ハ 電力の供給が停止した場合
- 五 液体の船舶発生油等を焼却する船舶発生油等焼却設備にあつては、補助バーナー又はこれと同等の補助燃焼装置を備えているものであること。
- 六 船舶発生油等を完全に焼却するために十分な燃料を備えることができるものであること。
- 七 燃焼室内が船舶発生油等焼却設備が設置されている場所の気圧に対し負圧状態に維持されているものであること。
- 八 船舶発生油等焼却設備に使用する材料は、耐火性のものであり、かつ、耐食性のものであること。
- 九 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じず、かつ、操作できるように

設計されているものであること。

十 故障が生じた場合に可視可聴の警報を発し、かつ、当該故障の原因を表示する装置を備え付けたものであること。

2 前項に規定するもののほか、船舶発生油等焼却設備の設置に関する技術上の基準の細目は、告示で定める。

第十一章 雑則

(排他的経済水域等における適用関係)

第四十六条 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに同項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの省令の規定の適用については、第四十四条及び第四十五条の規定にかかわらず、当該船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。）に設置されている揮発性物質放出防止設備及び船舶発生油等焼却設備に係る技術上の基準は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合するものとする。

○ 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の新旧対照条文
 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第一章の二 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認（第一条の二―第一条の十一）</p> <p>第一章の三 国際大気汚染防止原動機証書（第一条の十二―第一条の十六）</p> <p>第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七―第一条の十九）</p> <p>第二章 検査</p> <p>第一節 通則（第二条―第四条）</p> <p>第二節 検査の申請手続（第五条・第六条）</p> <p>第三節 検査の準備（第七条―第十二条）</p> <p>第四節 検査の執行（第十三条―第十七条）</p> <p>第三章 海洋汚染等防止証書等（第十八条―第三十四条）</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 雑則（第四十三条―第四十六条）</p>	<p>海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 検査</p> <p>第一節 通則（第三条・第四条）</p> <p>第二節 検査の申請手続（第五条・第六条）</p> <p>第三節 検査の準備（第七条―第十二条）</p> <p>第四節 検査の執行（第十三条―第十七条）</p> <p>第三章 海洋汚染防止証書等（第十八条―第三十四条）</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 雑則（第四十三条―第四十六条）</p>

附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一章の二 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

(放出量確認対象原動機)

第一条の二 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 原動機の種類 ディーゼル機関であること。
- 二 原動機の出力 定格出力が百三十キロワットを超えるものであること。
- 三 原動機の用途 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他の国土交通大臣が定める用途以外の用途に用いること。

(原動機製作者等)

第一条の三 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機であつて船舶に設置される前のものを輸入する者

附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- 二 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機が設置された船舶を輸入する者
- 三 原動機を製作することを業とする者以外の者であつて原動機を製作又は改造するもの

(放出量確認を受けることが困難な事由)

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機が設置された船舶から当該原動機を取り外して放出量確認を実施することが困難なとき。

- 二 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量確認を受けることが困難であると地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。))、同令別表第五二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所)で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。))、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四十四条までにおいて同じ。))が認められたとき。

(設置前の原動機の改造)

第一条の五 法第十九条の四第二項の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

- 一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造
- 二 前号に掲げるもののほか、法第十九条の三の放出基準に適合しないおそれのある改造

(基準適合原動機設置対象船舶)

第一条の六 法第十九条の七第一項の国土交通省令で定める船舶は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶とする。

(設置後の原動機の改造)

第一条の七 法第十九条の七第三項の国土交通省令で定める改造は、第一条の五各号に掲げる改造とする。

(放出量確認等の引継ぎ又は委嘱)

第一条の八 放出量確認（法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認（以下「放出量確認等」という。）を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書（以下「原動機等」という。）が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運

輸局長に放出量確認等引継申請書（第一号様式）を提出して、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 放出量確認等の申請を受けた地方運輸局長は、当該申請を受けた原動機が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その放出量確認を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

（放出量確認等の申請）

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の二様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（添付書類）

第一条の十 放出量確認等申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 原動機の製造仕様書
- 二 原動機の構造及び配置を示す図面
- 三 原動機の使用材料を示す書類

2 地方運輸局長は、放出量確認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

（放出量確認等の準備）

第一条の十一 放出量確認等を受けようとする者は、次に掲げる

準備をするものとする。

一 原動機を運転できるようにすること。

二 原動機からの窒素酸化物の放出量を測定できるようにすること。

三 原動機の内部を確認できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

2 地方運輸局長は、放出量確認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる準備のほか必要な準備を求め、又は同項各号に掲げる準備の一部についてその省略を認めることができる。

第一章の三 国際大気汚染防止原動機証書

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十二条 法第十九条の六の規定により交付する国際大気汚染防止原動機証書は、第一号の三様式によるものとする。

(国際大気汚染防止原動機証書の再交付)

第十三条 原動機製作者等又は船舶所有者は、国際大気汚染防止原動機証書を滅失し、又はき損した場合は、国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書(第一号の四様式)を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書には、国際大気汚染防止原動機証書(き損した場合に限る。)及び原動機取扱手引書を添付しなければならない。

3 国際大気汚染防止原動機証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した国際大気汚染防止原動機証書は、その

効力を失うものとする。

(国際大気汚染防止原動機証書の書換え)

第一条の十四 原動機製作者等又は船舶所有者は、国際大気汚染防止原動機証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際大気汚染防止原動機証書書換申請書(第一号の五様式)を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 国際大気汚染防止原動機証書書換申請書には、国際大気汚染防止原動機証書及び原動機取扱手引書を添付しなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書の返納)

第一条の十五 原動機製作者等又は船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際大気汚染防止原動機証書(第三号の場合にあつては、発見した国際大気汚染防止原動機証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 原動機が滅失し、又は解体されたとき。

二 原動機が第一条の二各号に掲げる基準に適合する原動機でなくなつたとき。

三 国際大気汚染防止原動機証書を滅失したことにより国際大気汚染防止原動機証書の再交付を受けた後、その滅失した国際大気汚染防止原動機証書を発見したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、原動機が国際大気汚染防止原動機証書を受有することを要しなくなつたとき。

(第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に対する証書の

交付)

第一条の十六 法第十九条の十八の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に係る国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の十二に規定する国際大気汚染防止原動機証書とする。

2 第一条の九及び第一条の十一の規定は、法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認及び原動機取扱手引書の承認に相当する承認(次項において「相当放出量確認等」という。)について準用する。

3 地方運輸局長は、相当放出量確認等を行う場合において、当該相当放出量確認等に必要な書類の提出を求めることができる。

第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務等の実施等

(機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における規定の適用)

第一条の十七 法第十九条の十第一項の規定により機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における第一条の四、第一条の九、第一条の十第二項、第一条の十一第二項、第一条の十三第一項、第一条の十四第一項及び第一条の十五の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「機構」とする。

2 前項の場合において、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の管轄区域は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年

運輸省令第四十一号) 第四十八条第二項の規定に基づき告示された管轄区域とする。

(機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の地方運輸局長への引継ぎ等)

第一条の十八 法第十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における同条第二項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこととなる地方運輸局長

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこととなる区域

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこととなる範囲

四 小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」という。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機放出量確認等事務を同日前に開始していな

い場合においては、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機放出量確認等事務を処理するために必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。

(地方運輸局長の小型船舶用原動機放出量確認等事務の機構への引継ぎ)

第一条の十九 法第十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が自ら行っている小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととする区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととする範囲

三 小型船舶用原動機放出量確認等事務を終了する日

2 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放出量確認等事務の申請は、当該区域内の機構の事務所に対してするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後に

において、法第十九条の第十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る必要な書類を機構に送付しなければならない。

(検査対象船舶)

2 | 第二条 法第五条第一項から第三項までに規定する設備（タンカーにあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十七条の二の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものとする。

3 | 前項の規定にかかわらず、総トン数百五十トン未満のタンカーであつて、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「政令」という。）第一条の八第三項に規定する油類似有害液体物質を政令第一条の七の規定による排出基準の例に従つて排出するものは、法第五条第二項及び第三項に規定する設備（その貨物艙を含む。）については、法第十七条の二に規定する検査対象船舶とする。

4 | 法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十七条の二の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第四項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）であつて同令第二十一条第一項に規定するものとする。

5 | 法第十条の二第一項に規定する設備に係る法第十七条の二の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶であつて総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものとする。

第二章 検査

第一節 通則

(検査対象船舶)

第二条 法第五条第一項から第三項までに規定する設備（タンカーにあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総トン数百五十トン未満のタンカーであつて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行

する。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一 政令第一条の六第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶

二 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶

三 推進機関を有しない船舶（国際航海に従事するもの及び有害液体物質ばら積船を除く。）

四 係船中の船舶

6 法第十七条の二の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

第二章 検査

第一節 通則

令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「政令」という。）第
一条の十第三項に規定する油類似有害液体物質を政令第一条の
九の規定による排出基準の例に従つて排出するものは、法第五
条第二項及び第三項に規定する設備（その貨物艙を含む。）に
ついては、法第十九条の三十六の表に規定する検査対象船舶と
する。

3 | 法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する
船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三
十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、
有害液体物質ばら積船（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊
急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上
の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第
一条第四項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ
。）であつて同令第二十一条第一項に規定するものとする。

4 | 法第十条の二第一項に規定する設備に係る法第十九条の三十
六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、国
際航海に従事する船舶であつて総トン数四百トン以上又は最大
搭載人員十六人以上のものとする。

5 | 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止
緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国
土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができ
ると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、海上
自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

6 | 大気汚染防止検査対象設備に係る法第十九条の三十六の表の
検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四
百トン以上の船舶とする。

7 | 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に

掲げる船舶は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

- 一 政令第一条の八第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶
- 二 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶
- 三 推進機関を有しない船舶（国際航海に従事するもの及び有害液体物質ばら積船を除く。）
- 四 係船中の船舶

（検査の引継ぎ又は委嘱）

第三条 法第十九条の三十六、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九若しくは法第十九条の四十一第一項に規定する検査（以下「法定検査」という。）又は法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項に規定する検査（以下「予備検査」という。）を申請した者は、申請に係る船舶又は物件が当該検査を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該検査を申請した地方運輸局長に検査引継申請書（第一号の六様式）を提出して、当該船舶又は物件の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを受けることができる。

（検査の引継ぎ又は委嘱）

第三条 法第十七条の二、法第十七条の四、法第十七条の五若しくは法第十七条の七第一項に規定する検査（以下「法定検査」という。）又は法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項に規定する検査（以下「予備検査」という。）を申請した者は、申請に係る船舶又は物件が当該検査を申請した地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。））を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。））、船舶又は物件が

2 (略)

(検査の省略)

第四条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法
第六条第四項の規定による法定検査の省略は、予備検査に合格
した後最初に行う法定検査において当該予備検査に合格した事
項につき行う。

2 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六
条ノ三の規定による定期検査又は中間検査の省略は、同条の規
定による確認が行われた後三十日以内に最初に行う定期検査（
初めて航行の用に供しようとするときに行うものを除く。）又
は中間検査において当該確認に係る整備を行った事項につき行
う。

3 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六
条ノ四第一項の規定による法定検査及び予備検査の省略は、同
項の規定による検定に合格した後最初に行う法定検査及び予備
検査において当該検定に合格した事項につき行う。

4 (略)

第二節 検査の申請手続

本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四十四条ま
でにおいて同じ。）以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移
転した場合は、当該検査を申請した地方運輸局長に検査引継申
請書（第一号様式）を提出して、当該船舶又は物件の新たな所
在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを受けることが
できる。

2 (略)

(検査の省略)

第四条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第
六条第四項の規定による法定検査の省略は、予備検査に合格し
た後最初に行う法定検査において当該予備検査に合格した事項
につき行う。

2 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六
条ノ三の規定による定期検査又は中間検査の省略は、同条の規
定による確認が行われた後三十日以内に最初に行う定期検査（
初めて航行の用に供しようとするときに行うものを除く。）又
は中間検査において当該確認に係る整備を行った事項につき行
う。

3 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六
条ノ四第一項の規定による法定検査及び予備検査の省略は、同
項の規定による検定に合格した後最初に行う法定検査及び予備
検査において当該検定に合格した事項につき行う。

4 (略)

第二節 検査の申請手続

(検査の申請)

第五条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第十九条の四十一第一項の検査（以下「臨時航行検査」という。）を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書（第三号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 予備検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書（第四号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

(添付書類)

第六条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査対象設備検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船（専らD類物質等（政令別表第一第四号に掲げるD類物質等をいう。）を輸送するものを除く。第二十七条第二項及び第二十九条第二項において同じ。）以外の船舶にあつてはイからハまでに掲げる書類に限る。）（大気汚染防止検査対象設備に係る書類については、当該設備を設置する船舶に限る。）

イ 海洋汚染防止設備等（法第十九条の三十六の表の設備等の欄に規定する海洋汚染防止設備等をいう。以下同じ。）

(検査の申請)

第五条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第十七条の七第一項の検査（以下「臨時航行検査」という。）を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等臨時航行検査申請書（第三号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 予備検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備予備検査申請書（第四号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

(添付書類)

第六条 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船（専らD類物質等（政令別表第一第四号に掲げるD類物質等をいう。）を輸送するものを除く。第二十七条第二項及び第二十九条第二項において同じ。）以外の船舶にあつてはイからハまでに掲げる書類に限る。）

イ 海洋汚染防止設備等（法第十七条の二に規定する海洋汚染防止設備等をいう。以下同じ。）の製造仕様書

及び大気汚染防止検査対象設備（同欄に規定する大気汚染防止検査対象設備をいう。以下同じ。）の製造仕様書

ロ 海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備の構造及び配置を示す図面

ハ 海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備の使用材料を示す書類

ニ〜ヘ（略）

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類

イ 海洋汚染等防止証書

ロ 海洋汚染等防止検査手帳

ハ 国際海洋汚染等防止証書（交付を受けている船舶に限る。）

ニ 海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備のうち新たに検査を受けるものがある場合にあつては、前号に掲げる書類のうち当該検査を受ける海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備に係るもの

ホ 海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備を変更する場合にあつては、前号に規定する書類のうち当該変更に係るもの

ヘ 整備済証明書（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第二十四条第二項に規定する整備済証明書をいう。）の交付を受けている海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備を備え付けている船舶について、当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に定期検査又は中間検査を受ける場合にあつては

ロ 海洋汚染防止設備等の構造及び配置を示す図面

ハ 海洋汚染防止設備等の使用材料を示す書類

ニ〜ヘ（略）

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類

イ 海洋汚染防止証書

ロ 海洋汚染防止検査手帳

ハ 国際海洋汚染防止証書（交付を受けている船舶に限る。）

ニ 海洋汚染防止設備等のうち新たに検査を受けるものがある場合にあつては、前号に掲げる書類のうち当該検査を受ける海洋汚染防止設備等に係るもの

ホ 海洋汚染防止設備等を変更する場合にあつては、前号に規定する書類のうち当該変更に係るもの

ヘ 整備済証明書（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第二十四条第二項に規定する整備済証明書をいう。）の交付を受けている海洋汚染防止設備を備え付けている船舶について、当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に定期検査又は中間検査を受ける場合にあつては、当該整備済証明書

、当該整備済証明書

2 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

二（略）

3 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書には、次に掲げる書類（改造、修理又は整備について予備検査を受ける場合にあつては第二号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

一・二（略）

4（略）

（定期検査）

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一（二十）（略）

二十一 原動機にあつては次に掲げるいずれかの方法により原動機からの窒素酸化物の放出状況を確認できるようにすること。

イ パラメータ・チェック法（原動機に使用されている構成部品及び当該構成部品の調整範囲が原動機取扱手引書の記載内容に適合することを確認する方法をいう。）

ロ 船上簡易計測法（船舶に設置された原動機を運転し、当該原動機からの窒素酸化物の放出量を確認する方法をいう。）

ハ 船上モニタリング法（船舶の航行中において原動機から

2 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等臨時航行検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 海洋汚染防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

二（略）

3 海洋汚染防止設備予備検査申請書には、次に掲げる書類（改造、修理又は整備について予備検査を受ける場合にあつては第二号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

一・二（略）

4（略）

（定期検査）

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一（二十）（略）

の窒素酸化物の放出量を計測し、その記録を確認する方法をいう。）

二十二 揮発性物質放出防止設備にあつては次に掲げる準備

イ 配管等の位置を確認できるようにすること。

ロ 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

ハ 効力試験の準備

二十三 船舶発生油等焼却設備にあつては次に掲げる準備

イ 船舶発生油等焼却設備の内部を検査できるように開放し

かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

ロ 配管等の位置を確認できるようにすること。

ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を開放すること。

ニ 附属する重要な弁及びコックを開放すること。

ホ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

ヘ 効力試験の準備

（中間検査）

第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一 十八（略）

十九 原動機にあつては前条第二十一号に掲げる準備

二十 揮発性物質放出防止設備にあつては前条第二十二号ハに掲げる準備

二十一 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十三号イ、

ハ、ニ及びヘに掲げる準備

2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

（中間検査）

第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一 十八（略）

2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一〇十(略)

十一 原動機にあつては、前条第二十一号に掲げる準備

十二 揮発性物質放出防止設備にあつては前条第二十二号八に掲げる準備

十三 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十三号へに掲げる準備

3 (略)

(特殊な海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備に係る準備等)

第十二条 地方運輸局長は、特殊な海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備の法定検査又は特殊な物件の予備検査の準備について、第八条から前条までの規定にかかわらず、必要と認める準備を指示することができる。

2 (略)

第四節 検査の執行

(定期検査)

第十三条 定期検査は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けることができる。

(中間検査)

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が

一〇十(略)

3 (略)

(特殊な海洋汚染防止設備等に係る準備等)

第十二条 地方運輸局長は、特殊な海洋汚染防止設備等の法定検査又は特殊な物件の予備検査の準備について、第八条から前条までの規定にかかわらず、必要と認める準備を指示することができる。

2 (略)

第四節 検査の執行

(定期検査)

第十三条 定期検査は、海洋汚染防止証書の有効期間の満了前に受けることができる。

(中間検査)

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染防止証書の有効期間が延

延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一 国際航海に従事する船舶	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
二 国際航海に従事する船舶以外の船舶	第一種中間検査	検査基準日の前後三月以内 (当該時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。)

備考 この表において「検査基準日」とは、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。

2 (略)

3 第二十条に規定する船舶の中間検査の種類は、第一種中間検査とし、その時期は、海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から三十三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間

長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一 国際航海に従事する船舶	第一種中間検査	海洋汚染防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
二 国際航海に従事する船舶以外の船舶	第一種中間検査	検査基準日の前後三月以内 (当該時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。)

備考 この表において「検査基準日」とは、海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。

2 (略)

3 第二十条に規定する船舶の中間検査の種類は、第一種中間検査とし、その時期は、海洋汚染防止証書の有効期間の起算日から三十三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間と

とする。この場合において、第一項ただし書の規定を準用する。

4 第二項の指定は、海洋汚染等防止検査手帳に記入して行う。

5 (略)

6 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次の表の第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶	第一項の表備考	<u>海洋汚染等防止証書</u> の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査又は第二種中間検査に合格した日から起算して三月を経過した日
第一項の表第一号の下欄	<u>海洋汚染等防止証書</u> の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前	<u>海洋汚染等防止証書</u> の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内及び第一種中間検査に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二	

する。この場合において、第一項ただし書の規定を準用する。

4 第二項の指定は、海洋汚染防止検査手帳に記入して行う。

5 (略)

6 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次の表の第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶	第一項の表備考	<u>海洋汚染防止証書</u> の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査又は第二種中間検査に合格した日から起算して三月を経過した日
第一項の表第一号の下欄	<u>海洋汚染防止証書</u> の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前	<u>海洋汚染防止証書</u> の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内及び第一種中間検査に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二	

第二十条に規定する船舶	第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第二号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十	回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
第二十条に規定する船舶	第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第二号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十	回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内

(臨時検査)

第十五条 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

- 一 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艙原油洗浄設備、有害液体物質排出防止設備、ふん尿等排出

第二十条に規定する船舶	第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第二号の下欄	海洋汚染防止証書の有効期間の起算日から三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十	目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
第二十条に規定する船舶	第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第二号の下欄	海洋汚染防止証書の有効期間の起算日から三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十	目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内

(臨時検査)

第十五条 法第十七条の五の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

- 一 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艙原油洗浄設備、有害液体物質排出防止設備又はふん尿等排

防止設備又は大気汚染防止検査対象設備の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該設備にあらはじめ用意された予備品との取替え又は当該設備の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二（略）

2 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この条において同じ。）の排出による汚染の防止のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更（当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）とする。

3 法第十九条の三十九の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 船舶の用途、航行する海域又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは揭示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油等の排出による汚染の防止のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項に限る。次号及び第三号において同じ。）に変更が生じたとき。

二 海難その他の事由により、検査を受けた事項について海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備の性能又は海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

三 海洋汚染防止緊急措置手引書等の全部又は一部の取替え又

出防止設備の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該設備にあらはじめ用意された予備品との取替え又は当該設備の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二（略）

2 法第十七条の五の国土交通省令で定める変更は、油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この条において同じ。）の排出による汚染の防止のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更（当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）とする。

3 法第十七条の五の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 船舶の用途、航行する海域又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等又は当該船舶に備え置き、若しくは揭示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油等の排出による汚染の防止のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項に限る。次号及び第三号において同じ。）に変更が生じたとき。

二 海難その他の事由により、検査を受けた事項について海洋汚染防止設備等の性能又は海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

三 海洋汚染防止緊急措置手引書等の全部又は一部の取替え又

は取り外しをしたとき。

四 地方運輸局長が、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等又は大気汚染防止検査対象設備に係る特定の事項について、臨時検査を受けるべき時期を指定した場合において、当該時期に至つたとき。

4 前項第四号の指定は、海洋汚染等防止検査手帳に記入して行う。

5・6 (略)

(臨時航行検査)

第十六条 臨時航行検査は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

一・二 (略)

三 その他海洋汚染等防止証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由により臨時に航行の用に供しようとするとき。

(予備検査を受けることができる物件)

第十七条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六條第三項の国土交通省令で定める物件は、別表第一製造に係る予備検査の項及び改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件とする。

2 (略)

第三章 海洋汚染等防止証書等

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の区分)

は取り外しをしたとき。

四 地方運輸局長が、海洋汚染防止設備等又は海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る特定の事項について、臨時検査を受けるべき時期を指定した場合において、当該時期に至つたとき。

4 前項第四号の指定は、海洋汚染防止検査手帳に記入して行う。

5・6 (略)

(臨時航行検査)

第十六条 臨時航行検査は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

一・二 (略)

三 その他海洋汚染防止証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由により臨時に航行の用に供しようとするとき。

(予備検査を受けることができる物件)

第十七条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六條第三項の国土交通省令で定める物件は、別表第一製造に係る予備検査の項及び改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件とする。

2 (略)

第三章 海洋汚染防止証書等

(海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の区分)

第十八条 法第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

一～三(略)

四 大気汚染防止検査対象設備

(海洋汚染等防止証書)

第十八条の二 法第十九条の三十七第一項の規定により交付する海洋汚染等防止証書は、第六号様式によるものとする。

(海洋汚染等防止証書の交付申請)

第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会(以下単に「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶(以下「船級船」という。)に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書(第七号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 海洋汚染等防止証書交付申請書には、次に掲げる書類(初めて海洋汚染等防止証書の交付を受ける場合にあつては、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類)を添付しなければならない。

一 海洋汚染等防止証書

二 海洋汚染等防止検査手帳

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 地方運輸局長は、海洋汚染等防止証書を初めて交付するときは、当該海洋汚染等防止証書と併せて海洋汚染等防止検査手帳を交付するものとする。

第十八条 法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

一～三(略)

(海洋汚染防止証書)

第十八条の二 法第十七条の三第一項の規定により交付する海洋汚染防止証書は、第六号様式によるものとする。

(海洋汚染防止証書の交付申請)

第十九条 法第十七条の十二第二項の船級協会(以下単に「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶(以下「船級船」という。)に係る海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染防止証書交付申請書(第七号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 海洋汚染防止証書交付申請書には、次に掲げる書類(初めて海洋汚染防止証書の交付を受ける場合にあつては、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類)を添付しなければならない。

一 海洋汚染防止証書

二 海洋汚染防止検査手帳

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 地方運輸局長は、海洋汚染防止証書を初めて交付するときは、当該海洋汚染防止証書と併せて海洋汚染防止検査手帳を交付するものとする。

(法第十九条の三十七第二項の国土交通省令で定める船舶)

第二十条 法第十九条の三十七第二項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶（平水区域を航行区域とするものに限る。）とする。

一（四）略

(海洋汚染等防止証書の有効期間)

第二十条の二 海洋汚染等防止証書の有効期間は、交付の日から定期検査に合格した日から起算して五年（前条に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他地方運輸局長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

(海洋汚染等防止証書の有効期間の延長)

第二十一条 法第十九条の三十七第二項ただし書（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一（三）略

2 前項第一号に規定する事由がある船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により、当該海洋汚染等防止証

(法第十七条の三第二項の国土交通省令で定める船舶)

第二十条 法第十七条の三第二項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶（平水区域を航行区域とするものに限る。）とする。

一（四）略

(海洋汚染防止証書の有効期間)

第二十条の二 海洋汚染防止証書の有効期間は、交付の日から定期検査に合格した日から起算して五年（前条に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、船舶が、海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他地方運輸局長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

(海洋汚染防止証書の有効期間の延長)

第二十一条 法第十七条の三第二項ただし書（法第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一（三）略

2 前項第一号に規定する事由がある船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により、当該海洋汚染防止証書

書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りでない。

3 第一項第二号及び第三号に規定する事由がある船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長することができる。

4 前二項の申請をしようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書（第八号様式）を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。

5 前項の海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書には、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を添付しなければならない。

6 第二項及び第三項の指定は、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳に記入して行う。

（海洋汚染等防止証書の有効期間の満了）

第二十二条 第十三条の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に定期検査を受けた場合は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。

2 第二十条に規定する船舶が同条に規定する船舶以外の船舶となつた場合又は同条に規定する船舶以外の船舶が同条に規定する船舶となつた場合は、当該船舶の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更

の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染防止証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りでない。

3 第一項第二号及び第三号に規定する事由がある船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により当該海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染防止証書の有効期間を延長することができる。

4 前二項の申請をしようとする者は、海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書（第八号様式）を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。

5 前項の海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書には、海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳を添付しなければならない。

6 第二項及び第三項の指定は、海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳に記入して行う。

（海洋汚染防止証書の有効期間の満了）

第二十二条 第十三条の規定により海洋汚染防止証書の有効期間の満了前に定期検査を受けた場合は、当該海洋汚染防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。

2 第二十条に規定する船舶が同条に規定する船舶以外の船舶となつた場合又は同条に規定する船舶以外の船舶が同条に規定する船舶となつた場合は、当該船舶の海洋汚染防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更

更が臨時的なものである場合は、この限りでない。

(臨時海洋汚染等防止証書)

第二十三条 法第十九条の四十一第二項の規定により交付する臨時海洋汚染等防止証書は、第九号様式によるものとする。

(臨時海洋汚染等防止証書の交付申請)

第二十四条 船級船に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、臨時海洋汚染等防止証書交付申請書(第十号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 臨時海洋汚染等防止証書交付申請書には、海洋汚染等防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)及び船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書を添付しなければならない。

(海洋汚染等防止検査手帳)

第二十五条 法第十九条の四十二の規定により交付する海洋汚染等防止検査手帳は、第十一号様式によるものとする。

2 船級協会は、法第十九条の四十六第二項に規定する検査を行った場合は、当該検査に関する事項を記録するため、海洋汚染等防止検査手帳に必要な事項を記載するものとする。

3 船舶所有者は、海洋汚染等防止検査手帳に必要な事項を記載するものとする。

(国際海洋汚染等防止証書)

第二十六条 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

が臨時的なものである場合は、この限りでない。

(臨時海洋汚染防止証書)

第二十三条 法第十七条の七第二項の規定により交付する臨時海洋汚染防止証書は、第九号様式によるものとする。

(臨時海洋汚染防止証書の交付申請)

第二十四条 船級船に係る臨時海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者は、臨時海洋汚染防止証書交付申請書(第十号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 臨時海洋汚染防止証書交付申請書には、海洋汚染防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)及び船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書を添付しなければならない。

(海洋汚染防止検査手帳)

第二十五条 法第十七条の八の規定により交付する海洋汚染防止検査手帳は、第十一号様式によるものとする。

2 船級協会は、法第十七条の十二第二項に規定する検査を行った場合は、当該検査に関する事項を記録するため、海洋汚染防止検査手帳に必要な事項を記載するものとする。

3 船舶所有者は、海洋汚染防止検査手帳に必要な事項を記載するものとする。

(国際海洋汚染防止証書)

第二十六条 法第十七条の九第一項の規定により交付する国際海洋汚染防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一(三)略)

四 大気汚染防止検査対象設備 国際大気汚染防止証書(第十二号の四様式)

2 (略)

(国際海洋汚染等防止証書の交付申請)

第二十七条 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、国際海洋汚染等防止証書交付申請書(第十三号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 国際海洋汚染等防止証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつては、第一号に掲げる書類に限る。

一 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

二(略)

(国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長)

第二十八条 国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長を申請しようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書(第八号様式)を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。

2 前項の海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書には、国際海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を添付しなければならない。

3 第二十一条第二項、第三項及び第六項の規定は、国際海洋等汚染防止証書について準用する。

一(三)略)

2 (略)

(国際海洋汚染防止証書の交付申請)

第二十七条 国際海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者は、国際海洋汚染防止証書交付申請書(第十三号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 国際海洋汚染防止証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつては、第一号に掲げる書類に限る。

一 海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳又は臨時海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

二(略)

(国際海洋汚染防止証書の有効期間の延長)

第二十八条 国際海洋汚染防止証書の有効期間の延長を申請しようとする者は、海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書(第八号様式)を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。

2 前項の海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書には、国際海洋汚染防止証書、海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳を添付しなければならない。

3 第二十一条第二項、第三項及び第六項の規定は、国際海洋汚染防止証書について準用する。

(海洋汚染等防止証書等の再交付)

第二十九条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書を滅失し、又はき損した場合は、海洋汚染等防止証書等再交付申請書（第十四号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 海洋汚染等防止証書等再交付申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 海洋汚染等防止証書	海洋汚染等防止証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染等防止検査手帳
二 臨時海洋汚染等防止証書	臨時海洋汚染等防止証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）
三 海洋汚染等防止検査手帳	海洋汚染等防止検査手帳（き損した場合に限る。）
四 国際海洋汚染等防止証書	次に掲げる書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつてはイに掲げる書類に限る。） イ 国際海洋汚染等防止証書（き損した

(海洋汚染防止証書等の再交付)

第二十九条 船舶所有者は、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳又は国際海洋汚染防止証書を滅失し、又はき損した場合は、海洋汚染防止証書等再交付申請書（第十四号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 海洋汚染防止証書等再交付申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 海洋汚染防止証書	海洋汚染防止証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染防止検査手帳
二 臨時海洋汚染防止証書	臨時海洋汚染防止証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）
三 海洋汚染防止検査手帳	海洋汚染防止検査手帳（き損した場合に限る。）
四 国際海洋汚染防止証書	次に掲げる書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつてはイに掲げる書類に限る。） イ 国際海洋汚染防止証書（き損した場

場合に限る。)並びに海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

ロ 船舶検査証書及び船舶検査手帳又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

3 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書(以下この項及び第三十一条において「証書」という。)を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した証書は、その効力を失うものとする。

(海洋汚染等防止証書等の書換え)

第三十条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書(第十五号様式)を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 海洋汚染等防止証書等書換申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

一 <u>海洋汚染等</u>	書類の区分	添付書類
<u>海洋汚染等防止証書</u> 及び <u>海洋汚染等防止</u>		

合に限る。)並びに海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳又は臨時海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

ロ 船舶検査証書及び船舶検査手帳又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)

3 海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書(以下この項及び第三十一条において「証書」という。)を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した証書は、その効力を失うものとする。

(海洋汚染防止証書等の書換え)

第三十条 船舶所有者は、海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染防止証書等書換申請書(第十五号様式)を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 海洋汚染防止証書等書換申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

一 <u>海洋汚染防</u>	書類の区分	添付書類
<u>海洋汚染防止証書</u> 及び <u>海洋汚染防止検査</u>		

防止証書	検査手帳
二 国際海洋汚染等防止証書	国際海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳

3 第一項の規定により海洋汚染等防止証書の書換えを受けようとする事項が船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならぬ。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による海洋汚染等防止証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該海洋汚染等防止証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

(海洋汚染等防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の第三第二項若しくは第三項、法第十条の第二項又は法第十九条の第七第四項、第十九条の第二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳）を当該検査の

止証書	手帳
二 国際海洋汚染防止証書	国際海洋汚染防止証書、海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳

3 第一項の規定により海洋汚染防止証書の書換えを受けようとする事項が船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならぬ。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による海洋汚染防止証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該海洋汚染防止証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

(海洋汚染防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の第三第二項若しくは第三項又は法第十条の第二項に規定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際海洋汚染防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染防止検査手帳）を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認めた旨（中間検査を行った場

申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染等防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認められた旨（中間検査を行った場合に限る。）を記載するものとする。

2 船級協会は、国際海洋汚染等防止証書を受有する船級船が法第十九条の四十六第二項に規定する検査（中間検査に相当する検査に限る。）に合格した場合は、当該国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

（予備検査に係る証印及び合格証明書）

第三十三条 予備検査に合格した物件に対しては、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第九条第三項の規定により証印（第十六号様式）を付するものとする。
2～4（略）

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第三十四条 法第十九条の五十三の規定により交付する第一議定書締約国又は第二議定書締約国の船舶に係る国際海洋汚染等防止証書に相当する証書は、当該第一議定書締約国又は第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第二十六条に規定する国際海洋汚染等防止証書とする。

2 第五条第一項、第七条及び第八条の規定は、法第十九条の五十三第一項及び第二項に規定する検査について準用する。

3 地方運輸局長は、法第十九条の五十三第一項及び第二項に規定する検査を行う場合において、当該検査に必要な書類の提出を求めることができる。

合に限る。）を記載するものとする。

2 船級協会は、国際海洋汚染防止証書を受有する船級船が法第十七条の十二第二項に規定する検査（中間検査に相当する検査に限る。）に合格した場合は、当該国際海洋汚染防止証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

（予備検査に係る証印及び合格証明書）

第三十三条 予備検査に合格した物件に対しては、法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第九条第三項の規定により証印（第十六号様式）を付するものとする。
2～4（略）

（議定書締約国の船舶に対する証書の交付）

第三十四条 法第十七条の十九の規定により交付する議定書締約国（法第十七条の十八第一項に規定する議定書締約国をいう。以下同じ。）の船舶に係る国際海洋汚染防止証書に相当する証書は、当該議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第二十六条に規定する国際海洋汚染防止証書とする。

2 第五条第一項、第七条及び第八条の規定は、法第十七条の十九に規定する検査について準用する。

3 地方運輸局長は、法第十七条の十九に規定する検査を行う場合において、当該検査に必要な書類の提出を求めることができる。

(再検査)

第四十三条 法第十九条の四十七第一項及び法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第十一条第一項の規定による再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行った地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告等)

第四十四条 船長又は船舶所有者は、次に掲げるおそれがあると認められるときは、速やかに、地方運輸局長（船舶が第一議定書締約国にある場合であつて第一号に掲げるおそれがあるときにあつては、地方運輸局長、当該第一議定書締約国の政府及び日本の領事官、船舶が第二議定書締約国にある場合であつて第二号に掲げるおそれがあるときにあつては、地方運輸局長、当該第二議定書締約国の政府及び日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する地方運輸局長又は日本の領事官に対する報告については、当該地方運輸局長又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条又は船舶安全法施行規則第五十条の二第一項の規定による報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

- 一 船舶に事故が発生し又は海洋汚染防止設備等に欠陥が発見された場合における海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれ
- 二 船舶に事故が発生し又は大気汚染防止検査対象設備に欠陥が発見された場合における船舶から放出される排出ガスによ

(再検査)

第四十三条 法第十七条の十三第一項及び法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第十一条第一項の規定による再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行った地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告等)

第四十四条 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し又は海洋汚染防止設備等に欠陥が発見された場合であつて海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに、地方運輸局長（当該船舶が議定書締約国にある場合にあつては、地方運輸局長、当該議定書締約国の政府及び日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する地方運輸局長又は日本の領事官に対する報告については、当該地方運輸局長又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条又は船舶安全法施行規則第五十条の二第一項の規定による報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

る大気の汚染又はオゾン層の破壊に係る環境の保全に影響を及ぼすおそれ

2
(略)

(手数料)

第四十五条 放出量確認(法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。)及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者は、別表第一の二に定める額の手数料を納付しなければならない。

2| 外国において放出量確認及び原動機取扱手引書の承認を受け
る場合における放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の手
料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料
の額に十一万二千八百円を加算した額とする。

3| 法定検査、法第十九条の五十三第一項若しくは第二項の検査
又は予備検査を受けようとする者は、別表第一に定める額の
手数料を納付しなければならない。

4|
(略)

5| 外国において予備検査を受ける場合における予備検査の手
料の額は、第三項の規定にかかわらず、別表第二に定める手
料の額に、一件の申請につき、十一万二千八百円を加算した
額とする。

6| 国際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え、海洋
汚染等防止証書の再交付若しくは書換え、国際海洋汚染等防
止証書の交付、再交付若しくは書換え、臨時海洋汚染等防
止証書の交付若しくは再交付を受けようとする者又は船級船
格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者又は船級船
に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書の

2
(略)

(手数料)

第四十五条 法定検査、法第十七条の十九の検査又は予備検査を受けようとする者は、別表第一に定める額の手数料を納付しなければならない。

2|
(略)

3| 外国において予備検査を受ける場合における予備検査の手
料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手
料の額に、一件の申請につき、十一万二千八百円を加算した
額とする。

4| 海洋汚染防止証書の再交付若しくは書換え、国際海洋汚染防
止証書の交付、再交付若しくは書換え、臨時海洋汚染防止証
書若しくは海洋汚染防止検査手帳の再交付若しくは予備検査格
格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者又は船級船
に係る海洋汚染防止証書若しくは臨時海洋汚染防止証書の交付を
受けようとする者は、別表第三に定める額の手数料を納付しな

交付を受けようとする者は、別表第三に定める額の手数料を納付しなければならない。

7 | (略)
8 | (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第十九条の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、法第十九条の五、法第十九条の六、法第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、法第十九条の十四第一項、法第十九条の十八、法第十九条の三十六、法第十九条の三十七第一項、同条第二項ただし書及び第六項(法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。)、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九、法第十九条の四十(法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。)、法第十九条の四十一、法第十九条の四十二、法第十九条の四十三第一項及び第二項並びに法第十九条の五十三に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長(船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条において同じ。)が行う。

2 法第十九条の四十八第一項、同条第二項から第四項まで(法第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む。)及び法第十九条の五十一第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。
3・4 (略)

なければならない。

5 | (略)
6 | (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第十七条の二、法第十七条の三第一項、同条第二項ただし書及び第六項(法第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)、法第十七条の四、法第十七条の五、法第十七条の六(法第十七条の九第四項において準用する場合を含む。)、法第十七条の七、法第十七条の八、法第十七条の九第一項及び第二項並びに法第十七条の十九に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長(船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条において同じ。)が行う。

2 法第十七条の十四第一項、同条第二項から第四項まで(法第十七条の十七第二項において準用する場合を含む。)及び法第十七条の十七第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。
3・4 (略)

別表第一（第十七号、第四十五号関係）

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上	
		金額（円）	25,100	36,000	36,300	63,300	82,300	112,700		
	タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	20,800			24,800				
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額（円）	18,400	25,300	30,600	36,700	52,900	68,300		
	ふん房等の排出防止に関する設備	最大搭載人員（人）	200未満	200以上 400未満	400以上 600未満	600以上 800未満	800以上 1000未満	1000以上		
		金額（円）	16,200	18,300	20,500	22,700	24,900	27,100		
	大気汚染防止検査対象船	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	17,000			22,000				
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上	
		金額（円）	15,400	43,400	44,700	47,100	63,900	77,900		
	タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	13,600			16,900				
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額（円）	12,800	16,200	18,500	22,900	26,700	34,500		
	大気汚染防止検査対象船	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	17,500			18,600				
	第二種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
			金額（円）	12,800	22,300	22,900	24,600	31,500	41,800	
タンカー以外の船舶		総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	11,100			12,900				
有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額（円）	10,300	12,800	14,600	17,300	18,300	24,000		

別表第一（第十七号、第四十五号関係）

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上	
		金額（円）	25,100	36,000	36,300	63,300	82,300	112,700		
	タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	20,800			24,800				
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額（円）	18,400	25,300	30,600	36,700	52,900	68,300		
	ふん房等の排出防止に関する設備	最大搭載人員（人）	200未満	200以上 400未満	400以上 600未満	600以上 800未満	800以上 1000未満	1000以上		
		金額（円）	16,200	18,300	20,500	22,700	24,900	27,100		
	大気汚染防止検査対象船	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	17,000			22,000				
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上	
		金額（円）	15,400	43,400	44,700	47,100	63,900	77,900		
	タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	13,600			16,900				
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額（円）	12,800	16,200	18,500	22,900	26,700	34,500		
	大気汚染防止検査対象船	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	17,500			18,600				
	第二種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
			金額（円）	12,800	22,300	22,900	24,600	31,500	41,800	
タンカー以外の船舶		総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上				
		金額（円）	11,100			12,900				
有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額（円）	10,300	12,800	14,600	17,300	18,300	24,000		

臨時検査 時検査 運行 又検査	油の排出防止に関する設備	タンカー	船体の長さ(メートル)	10,000未満		10,000以上			
		金額(円)	17,500		18,300				
	等及び油類等	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満		45以上			
		金額(円)	臨時回数1回につき 10,500		臨時回数1回につき 22,600				
	臨時検査時検査運行又検査	タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	臨時回数1回につき 9,500					
			金額(円)	臨時回数1回につき 9,500					
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置等	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満		45以上			
		金額(円)	臨時回数1回につき 10,200		臨時回数1回につき 18,000				
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人)	臨時回数1回につき 11,500						
		金額(円)	臨時回数1回につき 11,500						
大気汚染防止検査対象設備	総トン数(トン)	臨時回数1回につき 11,300							
金額(円)									
1996年11月1日以後の検査	油の排出防止に関する設備	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
		金額(円)	40,500	71,300	73,800	80,000	107,000	121,600	
	等及び油類等	タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満				10,000以上	
		金額(円)	36,100				40,100		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置等	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
		金額(円)	32,600	40,300	45,900	58,200	70,400	87,200	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人)	200未満	200以上 400未満	400以上 600未満	600以上 800未満	800以上 1000未満	1000以上	
		金額(円)	23,400	25,600	27,800	30,000	32,100	34,300	
	大気汚染防止検査対象設備	総トン数(トン)	10,000未満				10,000以上		
	金額(円)	25,000		28,100					
油水分離器	1個につき	50,000円							
標準排出油結晶(ビルジ等排出防止設備のもの)	1個につき	2,600円							
標準排出油結晶(ふん尿等排出防止設備のもの)	1個につき	2,700円							
ビルジ用油膜監視装置	1個につき	53,900円							

臨時検査 時検査 運行 又検査	油の排出防止に関する設備	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満		45以上			
		金額(円)	臨時回数1回につき 10,500		臨時回数1回につき 22,600				
	等及び油類等	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満		45以上			
		金額(円)	臨時回数1回につき 10,200		臨時回数1回につき 18,000				
	臨時検査時検査運行又検査	タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	臨時回数1回につき 9,500					
			金額(円)	臨時回数1回につき 9,500					
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置等	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満		45以上			
		金額(円)	臨時回数1回につき 10,200		臨時回数1回につき 18,000				
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人)	臨時回数1回につき 11,500						
		金額(円)	臨時回数1回につき 11,500						
大気汚染防止検査対象設備	総トン数(トン)	臨時回数1回につき 11,300							
金額(円)									
1996年11月1日以後の検査	油の排出防止に関する設備	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
		金額(円)	40,500	71,300	73,800	80,000	107,000	121,600	
	等及び油類等	タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満				10,000以上	
		金額(円)	36,100				40,100		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置等	タンカー	船体の長さ(メートル)	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
		金額(円)	32,600	40,300	45,900	58,200	70,400	87,200	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人)	200未満	200以上 400未満	400以上 600未満	600以上 800未満	800以上 1000未満	1000以上	
		金額(円)	23,400	25,600	27,800	30,000	32,100	34,300	
	大気汚染防止検査対象設備	総トン数(トン)	10,000未満				10,000以上		
	金額(円)	25,000		28,100					
油水分離器	1個につき	50,000円							
標準排出油結晶(ビルジ等排出防止設備のもの)	1個につき	2,600円							
標準排出油結晶(ふん尿等排出防止設備のもの)	1個につき	2,700円							
ビルジ用油膜監視装置	1個につき	53,900円							

製造に係る予備検査	油分濃度計	1個につき	65,700円
	プラスチック用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	51,900円
	流量計	1個につき	32,300円
	船速計	1個につき	32,300円
	プラスチック用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	57,900円
	油水塊界面検出器	1個につき	32,300円
	洗浄機	1個につき	20,500円
	通風機	1個につき	6,700円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	62,300円
	ふん尿等処理装置	1個につき	57,900円
	油面計測装置	1個につき	5,000円
	圧力計測装置	1個につき	10,100円
	高位液面警報装置	1個につき	12,300円
	通気装置	1個につき	4,050円
	船舶発生油等検出設備	1個につき	65,800円
改造、修理又は整備に係る予備検査	油水分離器	1個につき	25,000円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき	26,900円
	油分濃度計	1個につき	32,300円
	プラスチック用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	25,900円
	流量計	1個につき	16,100円
	船速計	1個につき	16,100円
	プラスチック用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	28,900円
	油水塊界面検出器	1個につき	16,100円
	洗浄機	1個につき	10,200円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	31,100円
ふん尿等処理装置	1個につき	28,900円	

製造に係る予備検査	油分濃度計	1個につき	65,700円
	プラスチック用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	51,900円
	流量計	1個につき	32,300円
	船速計	1個につき	32,300円
	プラスチック用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	57,900円
	油水塊界面検出器	1個につき	32,300円
	洗浄機	1個につき	20,500円
	通風機	1個につき	6,700円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	62,300円
	ふん尿等処理装置	1個につき	57,900円
改造、修理又は整備に係る予備検査	油水分離器	1個につき	25,000円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき	26,900円
	油分濃度計	1個につき	32,300円
	プラスチック用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	25,900円
	流量計	1個につき	16,100円
	船速計	1個につき	16,100円
	プラスチック用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	28,900円
	油水塊界面検出器	1個につき	16,100円
	洗浄機	1個につき	10,200円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	31,100円
ふん尿等処理装置	1個につき	28,900円	

油面計測装置	1回につき	2,500円
圧力計測装置	1回につき	5,000円
高圧液面警報装置	1回につき	6,100円
通気装置	1回につき	2,000円
船舶汚染防止設備設備	1回につき	33,200円

- 備考1 船種回数は、船舶検査官1人1日につき4時間を超えない船種時間をもって1回とし、1日の船種時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
- 2 船種検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書又は有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る定期検査の額を越える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

--	--	--

- 備考1 船種回数は、船舶検査官1人1日につき4時間を超えない船種時間をもって1回とし、1日の船種時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
- 2 船種検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書又は有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る定期検査の額を越える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第一の二（第四十五条関係）

法第十九条の四第一項（第三項で準用する場合を含む。）の就出金確認及び原動機取扱手数料の承認	原動機の出力 (kW)	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,500未満	2,500以上 5,000未満	5,000以上 7,500未満	7,500以上 10,000未満	10,000以上 20,000未満	20,000以上
	金額 (円)	13,300	26,700	46,500	54,800	69,300	92,100	110,700	131,400
法第十九条の七第二項（第三項で準用する場合を含む。）の就出金確認に相当する確認及び原動機取扱手数料の承認	原動機の出力 (kW)	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,500未満	2,500以上 5,000未満	5,000以上 7,500未満	7,500以上 10,000未満	10,000以上 20,000未満	20,000以上
	金額 (円)	12,200	24,400	44,300	52,600	67,100	89,900	106,500	129,200
法第十九条の十八の就出金確認に相当する確認及び原動機取扱手数料の承認	原動機の出力 (kW)	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,500未満	2,500以上 5,000未満	5,000以上 7,500未満	7,500以上 10,000未満	10,000以上 20,000未満	20,000以上
	金額 (円)	13,300	26,700	46,500	54,800	69,300	92,100	110,700	131,400

別表第二(第四十五号関係)

製造に 係る 予備 検査	油水分離器	1個につき	47,800円
	標準排出油結晶(ビルジ等排出防止設備のもの)	1個につき	2,500円
	標準排出油結晶(ふん尿等排出防止設備のもの)	1個につき	2,600円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき	51,600円
	油分濃度計	1個につき	62,800円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	49,700円
	流量計	1個につき	30,900円
	船速計	1個につき	30,900円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	55,300円
	油水境界面検出器	1個につき	30,900円
	洗浄機	1個につき	18,600円
	通風機	1個につき	8,300円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	59,600円
	ふん尿等処理装置	1個につき	55,300円
	液面計測装置	1個につき	4,950円
	圧力計測装置	1個につき	9,700円
	液位検出警報装置	1個につき	11,800円
	通知装置	1個につき	3,800円
	船舶発生油汚染防止設備	1個につき	62,300円
	改造、 修理 又は 整備に	油水分離器	1個につき
ビルジ用濃度監視装置		1個につき	25,900円
油分濃度計		1個につき	31,400円
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置		1個につき	24,900円
流量計		1個につき	15,400円
船速計		1個につき	15,400円

別表第二(第四十五号関係)

製造に 係る 予備 検査	油水分離器	1個につき	47,800円	
	標準排出油結晶(ビルジ等排出防止設備のもの)	1個につき	2,500円	
	標準排出油結晶(ふん尿等排出防止設備のもの)	1個につき	2,600円	
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき	51,600円	
	油分濃度計	1個につき	62,800円	
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	49,700円	
	流量計	1個につき	30,900円	
	船速計	1個につき	30,900円	
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	55,300円	
	油水境界面検出器	1個につき	30,900円	
	洗浄機	1個につき	18,600円	
	通風機	1個につき	8,300円	
	ふん尿等浄化装置	1個につき	59,600円	
	ふん尿等処理装置	1個につき	55,300円	
	改造、 修理 又は 整備に	油水分離器	1個につき	23,900円
		ビルジ用濃度監視装置	1個につき	25,900円
		油分濃度計	1個につき	31,400円
		バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	24,900円
		流量計	1個につき	15,400円
		船速計	1個につき	15,400円

係る 子 備 検 査	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	27,600円
	油水検出器	1個につき	15,400円
	洗浄機	1個につき	8,800円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	29,800円
	ふん尿等処理装置	1個につき	27,600円
	液面計測装置	1個につき	2,400円
	圧力計測装置	1個につき	4,800円
	高水位面警報装置	1個につき	5,800円
	通気装置	1個につき	1,950円
	船舶発生油汚染防止装置	1個につき	31,800円

別表第二（第四十五関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1通につき	4,350円
海洋汚染防止証書の再交付又は書換え	1通につき	4,400円
国際海洋汚染防止証書の交付、再交付又は書換え	1通につき	16,000円
臨時海洋汚染防止証書の再交付	1通につき	2,850円
海洋汚染防止検査手帳の再交付	1通につき	21,500円
予備検査合格証明書の交付	1通につき	1,550円
予備検査合格証明書の再交付	1通につき	3,000円
船舶に係る海洋汚染防止証書の交付	1通につき	3,850円
船舶に係る臨時海洋汚染防止証書の交付	1通につき	2,850円

係る 子 備 検 査	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	27,600円
	油水検出器	1個につき	15,400円
	洗浄機	1個につき	8,800円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	29,800円
	ふん尿等処理装置	1個につき	27,600円

別表第二（第四十五関係）

海洋汚染防止証書の再交付又は書換え	1通につき	4,400円
国際海洋汚染防止証書の交付、再交付又は書換え	1通につき	16,000円
臨時海洋汚染防止証書の再交付	1通につき	2,850円
海洋汚染防止検査手帳の再交付	1通につき	21,500円
予備検査合格証明書の交付	1通につき	1,550円
予備検査合格証明書の再交付	1通につき	3,000円
船舶に係る海洋汚染防止証書の交付	1通につき	3,850円
船舶に係る臨時海洋汚染防止証書の交付	1通につき	2,850円

放出量確認等引継申請書（第1号様式）

第一号様式（第一条の八関係）

放出量確認等引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第1条の8の規定により、次のとおり申請します。

放出量確認等を受けようとする原動機の種類、型式、出力及び数	
放出量確認等を受けようとする原動機の使用形態	
原動機製作者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
引継ぎ後放出量確認等を受けようとする時期	
引継ぎ後放出量確認等を受けようとする場所	
放出量確認等の引継ぎを受けようとする理由	
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

放出量確認等申請書（第1号の1）様式

第一号の様式（第一条の九関係）

放出量確認等申請書

年 月 日
殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第1条の9の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする放出量確認等の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項（第2項において準用する場合を含む。）に基づく放出量確認 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の7第2項（第3項において準用する場合を含む。）に基づく放出量確認に相当する確認
放出量確認等を受けようとする原動機の種類、型式、出力及び数	
放出量確認等を受けようとする原動機の使用形態	
原動機製作者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
放出量確認を受けようとする時期	
放出量確認を受けようとする事業所の名称及び所在地	
原動機の製造番号	
原動機取扱手引書の文書番号	
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の様式 (地方運輸局長が交付するもの) (第一条の十二関係)

番号 第 号
Certificate No.....

国際大気汚染防止原動機証書
ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度 (RPM) Rated power (kW) and speed (RPM)	原動機承認番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

- 上記の原動機は、条約附属書 VI によつて義務づけられた窒素酸化物排出に関する技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。
1. That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への据付け及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書 VI 第 13 規則に定める関係要件に適合していること。
2. That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and Technical File, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書 VI 第 5 規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This Certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of Certificate)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
海運事務所長

(印章)

国際大気汚染防止原動機証書 (EIAPP 証書) の追補
Supplement to Engine International Air Pollution Prevention Certificate (EIAPP Certificate)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年及び1997年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附属書 VI 並びに窒素酸化物排出に関する技術規則 (以下「窒素酸化物技術規則」という。)の規定に関するものである。

In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 and 1997 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") and of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines (hereinafter referred to as "NOx Technical Code").

注釈

Notes:

- 1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate

. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.

- 2 記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。
- 2 If the language of the original Record is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages.
- 3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、窒素酸化物技術規則によつて義務となつた要件をいう。
- 3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the NOx Technical Code.

1. 原動機の要目

Particulars of the engine

- 1.1 原動機製作者等の名称及び住所
Name and address of manufacturer.....
- 1.2 原動機の製造場所
Place of engine build.....
- 1.3 原動機の製造年月日
Date of engine build.....
- 1.4 放出量確認等の場所
Place of pre-certification survey
- 1.5 放出量確認等の年月日
Date of pre-certification survey
- 1.6 原動機の種類及び型式番号
Engine type and model number.....
- 1.7 原動機製造番号
Engine serial number.....
- 1.8 原動機ファミリー 又は 原動機グループの 代表 又は 代表以外 の原動機 (適用のある場合)
If applicable, the engine is a parent engine or a member engine
of the following or engine group
- 1.9 原動機の使用形態 (窒素酸化物技術規則第3章参照)
Test cycle (s) (see chapter 3 of the NOx Technical Code)
- 1.10 定格出力 (kW) 及び定格回転速度 (RPM)
Rated Power (kW) and Speed (RPM)
- 1.11 原動機承認番号
Engine approval number.....
- 1.12 試験燃料の仕様
Specification (s) of test fuel.....
- 1.13 窒素酸化物低減装置の承認番号 (設置している場合)
NOx reducing device designated approval number (if installed)
- 1.14 該当する窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) (附属書 VI 第13規則)
Applicable NOx Emission Limit (g/kWh) (regulation 13 of AnnexVI)
- 1.15 原動機の実際の窒素酸化物排出制限値 (g/kWh)
Engine's actual NOx Emission Value (g/kWh)

2. 原動機取扱手引書の要目

Particulars of the Technical File

- 2.1 原動機取扱手引書文書番号／承認番号
Technical File identification/approval number.....
- 2.2 原動機取扱手引書承認年月日
Technical File approval date.....
- 2.3 窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であって、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
The Technical File, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.
- 3. 船上における原動機の定期的検査の方法の仕様
Specifications for the On-board NOx Verification Procedures for the Engine Parameter Survey
 - 3.1 船上における検査の方法の識別番号／承認番号
On-board NOx verification procedures identification/approval number.....
 - 3.2 船上における検査の方法の承認年月日
On-board NOx verification procedures approval date.....
 - 3.3 窒素酸化物技術規則第6章で要求されている船上における検査の方法の仕様は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であって、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

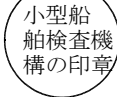
地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 海 運 事 務 所 長

(印章)

第一号の三様式（小型船舶検査機構が交付するもの）（第一条の十二関係）

番号 第 号
Certificate No.....

国際大気汚染防止原動機証書
ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、小型船舶検査機構が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by JAPAN CRAFT INSPECTION ORGANIZATION :

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度 (RPM) Rated power (kW) and speed (RPM)	原動機承認番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1. 上記の原動機は、条約附属書 VI によつて義務づけられた窒素酸化物排出に関する技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。
1. That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines made mandatory by Annex VI of the Convention; and
2. 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への据付け及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書 VI 第 13 規則に定める関係要件に適合していること。
2. That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and Technical File, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This Certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

.....において発給した。
 (証書の発給の場所)
 Issued at
 (Place of issue of Certificate)

.....
 (発給の日)

 (Date of issue)

小 型 船 舶 検 査 機 構 (印章)

国際大気汚染防止原動機証書 (EIAPP 証書) の追補
 Supplement to Engine International Air Pollution Prevention Certificate (EIAPP Certificate)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
 RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年及び1997年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附属書 VI 並びに窒素酸化物排出に関する技術規則 (以下「窒素酸化物技術規則」という。)の規定に関するものである。

In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 and 1997 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") and of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines (hereinafter referred to as "NOx Technical Code") .

注釈
 Notes:

- 1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate . The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。
- 2 If the language of the original Record is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages.
- 3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、窒素酸化物技術規則によつて義務となつた要件をいう。
- 3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the NOx Technical Code.

1. 原動機の要目

- Particulars of the engine
- 1.1 原動機製作者等の名称及び住所
Name and address of manufacturer.....
 - 1.2 原動機の製造場所
Place of engine build.....
 - 1.3 原動機の製造年月日
Date of engine build.....
 - 1.4 放出量確認等の場所
Place of pre-certification survey
 - 1.5 放出量確認等の年月日
Date of pre-certification survey
 - 1.6 原動機の種類及び型式番号
Engine type and model number.....
 - 1.7 原動機製造番号
Engine serial number.....
 - 1.8 原動機ファミリー 又は 原動機グループの 代表 又は 代表以外 の原動機 (適用のある場合)
If applicable, the engine is a parent engine or a member engine of the following or engine group
 - 1.9 原動機の使用形態 (窒素酸化物技術規則第3章参照)
Test cycle(s) (see chapter 3 of the NOx Technical Code)
 - 1.10 定格出力 (kW) 及び定格回転速度 (RPM)
Rated Power (kW) and Speed (RPM)
 - 1.11 原動機承認番号
Engine approval number.....
 - 1.12 試験燃料の仕様
Specification(s) of test fuel.....
 - 1.13 窒素酸化物低減装置の承認番号 (設置している場合)
NOx reducing device designated approval number(if installed)
 - 1.14 該当する窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) (附属書 VI 第13規則)
Applicable NOx Emission Limit (g/kWh) (regulation 13 of AnnexVI)
 - 1.15 原動機の実際の窒素酸化物排出制限値 (g/kWh)
Engine's actual NOx Emission Value (g/kWh)
2. 原動機取扱手引書の要目
Particulars of the Technical File
- 2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号
Technical File identification/approval number.....
 - 2.2 原動機取扱手引書承認年月日
Technical File approval date.....
 - 2.3 窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であって、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
The Technical File, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.
3. 船上における原動機の定期的検査の方法の仕様
Specifications for the On-board NOx Verification Procedures for the Engine Parameter Survey

- 3.1 船上における検査の方法の識別番号／承認番号
On-board NOx verification procedures identification/approval number.....
- 3.2 船上における検査の方法の承認年月日
On-board NOx verification procedures approval date.....
- 3.3 窒素酸化物技術規則第6章で要求されている船上における検査の方法の仕様は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であって、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)
.....
(Date of issue)

小 型 船 舶 検 査 機 構 (印章)

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書 (第一号の四様式)

第一号の四様式 (第一条の十三関係)

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の13第1項の規定により、次のとおり申請します。

原動機製作者等の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあつてはその	
--	--

代表者の氏名	
原動機の種類、型式、出力、製造番号及び承認番号	
証書の番号	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

国際大気汚染防止原動機証書換申請書 (第1号の五様式)

第一号の五様式 (第一条の十四関係)

国際大気汚染防止原動機証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第1条の14第1項の規定により、次のとおり申請します。

型 式 番 号		製 造 番 号	
原動機製作者等の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあつてはその 代表者の氏名			
証 書 番 号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		

備	考
---	---

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

検査引継申請書 (総1号の六様式)

第一号の六様式 (第三条関係)

検査引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

船名 (物件の名称)	船舶番号 (物件の製造番号)
船舶所有者又は物件の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
検査の種類	
引継ぎ後検査を受けようとする時期	
引継ぎ後検査を受けようとする場所	
検査の引継ぎを受けようとする理由	
備 考	

検査引継申請書 (総1号の六様式)

第一号様式 (第三条関係)

検査引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

船名 (物件の名称)	船舶番号 (物件の製造番号)
船舶所有者又は物件の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
検査の種類	
引継ぎ後検査を受けようとする時期	
引継ぎ後検査を受けようとする場所	
検査の引継ぎを受けようとする理由	
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。


- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。


海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書 (第二号様式)

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書 (第二号様式)

第二号様式 (第五条関係)
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査申請書

第二号様式 (第五条関係)
海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書

年 月 日
殿
氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名 

年 月 日
殿
氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名 

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第5条第1項の規定
により、次のとおり申請します。

船 名	船 舶 番 号		
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港	用 途		
総 ト ン 数	載貨重量トン数		
船 舶 の 長 さ	航行する海域		
国際航海に従事する船舶であるかどうかの別	最大搭載人員		
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする時期	検査を受けようとする場所		
備 考			

船 名	船 舶 番 号		
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港	用 途		
総 ト ン 数	載貨重量トン数		
船 舶 の 長 さ	航行する海域		
国際航海に従事する船舶であるかどうかの別	最大搭載人員		
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする時期	検査を受けようとする場所		
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書（第三号様式）

第三号様式（第五条関係）

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名			
総 ト ン 数		船 舶 の 長 さ	
最 大 搭 載 人 員			
臨時航行検査を受けよ うとする時期			
臨時航行検査を受けよ うとする場所			
臨時に航行の用に供し ようとする期間、航路 及び理由			
最近一年間に臨時航行 検査を受けて臨時に航 行の用に供した日数			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー及び有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとする

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等臨時航行検査申請書（第三号様式）

第三号様式（第五条関係）

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等臨時航行検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第5条第2項の規定
により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名			
総 ト ン 数		船 舶 の 長 さ	
最 大 搭 載 人 員			
臨時航行検査を受けよ うとする時期			
臨時航行検査を受けよ うとする場所			
臨時に航行の用に供し ようとする期間、航路 及び理由			
最近一年間に臨時航行 検査を受けて臨時に航 行の用に供した日数			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー及び有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとする

ときは、その旨及びタンカーにあつては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書 (第四号様式)

第四号様式 (第五条関係)

海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。

予備検査を受けようとする物件の名称、型式及び数	
製造者の氏名又は名称	
予備検査を受けようとする時期	
予備検査を受けようとする事業所の名称及び所在地	
予備検査の種類	
製造番号	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 改造、修理又は整備に係る予備検査を受ける物件にあつては、その略歴を備考欄に記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染等防止証書 (第六号様式)

ときは、その旨及びタンカーにあつては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止設備予備検査申請書 (第四号様式)

第四号様式 (第五条関係)

海洋汚染防止設備予備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。

予備検査を受けようとする物件の名称、型式及び数	
製造者の氏名又は名称	
予備検査を受けようとする時期	
予備検査を受けようとする事業所の名称及び所在地	
予備検査の種類	
製造番号	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 改造、修理又は整備に係る予備検査を受ける物件にあつては、その略歴を備考欄に記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止証書 (第六号様式)

第六号様式（第十八条の二関係）

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	大気汚染防止検査対象設備

海洋汚染等防止証書

第 号

船 名	船 舶 番 号	船籍港又は定係港
船 舶 所 有 者		用 途
総 ト ン 数	載貨重量トン数	最大搭載人員
条 件		
有 効 期 間	年 月 日 まで	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 海運事務所長		

第六号様式（第十八条の二関係）

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備

海洋汚染防止証書

第 号

船 名	船 舶 番 号	船籍港又は定係港
船 舶 所 有 者		用 途
総 ト ン 数	載貨重量トン数	最大搭載人員
条 件		
有 効 期 間	年 月 日 まで	
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の3第1項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 海運事務所長		

海洋汚染等防止証書交付申請書（第六号様式）

海洋汚染防止証書交付申請書（第六号様式）

第七号様式（第十九条関係）

海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
航 行 する 海 域		最大搭載人員	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止証書交付申請書 (縦書き)

第八号様式（第二十一条、第二十八条関係）

海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書

年 月 日

殿

第七号様式（第十九条関係）

海洋汚染防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
航 行 する 海 域		最大搭載人員	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止証書交付申請書 (縦書き)

第八号様式（第二十一条、第二十八条関係）

海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名 印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の

検査等に関する規則 第21条第4項
第28条第1項の規定により、次のとおり申請しま
す。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名	
<u>海洋汚染等防止証書の 番号</u>	
<u>海洋汚染等防止証書の 有効期間</u>	
<u>国際海洋汚染等防止証 書の番号</u>	
<u>国際海洋汚染等防止証 書の有効期間</u>	
運航予定	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 海洋汚染等防止証書の有効期間を延長する場合にあつては、国際海洋汚染等防
止証書の番号の欄及び国際海洋汚染等防止証書の有効期間の欄は、抹消すること
。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶汚染防止設備等 (第九号様式)

第九号様式 (第二十三条関係)

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防 止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名 印

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則 第21条第4項
第28条第1項の規定

により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名	
<u>海洋汚染防止証書の番 号</u>	
<u>海洋汚染防止証書の有 効期間</u>	
<u>国際海洋汚染防止証書 の番号</u>	
<u>国際海洋汚染防止証書 の有効期間</u>	
運航予定	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 海洋汚染防止証書の有効期間を延長する場合にあつては、国際海洋汚染防止証
書の番号の欄及び国際海洋汚染防止証書の有効期間の欄は、抹消すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶汚染防止設備等 (第九号様式)

第九号様式 (第二十三条関係)

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防 止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備

臨時海洋汚染等防止証書

第 号

船名	
船舶番号	
船舶所有者	
総トン数	
航路	
最大搭載人員	
条件	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の41第2項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 海運事務所長	

運輸建設省臨時海洋汚染等防止証書交付申請書 (第十号様式)

第十号様式 (第二十四条関係)

臨時海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

臨時海洋汚染防止証書

第 号

船名	
船舶番号	
船舶所有者	
総トン数	
航路	
最大搭載人員	
条件	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第2項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 海運事務所長	

運輸建設省臨時海洋汚染防止証書交付申請書 (第十号様式)

第十号様式 (第二十四条関係)

臨時海洋汚染防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
総トン数		最大搭載人員	
臨時に航行の用に供しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時に航行の用に供した日数			
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 3 タンカー及び有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとするときは、その旨及びタンカーにあつては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止検査手帳 (第十一号様式)

第十一号様式 (第二十五条関係)

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名



海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
総トン数		最大搭載人員	
臨時に航行の用に供しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時に航行の用に供した日数			
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 3 タンカー及び有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとするときは、その旨及びタンカーにあつては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止検査手帳 (第十一号様式)

第十一号様式 (第二十五条関係)

(一)

船名.....
船舶番号.....
船籍港又は定係港.....
船舶所有者.....

海洋汚染等防止検査手帳

年 月 日交付
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
海運事務所長



(二)

記載の要領

- (2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の保守の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止設備等にあつては、その種類、海洋汚染防止緊急措置手引書等にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。
- (4) 海海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の記録の(i) (e)、(ii) (f)、(iii) (d)、(iv) (b)及び(v) (f)は、船級船については、船級協会が記載すること。
- (5) 検査の記録は、船級船については、船級協会が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の46第2項に規定する検査を行ったときに、必要な事項を記

(一)

船名.....
船舶番号.....
船籍港又は定係港.....
船舶所有者.....

海洋汚染防止検査手帳

年 月 日交付
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
海運事務所長



(二)

記載の要領

- (2) 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の保守の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止設備等にあつては、その種類、海洋汚染防止緊急措置手引書等にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。
- (4) 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の記録の(i) (e)、(ii) (f)及び(iii) (d)は、船級船については、船級協会が記載すること。
- (5) 検査の記録は、船級船については、船級協会が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の12第2項に規定する検査を行ったときに、必要な事項を記載して添付すること。

載して添付すること。

(四)

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の保守の記録

時 期	種 類	保 守 の 内 容	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

(四)

(2) 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の保守の記録

時 期	種 類	保 守 の 内 容	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

年			
月	日		

(五)

(3) 海洋汚染等防止証書の記録

(i) 海洋汚染等防止証書

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	大気汚染防止検査対象設備

第 号

船 名	船 舶 番 号	船籍港又は定係港
船 舶 所 有 者	用 途	
総 ト ン 数	載貨重量トン数	最大搭載人員
条 件		
有 効 期 間	年 月 日 まで	

(ii) 海洋汚染等防止証書の変更事項

時 期	変 更 事 項	地方運輸局
-----	---------	-------

年			
月	日		

(五)

(3) 海洋汚染等防止証書の記録

(i) 海洋汚染等防止証書

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備

第 号

船 名	船 舶 番 号	船籍港又は定係港
船 舶 所 有 者	用 途	
総 ト ン 数	載貨重量トン数	最大搭載人員
条 件		
有 効 期 間	年 月 日 まで	

(ii) 海洋汚染等防止証書の変更事項

時 期	変 更 事 項	地方運輸局
-----	---------	-------

長等

長等

(六)

(六)

(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の記録

- (i) すべての船舶に関する記録
 - (a) 船舶の区分

 - (b) ビルジ等排出防止設備の要目

 - (c) 同等物等

(4) 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の記録

- (i) すべての船舶に関する記録
 - (a) 船舶の区分

 - (b) ビルジ等排出防止設備の要目

 - (c) 同等物等

(d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等

(e) (a)から(d)までの変更の記録

(d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等

(e) (a)から(d)までの変更の記録

(v) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録

(a) 原動機の要目

(b) 原動機取扱手引書

(c) 硫黄酸化物放出低減装置の要目

(d) 揮発性物質放出防止設備の要目

(e) 船舶発生油等焼却設備の要目

(f) (a)～(e)の変更の記録

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

番号 第 号
Certificate No.....

国際大気汚染防止証書

INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名
Name of ship
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters
船籍港
Port of registry
総トン数
Gross tonnage.....
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number

船舶の種類: タンカー
Type of ship: tanker
 ships other than a tanker

この証書は、以下の事項を証明する。
THIS IS TO CERTIFY

1. 当該船舶が条約の附属書 VI の第 5 規則に基づいて検査されたこと
1. That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and
2. 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書 VI に定める関係要件に適合していること。
2. That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based:

この証書は、条約附属書 VI 第 5 規則の規定による検査が行われることを条件として、
.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys in
accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of Certificate)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

条約附属書 VI 第 5 規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定に適
合していることが認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 5 of Annex VI of the Convention
the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

年次検査 場所
Annual survey: Place:.....
日付
Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査 場所
Annual／Intermediate survey: Place:.....
日付

Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
海運事務所長

(印章)

年次検査／中間検査
Annual/Intermediate survey:

場所
Place:.....
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
海運事務所長

(印章)

年次検査
Annual survey:

場所
Place:.....
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
海運事務所長

(印章)

条約附属書 VI 第9規則(8)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査
ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE
WITH REGULATION 9(8)(C)

条約附属書 VI 第9規則(8)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査において、この船舶
が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 9
(8)(c) of Annex VI of the Convention, the ship was found to comply with relevant provisions
of the Convention:

場所
Place:.....
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
海運事務所長

(印章)

条約附属書 VI 第9規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID
FOR LESS THAN 5 YEARS WHERE REGULATION 9(3) APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書 VI 第9規則(3)の規定に従つて まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation 9(3) of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until ...

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
海運事務所長

(印章)

更新検査が完了し、条約附属書 VI 第9規則(4)の規定を適用する場合における裏書
ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN
COMPLETED AND REGULATION 9(4) APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書 VI 第9規則(4)の規定に従つて まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 9(4) of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until ...

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長

(印章)

沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

条約附属書 VI 第 9 規則 (5) 又は第 9 規則 (6) の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE
REGULATION 9(5) or 9(6) APPLIES

この証書は、条約附属書 VI 第 9 規則 (5) 又は第 9 規則 (6) の規定に従ってまで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation 9(5) or 9(6) of Annex VI of the Convention , be accepted as valid until

場所
Place:.....
日付
Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

条約附属書 VI 第 9 規則 (8) の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE
WHERE REGULATION 9(8) APPLIES

条約附属書 VI 第 9 規則 (8) の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 9(8) of Annex VI of the Convention , the new anniversary date is

場所
Place:.....
日付
Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

条約附属書 VI 第 9 規則 (8) の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 9(8) of Annex VI of the Convention , the new anniversary date is

場所
Place:.....
日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

(印章)

国際大気汚染防止証書の追補
Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate
(IAPP 証書)
(IAPP Certificate)

構造及び設備に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附属書 VI の規定に関するものである。

In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention").

注釈
Notes:

- 1 この記録は、IAPP 証書に常に添付しておく。IAPP 証書は、いかなる時も船内に備えておく。
1 This Record shall be permanently attached to the IAPP Certificate. The IAPP Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。
2 If the language of the original Record is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages.
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない」又は「適用がない。」の場合は「-」を、記入する。
3 Entries in boxes shall be made by inserting either a cross (x) for the answer "yes" and "applicable" or a (-) for the answers "no" and "not applicable" as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
4 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1. 船舶の要目
Particulars of ship

- 1.1 船名
Name of ship
- 1.2 船舶番号及び信号符字
Distinctive number or letters
- 1.3 国際海事機関船舶識別番号
IMO number
- 1.4 船籍港
Port of registry
- 1.5 総トン数
Gross tonnage
- 1.6 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction
- 1.7 原動機の改造を開始した日（適用のある場合）（第13規則）
Date of commencement of major engine conversion (if applicable) (regulation 13)

2. 船舶からの大気汚染に係る排出の規制

Control of emissions from ships

2.1 オゾン層破壊物質（第12規則）

Ozone depleting substances (regulation 12)

- 2.1.1 ハロンを収納している次の消火装置及び設備は、使用を続けることができる。

The following fire extinguishing systems and equipment containing halons may continue in service:.....

装置又は設備 System equipment	設置場所 Location on board

- 2.1.2 CFCs を収納している次の装置及び設備は、使用を続けることができる。

The following systems and equipment containing CFCs may continue in service:.....

装置又は設備 System equipment	設置場所 Location on board

- 2.1.3 2020年1月1日前に搭載された、ハロゲン化されたクロロフルオロカーボン (HCFCs) を含む次の装置は、使用を続けることができる。

The following systems containing hydro-chlorofluorocarbons (HCFCs) installed before 1 January 2020 may continue in service:

装置又は設備 System equipment	設置場所 Location on board

2.2 窒素酸化物 (NOx)（第13規則）

Nitrogen oxides (NOx) (regulation 13)

- 2.2.1 出力が130kW を超え、2000年1月1日以後に搭載された次の原動機は、窒素酸化物技術規則に従い、第13規則 (3) (a) の排出基準に適合する。

The following diesel engines with power output greater than 130kW, and installed on a ship constructed on or after 1 January 2000, comply with the emission standards of regulation 13(3) (a) in accordance with the NOx Technical code:

原動機製造者等及び原動機の型式 Manufacturer and model	製造番号 Serial number	使用形態 Use	定格出力(kW) Power output (kW)	定格回転速度(RPM) Rated speed (RPM)

- 2.2.2 出力が130kWを超え、第13規則(2)に規定される主要な改造を2000年1月1日以後に行つた次の原動機は、窒素酸化物技術規則に従い、第13規則(3)(a)の排出基準に適合する。

The following diesel engines with power output greater than 130kW, and which underwent major conversion per regulation 13(2) on or after 1 January 2000, comply with the emission standards of regulation 13(3) (a) in accordance with the NOx Technical code:

原動機製造者等及び原動機の型式 Manufacturer and model	製造番号 Serial number	使用形態 Use	定格出力(kW) Power output (kW)	定格回転速度(RPM) Rated speed (RPM)

- 2.2.3 出力が130kWを超え、2000年1月1日以後に搭載された次の原動機は、又は出力が130kWを超え、第13規則(2)に規定される主要な改造を2000年1月1日以後に行つた次の原動機は、第13規則(3)及び窒素酸化物技術規則に従つた窒素酸化物低減装置又は他の同等の装置を備えている。

The following diesel engines with power output greater than 130kW, and installed on a ship constructed on or after 1 January 2000, or with power output greater than 130kW, and which underwent major conversion per regulation 13(2) on or after 1 January 2000, are fitted with an exhaust gas cleaning system or other equivalent methods in accordance with regulation 13(3), and the NOx Technical code:.....

原動機製造者等及び原動機の型式 Manufacturer and model	製造番号 Serial number	使用形態 Use	定格出力(kW) Power output (kW)	定格回転速度(RPM) Rated speed (RPM)

- 2.2.4 上記2.2.1、2.2.2及び2.2.3のうち次の原動機は、窒素酸化物技術規則に従つた窒素酸化物排出監視記録装置を備えている。

The following diesel engines from 2.2.1, 2.2.2 and 2.2.3 above are fitted with NOx emission monitoring and recording devices in accordance with the NOx

Technical Code:.....

原動機製造者等 及び原動機の型 式 Manufacturer and model	製造番号 Serial number	使用 形態 Use	定格出力(k W) Power output (kW)	定格回転速度 (RPM) Rated speed (RPM)

2.3 硫黄酸化物(SOx) (第14規則)

Sulphur oxides (SOx) (regulation 14)

2.3.1 船舶が第14規則(3)に規定する硫黄酸化物排出規制海域内を運航する場合、船舶は、

When the ship operates within an SOx Emission Control Area specified in regulation 14(3), the ship uses:

- .1 硫黄分1.5%以下以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で書証する。;又は
- .1 fuel oil with a sulphur content that does not exceed 1.5% as documented by bunker delivery notes; or.....
- .2 硫黄酸化物の排出を6.0g SOx/kWh未満に低減するための、承認された硫黄酸化物放出低減装置を使用する。;又は
- .2 an approved exhaust gas cleaning system to reduce SOx emissions below 6.0g SOx/kWh; or.....
- .3 硫黄酸化物の排出を6.0g SOx/kWh未満に低減するためのその他の技術を使用する。
- .3 other approved technology to reduce SOx emissions below 6.0g SOx/kWh.

2.4 揮発性有機化合物(VOCs) (第15規則)

Volatile organic compounds (VOCs) (regulation 15)

2.4.1 このタンカーは、MSC/Circ. 585 に従って承認された蒸気収集装置を有している。

The tanker has a vapour collection system installed and approved in accordance with MSC/Circ. 585.

2.5 船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備

The ship has an incinerator:

- .1 改正された海洋環境保護委員会決議76(40)に適合している。
- which complies with resolution MEPC. 76(40) as amended
- .2 2000年1月1日前に搭載されたので、改正された海洋環境保護委員会決議76(40)に適合していない。
- installed before 1 January 2000 which does not comply with resolution MEPC. 76(40) as amended.....

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
海運事務所長

(印章)

国際海洋汚染防止証書交付申請書 (第十三号様式)

第十三号様式 (第二十七条関係)

国際海洋汚染防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用途	
総トン数		載貨重量トン数	
航行する海域		最大搭載人員	
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。

国際海洋汚染防止証書交付申請書 (第十三号様式)

第十三号様式 (第二十七条関係)

国際海洋汚染防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用途	
総トン数		載貨重量トン数	
航行する海域		最大搭載人員	
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染等防止証書等再交付申請書 (第十四号様式)

海洋汚染等防止証書等再交付申請書 (第十四号様式)

第十四号様式 (第二十九条関係)

第十四号様式 (第二十九条関係)

海洋汚染等防止証書等再交付申請書

海洋汚染等防止証書等再交付申請書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
証書等の有効期間	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
証書等の有効期間	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期間の欄は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期間の欄は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十五号様式 (第三十条関係)

海洋汚染防止証書等書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名			船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
証書等の種類及び番号				
書換えを受けようとする事項	新			
	旧			
備考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十七号様式 (第三十三条関係)

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

第十五号様式 (第三十条関係)

海洋汚染防止証書等書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名			船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
証書等の種類及び番号				
書換えを受けようとする事項	新			
	旧			
備考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十七号様式 (第三十三条関係)

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第33条第2項の規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

予備検査合格証明書 (第十八号様式)

第十八号様式 (第三十三条関係)

予備検査合格証明書

第 号

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第33条第2項の
規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

予備検査合格証明書 (第十八号様式)

第十八号様式 (第三十三条関係)

予備検査合格証明書

第 号

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

上記物件は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条第3項の規定による検査に合格したことを証明する。

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
海運事務所長



上記物件は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条第3項の規定による検査に合格したことを証明する。

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
海運事務所長



予備検査合格証明書再交付申請書 (第十九号様式)

予備検査合格証明書再交付申請書 (第十九号様式)

第十九号様式 (第三十三条関係)

第十九号様式 (第三十三条関係)

予備検査合格証明書再交付申請書

予備検査合格証明書再交付申請書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
予備検査合格証明書の番号及び交付年月日	
再交付を受けようとする理由	
備考	

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
予備検査合格証明書の番号及び交付年月日	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の新旧対照条文

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）

新	旧
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による事業場の認定及び同条の規定による整備規程の認可に関しては、法並びに法第十九条の四十九第一項及び第二項において準用する船舶安全法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>(認定)</p> <p>第三条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定（以下この章において「認定」という。）は、次の各号に掲げる物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 液面計測装置</p> <p>十三 圧力計測装置</p>	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による事業場の認定及び同条の規定による整備規程の認可に関しては、法並びに法第十七条の十五第一項及び第二項において準用する船舶安全法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>(認定)</p> <p>第三条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定（以下この章において「認定」という。）は、次の各号に掲げる物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。</p> <p>一〇十一 (略)</p>

十四 高位液面警報装置

十五 通気装置

十六 船舶発生油等焼却設備

2 認定は、改造又は修理の工事の別、物件の範囲その他の事項について必要な限定をして行うことができる。

(認定の申請)

第四条 (略)

2 前項の事業場認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二又は第六条ノ四第二項の規定による確認(以下この章において「確認」という。)の方法を記載した書類

三 (略)

3 (略)

(確認の方法等)

第八条 (略)

2 検査主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容を記載して記名押印するとともに、当該物件に、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による確認にあつては確認したことを証する認印(製造工事に係る物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る物件にあつては第五号様式)を、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第二項の規定による確認にあつては次項に規定する標示を付さなければならない。

2 認定は、改造又は修理の工事の別、物件の範囲その他の事項について必要な限定をして行うことができる。

(認定の申請)

第四条 (略)

2 前項の事業場認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二又は第六条ノ四第二項の規定による確認(以下この章において「確認」という。)の方法を記載した書類

三 (略)

3 (略)

(確認の方法等)

第八条 (略)

2 検査主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容を記載して記名押印するとともに、当該物件に、法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による確認にあつては確認したことを証する認印(製造工事に係る物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る物件にあつては第五号様式)を、法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第二項の規定による確認にあつては次項に規定する標示を付さなければならない。

- 3 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第九条第五項の国土交通省令で定める標示は、第六号様式とする。
- 4 (略)

(整備規程の認可)

第十三条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次の各号に掲げる物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

- 一〜十一 (略)
- 十二 液面計測装置
- 十三 圧力計測装置
- 十四 高位液面警報装置
- 十五 通気装置
- 十六 船舶発生油等焼却設備
- 2〜4 (略)

(変更命令)

第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項の技術上の基準の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

(整備規程の認可の失効及び取消し)

第十七条 (略)

- 3 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第九条第五項の国土交通省令で定める標示は、第六号様式とする。
- 4 (略)

(整備規程の認可)

第十三条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次の各号に掲げる物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

- 一〜十一 (略)
- 2〜4 (略)

(変更命令)

第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項の技術上の基準の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

(整備規程の認可の失効及び取消し)

第十七条 (略)

- 2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。
- 一 第十四条第一項の規定による変更の認可を受けず、第二十八条第一項の規定により法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改定したとき。
- 二 四（略）

（認定の申請）
第二十条（略）

- 2 前項の事業場認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一・二（略）
- 三 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による確認（以下この章において「確認」という。）の方法を記載した書類
- 四（略）
- 3（略）

（承認）

第二十八条の二 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

一 <u>法第十九条の四十九</u>	第三条第二項の規定によ	国土
第一項において準用す	り限定をされた事項を変	交通

- 2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。
- 一 第十四条第一項の規定による変更の認可を受けず、第二十八条第一項の規定により法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改定したとき。
- 二 四（略）

（認定の申請）
第二十条（略）

- 2 前項の事業場認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一・二（略）
- 三 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による確認（以下この章において「確認」という。）の方法を記載した書類
- 四（略）
- 3（略）

（承認）

第二十八条の二 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

一 <u>法第十七条の十五第</u>	第三条第二項の規定によ	国土
一項において準用する	り限定をされた事項を変	交通

<p>る船舶安全法第六条ノ 二の規定による認定を 受けた者</p>	<p>更しようとするとき。</p>	<p>大臣</p>
<p>二 法第十九条の四十九 第一項において準用す る船舶安全法第六条ノ 二の規定による認定を 受けた者</p>	<p>当該物件について法第十 九条の四十九第一項にお いて準用する船舶安全法 第六条ノ四第一項の規定 による型式承認を受けた こと等により、確認の方 法を新たに定め、又はこ れを変更しようとする とき。</p>	<p>国土 交通 大臣</p>
<p>三 法第十九条の四十九 第一項において準用す る船舶安全法第六条ノ 三の規定による認定を 受けた者</p>	<p>当該認定に係る物件の範 囲を変更しようとする とき。</p>	<p>地方 運輸 局長</p>
<p>四 法第十九条の四十九 第一項において準用す る船舶安全法第六条ノ 三の規定による認定を 受けた者</p>	<p>当該認定に係る確認の方 法を変更しようとする とき。</p>	<p>地方 運輸 局長</p>

2
4
(略)

<p>船舶安全法第六条ノ二 の規定による認定を受 けた者</p>	<p>更しようとするとき。</p>	<p>大臣</p>
<p>二 法第十七条の十五第 一項において準用する 船舶安全法第六条ノ二 の規定による認定を受 けた者</p>	<p>当該物件について法第十 七条の十五第一項におい て準用する船舶安全法第 六条ノ四第一項の規定に よる型式承認を受けたこ と等により、確認の方法 を新たに定め、又はこれ を変更しようとする とき。</p>	<p>国土 交通 大臣</p>
<p>三 法第十七条の十五第 一項において準用する 船舶安全法第六条ノ三 の規定による認定を受 けた者</p>	<p>当該認定に係る物件の範 囲を変更しようとする とき。</p>	<p>地方 運輸 局長</p>
<p>四 法第十七条の十五第 一項において準用する 船舶安全法第六条ノ三 の規定による認定を受 けた者</p>	<p>当該認定に係る確認の方 法を変更しようとする とき。</p>	<p>地方 運輸 局長</p>

2
4
(略)

(届出)

第二十八条の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

<p>一 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者</p>	<p>次に掲げる事項について変更しようとする場合（・、又は・）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第五条第一項第一号に規定する施設及び設備 ・ 第五条第一項第二号に掲げる者及び検査主任者 ・ 第五条第一項第三号に規定する制度 ・ 第五条第一項第四号イからへまでに掲げる事項 ・ 第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度 	<p>国土交通大臣</p>
<p>二 法第十九条の</p>	<p>天災その他の事由により前号中</p>	<p>国土</p>

(届出)

第二十八条の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

<p>一 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者</p>	<p>次に掲げる事項について変更しようとする場合（・、又は・）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第五条第一項第一号に規定する施設及び設備 ・ 第五条第一項第二号に掲げる者及び検査主任者 ・ 第五条第一項第三号に規定する制度 ・ 第五条第一項第四号イからへまでに掲げる事項 ・ 第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度 	<p>国土交通大臣</p>
<p>二 法第十七条の</p>	<p>天災その他の事由により前号中</p>	<p>国土</p>

<p>四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者</p>	<p>三 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者</p>	<p>四 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人</p>
<p>欄に掲げる事項について変更が生じた場合（・、又は・に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業を廃止したとき 	<p>当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき</p>
<p>交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>

<p>十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者</p>	<p>三 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者</p>	<p>四 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人</p>
<p>欄に掲げる事項について変更が生じた場合（・、又は・に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業を廃止したとき 	<p>当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき</p>
<p>交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>

<p>五 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認可を受けた者</p>	<p>六 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認可を受けた者の相続人又は清算人</p>	<p>七 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認可を受けた者</p>
<p>次に掲げる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。 ・ 当該認可に係る事業を廃止したとき。 	<p>当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。</p>	<p>次に掲げる事項について変更しようにする場合（・、・又は・）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の整備の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二十一条第一項第二号に規定する施設及び設備 ・ 整備主任者
<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>地方運輸局長</p>

<p>五 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認可を受けた者</p>	<p>六 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認可を受けた者の相続人又は清算人</p>	<p>七 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認可を受けた者</p>
<p>次に掲げる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。 ・ 当該認可に係る事業を廃止したとき。 	<p>当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。</p>	<p>次に掲げる事項について変更しようにする場合（・、・又は・）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の整備の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二十一条第一項第二号に規定する施設及び設備 ・ 整備主任者
<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>地方運輸局長</p>

<p>八 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p>	<p>天災その他の事由により前号中欄に掲げる事項に変更が生じた場合（・、・又は・に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の整備の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>九 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p>	<p>次に掲げる場合 ・ 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業を廃止したとき。</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>十 法第十九条の四十九第一項に</p>	<p>当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。</p>	<p>地方運輸</p>

<p>八 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p>	<p>天災その他の事由により前号中欄に掲げる事項に変更が生じた場合（・、・又は・に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の整備の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>九 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による認定を受けた者</p>	<p>次に掲げる場合 ・ 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき ・ 当該認定に係る事業を廃止したとき。</p>	<p>地方運輸局長</p>
<p>十 法第十七条の十五第一項にお</p>	<p>当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。</p>	<p>地方運輸</p>

において準用する船舶安全法第六條ノ三の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人

局長

(権限の委任)

第二十九条 法第十九條の四十九第一項において準用する船舶安全法第六條ノ三に規定する認定に係る国土交通大臣の権限は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。）が行う。

(手数料)

第三十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

手数料を納付すべき者	金 額
一 製造工事に係る法第十九條の四十九第一項において準用す	イ ロに掲げる場合以外の場合 は、一件につき五十万円。ただし、同時に別表の同一区分

いて準用する船舶安全法第六條ノ三の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人

局長

(権限の委任)

第二十九条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六條ノ三に規定する認定に係る国土交通大臣の権限は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。）が行う。

(手数料)

第三十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

手数料を納付すべき者	金 額
一 製造工事に係る法第十七条の十五第一項において準用する	イ ロに掲げる場合以外の場合 は、一件につき五十万円。ただし、同時に別表の同一区分

<p>二 改造修理工事に係る法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けようとする者</p>	<p>る船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けようとする者</p>
<p>イ ロに掲げる場合以外の場合 は、一件につき三十九万二百円。ただし、同時に別表の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十万八千二百円</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別表の区分が同一である他の物件について認定を受けている場合は、一件につき十万八千二百円</p>	<p>に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十万八千二百円</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別表の区分が同一である他の物件について認定を受けている場合は、一件につき十万八千二百円</p>
<p>二 改造修理工事に係る法第十七条の十五条第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けようとする者</p>	<p>船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けようとする者</p>
<p>イ ロに掲げる場合以外の場合 は、一件につき三十九万二百円。ただし、同時に別表の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十万八千二百円</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別表の区分が同一である他の物件について認定を受けている場合は、一件につき十万八千二百円</p>	<p>に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十万八千二百円</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別表の区分が同一である他の物件について認定を受けている場合は、一件につき十万八千二百円</p>

<p>三 (略)</p>	<p>四 法第十九条の四十 九第一項において準 用する船舶安全法第 六条ノ三の規定によ る整備規程の認可を 受けようとする者</p>	<p>五 (略)</p>	<p>六 法第十九条の四十 九第一項において準 用する船舶安全法第 六条ノ三の規定によ る認定を受けよう とする者</p>
<p>一件につき三十六万九千八百円</p>			<p>イ ロに掲げる場合以外の場合 は、一件につき十三万九千七 百円。ただし、同時に別表の 同一区分に属する物件の二以 上の類型について認定の申請 をする場合における当該二以 上の類型のうちその個数より 一を減じた個数の類型につい ては、一件につき三万八千五 百円</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別 表の区分が同一である物件の 類型について認定を受けてい る場合は、一件につき三万八 千五百円</p>

<p>三 (略)</p>	<p>四 法第十七条の十五 第一項において準用 する船舶安全法第六 条ノ三の規定による 整備規程の認可を受 けようとする者</p>	<p>五 (略)</p>	<p>六 法第十七条の十五 第一項において準用 する船舶安全法第六 条ノ三の規定による 認定を受けようとする 者</p>
<p>一件につき三十六万九千八百円</p>			<p>イ ロに掲げる場合以外の場合 は、一件につき十三万九千七 百円。ただし、同時に別表の 同一区分に属する物件の二以 上の類型について認定の申請 をする場合における当該二以 上の類型のうちその個数より 一を減じた個数の類型につい ては、一件につき三万八千五 百円</p> <p>ロ 認定の申請に係る物件と別 表の区分が同一である物件の 類型について認定を受けてい る場合は、一件につき三万八 千五百円</p>

七 (略)

2 外国において法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二及び第六条ノ三の規定による認定を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万二千八百円を加算した額とする。

3 (略)

別表(第三十一条関係)

油水分離器
ビルジ用濃度監視装置
油分濃度計
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置
流量計
船速計
油境界面検出器
洗浄機
ふん尿等浄化装置
ふん尿等処理装置
液面計測装置
圧力計測装置
高位液面警報装置
通気装置
船舶発生油等焼却設備

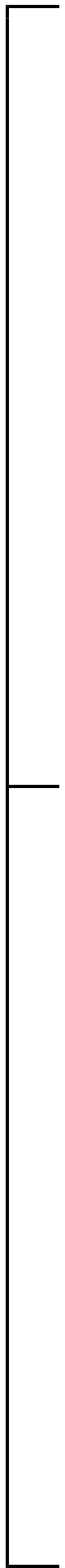
七 (略)

2 外国において法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二及び第六条ノ三の規定による認定を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万二千八百円を加算した額とする。

3 (略)

別表(第三十一条関係)

油水分離器
ビルジ用濃度監視装置
油分濃度計
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置
流量計
船速計
油境界面検出器
洗浄機
ふん尿等浄化装置
ふん尿等処理装置



第一号様式(第四条、第二十条関係)

事業場認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の製造工事に係る認定を受けたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第4条第1項第20条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定を受けようとする事業場の名称及び型式
- 2 認定を受けようとする物件の範囲

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号様式(第四条、第二十条関係)

事業場認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の製造工事に係る認定を受けたいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第4条第1項第20条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定を受けようとする事業場の名称及び型式
- 2 認定を受けようとする物件の範囲

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二号様式（第六条関係）

第 号

製造事業場認定書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣



第二号様式（第六条関係）

第 号

製造事業場認定書

殿

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣



第三号様式（第六条関係）

第 号

改造修理事業場認定書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣



第三号様式（第六条関係）

第 号

改造修理事業場認定書

殿

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ2の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 物件の範囲以外についての限定事項

年 月 日

国土交通大臣



整備規程認可申請書（第七号様式）

第七号様式（第十三条関係）

整備規程認可申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ3の規定による整備規程の認可を受けたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第13条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認可に係る物件

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

整備規程認可申請書（第七号様式）

第七号様式（第十三条関係）

整備規程認可申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ3の規定による整備規程の認可を受けたいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第13条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認可に係る物件

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第八号様式 (第十四条関係)

整備規程変更認可申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



年 月 日に認可を受けた整備規程について、下記のとおり変更をしたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第八号様式 (第十四条関係)

整備規程変更認可申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



年 月 日に認可を受けた整備規程について、下記のとおり変更をしたいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第九号様式（第二十二条関係）

第 号

整備事業場認定書

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ3の規定により、下記のとおり認定する。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長



第九号様式（第二十二条関係）

第 号

整備事業場認定書

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ3の規定により、下記のとおり認定する。

記

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長



第十一号様式(第二十四条関係)

整備済証明書

年 月 日

殿

事業場の名称及び
所在地
整備主任者の氏名



下記の物件は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく事業場の認定に関する規則第24条第1項の規定に基づき確認されたものであることを証明する。

記

1 物件の名称及び型式

2 確認を行った年月日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第十一号様式(第二十四条関係)

整備済証明書

年 月 日

殿

事業場の名称及び
所在地
整備主任者の氏名



下記の物件は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく事業場の認定に関する規則第24条第1項の規定に基づき確認されたものであることを証明する。

記

1 物件の名称及び型式

2 確認を行った年月日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第十二号様式 (第二十八条の二関係)

変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

年 月 日の製造工事の改造修理工事に係る認定について、下記のとおり認定の際限
定された事項を
物件の範囲を変更したいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づ
づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十二号様式 (第二十八条の二関係)

変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

年 月 日の製造工事の改造修理工事に係る認定について、下記のとおり認定の際限
定された事項を
物件の範囲を変更したいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づ
づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の新旧対照条文

○ 海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）

新	旧
<p>海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「法」という。）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による型式承認及び検定に関しては、法並びに法第十九条の四十九第一項及び第三項において準用する船舶安全法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>(型式承認)</p> <p>第三条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による型式承認（以下「型式承認」という。）は、別表第一の型式承認及び検定の項に掲げる物件の型式ごとに行う。</p> <p>(型式承認の基準)</p> <p>第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に適合するも</p>	<p>海洋汚染防止設備型式承認規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「法」という。）第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による型式承認及び検定に関しては、法並びに法第十七条の十五第一項及び第三項において準用する船舶安全法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>(型式承認)</p> <p>第三条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による型式承認（以下「型式承認」という。）は、別表第一の型式承認及び検定の項に掲げる物件の型式ごとに行う。</p> <p>(型式承認の基準)</p> <p>第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が</p>

のであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

(型式承認の申請)

第五条 (略)

2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

三・四 (略)

3 (略)

(型式承認試験)

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第一項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2・3 (略)

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型

当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

(型式承認の申請)

第五条 (略)

2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

三・四 (略)

3 (略)

(型式承認試験)

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2・3 (略)

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型

式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書（第三号様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者（第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 〇六 (略)

(型式承認の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項、

式について、法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書（第三号様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者（第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 〇六 (略)

(型式承認の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項又

第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二・三 (略)

四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る物件の製造工事の能力について法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る物件以外の物件に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第八条第三項に規定する標示を付したとき。

五〇七 (略)

(検定に係る証印及び合格証明書)

第十五条 検定に合格した物件に対しては、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第九条第四項の規定により証印（第五号様式）を付するものとする。

2〇4 (略)

(再検定)

第二十六条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第十一条第一項の規定による再検定を申請しようとする者は、検定に対する不服の事項及びその理由を記載した再検定申請書を当該検定を行った地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録検定機関が行う検定についての読替え)

は第十条の二第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二・三 (略)

四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る物件の製造工事の能力について法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る物件以外の物件に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第八条第三項に規定する標示を付したとき。

五〇七 (略)

(検定に係る証印及び合格証明書)

第十五条 検定に合格した物件に対しては、法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第九条第四項の規定により証印（第五号様式）を付するものとする。

2〇4 (略)

(再検定)

第二十六条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第十一条第一項の規定による再検定を申請しようとする者は、検定に対する不服の事項及びその理由を記載した再検定申請書を当該検定を行った地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録検定機関が行う検定についての読替え)

第二十七条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録検定機関（以下単に「登録検定機関」という。）が行う検定については、第十三条中「地方運輸局長（検定に係る物件を製造する事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。以下同じ。）、検定に係る物件を製造する事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第二十六条までにおいて同じ。）」とあり、第十四条、第十五条第二項及び第三項並びに前条中「地方運輸局長」とあるのは、「登録検定機関」と読み替えてこれらの規定を適用する。

別表第一（第三条、第二十九条関係）

検具	定標準		型式承認	検定
	排出のもの	ビルジ等排 出防止設備		
油水分離器	二三八、五〇〇円	一個につき		
連結 ふん尿等排 出防止設備	三三、三〇〇円	一個につき		
排出のもの	三三、三〇〇円	一個につき		
ビルジ等排 出防止設備	三三、三〇〇円	一個につき		
ふん尿等排 出防止設備	三三、九〇〇円	一個につき		
出防止設備 のもの	三三、九〇〇円	一個につき		

第二十七条 法第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録検定機関（以下単に「登録検定機関」という。）が行う検定については、第十三条中「地方運輸局長（検定に係る物件を製造する事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。以下同じ。）、検定に係る物件を製造する事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第二十六条までにおいて同じ。）」とあり、第十四条、第十五条第二項及び第三項並びに前条中「地方運輸局長」とあるのは、「登録検定機関」と読み替えてこれらの規定を適用する。

別表第一（第三条、第二十九条関係）

検具	定標準		型式承認	検定
	排出のもの	ビルジ等排 出防止設備		
油水分離器	二三八、五〇〇円	一個につき		
連結 ふん尿等排 出防止設備	三三、三〇〇円	一個につき		
排出のもの	三三、三〇〇円	一個につき		
ビルジ等排 出防止設備	三三、三〇〇円	一個につき		
ふん尿等排 出防止設備	三三、九〇〇円	一個につき		
出防止設備 のもの	三三、九〇〇円	一個につき		

び 及 認 承 式 型											
液面計測装置	ふん尿等処理装置	ふん尿等浄化装置	通風機	洗浄機	油水境界面検出器	監視制御装置の監視記録装置	船速計	流量計	装置	油分濃度計	装置
七〇、五〇〇円	二四七、八〇〇円	二五八、九〇〇円	一二二、七〇〇円	九四、二〇〇円	一九七、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円	一六一、一〇〇円	一六一、一〇〇円	一九九、八〇〇円	四〇〇、五〇〇円	三二五、二〇〇円
一個につき 八〇〇円	一個につき 一〇、六〇〇円	一個につき 一一、八〇〇円	一個につき 一、八〇〇円	一個につき 六、八〇〇円	一個につき 一一、〇〇〇円	一個につき 一八、七〇〇円	一個につき 一〇、二〇〇円	一個につき 一〇、二〇〇円	一個につき 一〇、二〇〇円	一個につき 一一、二〇〇円	一個につき 一三、七〇〇円

び 及 認 承 式 型											
ふん尿等処理装置	ふん尿等浄化装置	通風機	洗浄機	油水境界面検出器	監視制御装置の監視記録装置	船速計	流量計	装置	油分濃度計	装置	
二四七、八〇〇円	二五八、九〇〇円	一二二、七〇〇円	九四、二〇〇円	一九七、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円	一六一、一〇〇円	一六一、一〇〇円	一九九、八〇〇円	四〇〇、五〇〇円	三二五、二〇〇円	
一個につき 一〇、六〇〇円	一個につき 一一、八〇〇円	一個につき 一、八〇〇円	一個につき 六、八〇〇円	一個につき 一一、〇〇〇円	一個につき 一八、七〇〇円	一個につき 一〇、二〇〇円	一個につき 一〇、二〇〇円	一個につき 一〇、二〇〇円	一個につき 一一、二〇〇円	一個につき 一三、七〇〇円	

圧力計測装置	九〇、七〇〇円	一個につき	一、六〇〇円
高位液面警報装置	一〇六、七〇〇円	一個につき	一、〇〇〇円
通気装置	六二、五〇〇円	一個につき	八〇〇円
船舶発生油等焼却設備	二四四、六〇〇円	一個につき	一四、七〇〇円
第八条第一項の規定による承認	一件につき	九、四〇〇円	
第十五条第二項の規定による検定合格証明書の交付	一通につき	一、五五〇円	
第十五条第三項の規定による検定合格証明書の再交付	一通につき	三、〇〇〇円	

別表第二(第二十九条関係)

油水分離器	一個につき	一三、一〇〇円
ビルジ等排出防止設備のも	一個につき	三九〇円
標準排出の	一個につき	
ふん尿等排出防止設備のも	一個につき	四一〇円
連結具の	一個につき	
ビルジ用濃度監視装置	一個につき	一三、一〇〇円

第八条第一項の規定による承認	一件につき	九、四〇〇円
第十五条第二項の規定による検定合格証明書の交付	一通につき	一、五五〇円
第十五条第三項の規定による検定合格証明書の再交付	一通につき	三、〇〇〇円

別表第二(第二十九条関係)

油水分離器	一個につき	一三、一〇〇円
ビルジ等排出防止設備のも	一個につき	三九〇円
標準排出の	一個につき	
ふん尿等排出防止設備のも	一個につき	四一〇円
連結具の	一個につき	
ビルジ用濃度監視装置	一個につき	一三、一〇〇円

検	
油分濃度計	一個につき 二一、二〇〇円
バラスト用濃度監視装置 の監視記録装置	一個につき 九、八〇〇円
流量計	一個につき 九、八〇〇円
船速計	一個につき 九、八〇〇円
バラスト用油排出監視制 御装置の監視記録装置	一個につき 一七、九〇〇円
油水境界面検出器	一個につき 一一、四〇〇円
洗浄機	一個につき 六、五〇〇円
通風機	一個につき 一、七〇〇円
ふん尿等浄化装置	一個につき 一一、三〇〇円
ふん尿等処理装置	一個につき 一〇、二〇〇円
揮液面計測装置	一個につき 七六〇円
圧力計測装置	一個につき 一、五〇〇円
高液位面警報装置	一個につき 一、九五〇円
通気装置	一個につき 七六〇円
船舶発生油等焼却設備	一個につき 二三、六〇〇円

検	
油分濃度計	一個につき 二一、二〇〇円
バラスト用濃度監視装置 の監視記録装置	一個につき 九、八〇〇円
流量計	一個につき 九、八〇〇円
船速計	一個につき 九、八〇〇円
バラスト用油排出監視制 御装置の監視記録装置	一個につき 一七、九〇〇円
油水境界面検出器	一個につき 一一、四〇〇円
洗浄機	一個につき 六、五〇〇円
通風機	一個につき 一、七〇〇円
ふん尿等浄化装置	一個につき 一一、三〇〇円
ふん尿等処理装置	一個につき 一〇、二〇〇円

第一号様式 (第五条関係)

型式承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式

- 2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号様式 (第五条関係)

型式承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受けたいので、海洋汚染防止設備型式承認規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式

- 2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二号様式（第七条関係）

第 号

型 式 承 認 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

1 物件の名称

2 物件の型式

年 月 日

国土交通大臣



第二号様式（第七条関係）

第 号

型 式 承 認 書

殿

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

1 物件の名称

2 物件の型式

年 月 日

国土交通大臣



第三号様式（第八条関係）

型式承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受けた物件の型式について、変更をしたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 変更をしようとする事項
- 3 変更をしようとする理由

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式（第八条関係）

型式承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受けた物件の型式について、変更をしたいので、海洋汚染防止設備型式承認規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 変更をしようとする事項
- 3 変更をしようとする理由

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第四号様式（第十三条関係）

検 定 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の検定を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 検定を受けようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 検討を受けようとする物件の数量並びにその製造年月及び製造番号
- 3 検定を受けようとする物件を製造した事業場の名称及び所在地
- 4 検定を受けようとする時期
- 5 検定を受けようとする場所

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第四号様式（第十三条関係）

検 定 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の検定を受けたいので、海洋汚染防止設備型式承認規則第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 検定を受けようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 検討を受けようとする物件の数量並びにその製造年月及び製造番号
- 3 検定を受けようとする物件を製造した事業場の名称及び所在地
- 4 検定を受けようとする時期
- 5 検定を受けようとする場所

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第六号様式（第十五条関係）

検定合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



下記の物件について、検定合格証明書の交付を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第15条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 数 量
- 4 製造年月
- 5 製造番号
- 6 製造した事業場の名称及び所在地
- 7 備 考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第六号様式（第十五条関係）

検定合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



下記の物件について、検定合格証明書の交付を受けたいので、海洋汚染防止設備型式承認規則第15条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 数 量
- 4 製造年月
- 5 製造番号
- 6 製造した事業場の名称及び所在地
- 7 備 考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第七号様式 (第十五条関係)

第 号

検定合格証明書

下記の物件について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の規定による検定に合格したことを証明する。

記

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 数 量
- 4 製造年月
- 5 製造番号
- 6 製造した事業場の名称及び所在地

年 月 日

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 海 運 事 務 所 長
 登 録 検 査 機 関



第七号様式 (第十五条関係)

第 号

検定合格証明書

下記の物件について、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の規定による検定に合格したことを証明する。

記

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 数 量
- 4 製造年月
- 5 製造番号
- 6 製造した事業場の名称及び所在地

年 月 日

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 海 運 事 務 所 長
 登 録 検 査 機 関



第八号様式（第十五条関係）

検定合格証明書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



下記の物件の検定合格証明書について、その再交付を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第15条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 製造番号
- 4 製造した事業場の名称及び所在地
- 5 検定合格証明書の番号及び交付年月日
- 6 再交付を受けようとする理由
- 7 備 考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第八号様式（第十五条関係）

検定合格証明書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



下記の物件の検定合格証明書について、その再交付を受けたいので、海洋汚染防止設備型式承認規則第15条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認番号
- 2 名称及び型式
- 3 製造番号
- 4 製造した事業場の名称及び所在地
- 5 検定合格証明書の番号及び交付年月日
- 6 再交付を受けようとする理由
- 7 備 考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年十二月十四日運輸省令第五十一号）の新旧対照条文

○ 小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年十二月十四日運輸省令第五十一号）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。ただし、<u>第十条第四号及び第二十条の二から第二十条の五まで</u>において使用する用語にあつては<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）</u>において使用する用語の例、<u>第十条第五号及び第二十一条から第二十三条まで</u>において使用する用語にあつては<u>小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号。以下「小型船舶登録法」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(事業計画書の記載事項)</p> <p>第三条 法第二十五条の十第三項の国土交通省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第二十五条の二十七第一項各号、<u>第二項各号、第三項各号及び第四項に掲げる業務の開始の時期</u></p> <p>二 法第二十五条の二十七第一項各号、<u>第二項各号、第三項各号及び第四項に掲げる業務に関する計画の概要</u></p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。ただし、<u>第十条第四号及び第二十一条から第二十三条まで</u>において使用する用語は、<u>小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号。以下「小型船舶登録法」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(事業計画書の記載事項)</p> <p>第三条 法第二十五条の十第三項の国土交通省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第二十五条の二十七第一項各号、<u>第二項各号及び第三項に掲げる業務の開始の時期</u></p> <p>二 法第二十五条の二十七第一項各号、<u>第二項各号及び第三項に掲げる業務に関する計画の概要</u></p> <p>三〇五 (略)</p>

(機構の目的の達成するために必要な業務の認可の申請)

第八条 機構は、法第二十五条の二十七第四項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(業務方法書の記載事項)

第十条 法第二十五条の二十八第二項の国土交通省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 小型船舶に設置される原動機に係る放出量確認(海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定する放出量確認をいう。以下同じ。)、原動機取扱引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事項

五 小型船舶の登録及び測度に関する事項

六 その他機構の業務に関し必要な事項

(小型船舶用原動機放出量確認等事務規程の変更の認可についての適用)

第十二条の二 第十二条の規定は、海洋汚染等防止法第十九条の十一第一項後段の規定による認可について準用する。

(小型船舶用原動機放出量確認等事務規程の記載事項)

第二十条の三 海洋汚染等防止法第十九条の十一第三項の国土交通省令で定める小型船舶用原動機放出量確認等事務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

(機構の目的の達成するために必要な業務の認可の申請)

第八条 機構は、法第二十五条の二十七第三項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(業務方法書の記載事項)

第十条 法第二十五条の二十八第二項の国土交通省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 小型船舶の登録及び測度に関する事項

五 その他機構の業務に関し必要な事項

一 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の申請の受理に関する事項

二 放出量確認の執行方法に関する事項

三 原動機取扱手引書の承認に関する事項

四 国際大気汚染防止原動機証書の交付、書換、再交付及び返納に関する事項

五 その他小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施に必要な事項

(小型船舶用原動機放出量確認等業務員の要件)

第二十条の四 第十四条の規定は、海洋汚染等防止法第十九条の十二第二項の国土交通省令で定める小型船舶用原動機放出量確認等業務員の要件について準用する。

(小型船舶用原動機放出量確認等業務員の選任届等)

第二十条の五 機構は、海洋汚染等防止法第十九条の十二第三項前段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 小型船舶用原動機放出量確認等業務員の氏名及び生年月日

二 前号の者が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所
の名称及び所在地

三 前条において準用する第十四条各号に掲げる要件のうち第一号の者が該当するもの

2 前項の届出書には、同項第一号の者が前条において準用する第十四条各号のいずれかに該当すること及び海洋汚染等防止法第十九条の十二第五項の者に該当しないことを信じさせるに足る書面を添附しなければならない。

3

機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員について第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等業務員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録測度設備)

第二十三条 機構は、法第二十五条の二十七第三項第一号に掲げる事務を行う事務所に、小型船舶の各部の寸法を測定するため必要な設備を備えておかなければならぬ。

(登録測度設備)

第二十三条 機構は、法第二十五条の二十七第二項第一号に掲げる事務を行う事務所に、小型船舶の各部の寸法を測定するため必要な設備を備えておかなければならぬ。

小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令（昭和四十八年十二月十四日運輸省令第五十二号）の新旧対照条文

○ 小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令（昭和四十八年十二月十四日運輸省令第五十二号）

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">(勘定区分)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び収益勘定を設けて経理するものとする。</p> <p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。） (二十五条の二十七第一項第一号及び第二号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務のうち同項第一号及び第二号に掲げる業務に附帯するもの、<u>同条第二項に掲げる業務並びに同条第四項に掲げる業務</u>（法第二十五条の二第一項及び第二項の目的を達成するために必要なものに限る。）に係る経理</p> <p>二 <u>法第二十五条の二十七第三項に掲げる業務及び同条第四項に掲げる業務</u>（法第二十五条の二第三項の目的を達成するために必要なものに限る。）に係る経理</p> <p>三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">(勘定区分)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び収益勘定を設けて経理するものとする。</p> <p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。） (二十五条の二十七第一項第一号及び第二号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務のうち同項第一号及び第二号に掲げる業務に附帯するもの並びに<u>同条第三項に掲げる業務</u>（法第二十五条の二第一項の目的を達成するために必要なものに限る。）に係る経理</p> <p>二 <u>法第二十五条の二十七第二項に掲げる業務及び同条第三項に掲げる業務</u>（法第二十五条の二第二項の目的を達成するために必要なものに限る。）に係る経理</p> <p>三 (略)</p>

新	旧
<p>（航海日誌）</p> <p>第十一条 航海日誌の様式は、第二号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第一種の従業制限を有する漁船にあつては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第六表から第八表までは備えることを要しない。</p> <p>② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）<u>第十一條の六第一項の表第一号に掲げる海域に入域する場合であつて、同条第二項第一号イに掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。</u></p>	<p>（航海日誌）</p> <p>第十一条 航海日誌の様式は、第二号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第一種の従業制限を有する漁船にあつては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第六表から第八表までは備えることを要しない。</p> <p>② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。</p> <p>一 十五（略）</p>